

立つて要求を貫徹するか！ 失業して餓死するか！

決定的闘争あるのみだ！

神戸市松本通五丁目八五

海員刷新會本部 鈴木正一

諸君の手に必要なる出版物を送りたいが何丸に如何なる人が居るか解す、そのまゝに成つて居りますが本部に通信して下さい下されば必ず送ります。

第七

海員刷新會NEWS

神戸松本通り

従来海上労働者の最前線に働き来りし我が刷新會は絶えて久しく其の影を海上より消したるかの如く労働大衆の中に思はせしも資本主義最後の全線的功勢に直面せる無産大衆の現状より見る時過去の長き潜行運動は今や一大勢力を以て大衆の中に根強き闘争を巻き起すべきであらう。是れこそ眞に目下の急であり前衛の任務である又斯くする事に依り被等支配階級の没落を早からしむるのであり其の闘争過程に刷新會の政策スローガンは大衆のものたらしむる事が出来得るであらう。搾取の中に重き鐵鎖を寸断せんと支配階級の下す一切の彈壓の狂氣的烽火の中に勇敢に

果敢に闘争しつゝある君等革命的刷新會諸君！

何故組織を持つ可きか？ 彼等は組織的に彈壓して居るか？

最近在つた事であり諸君の良く知つて居る事實で天洋丸事件司厨同盟員のストライキ紀洋丸の労働事件の悪化に際してごをだ勇敢なる同志の闘争に彼等飽く無き搾取階級の奴輩を戦慄せしめたであらう。だが其時勝つたか負けたか何れであつたらう恐らくは大勝利だとは誰も言ひ得ないであらう。而も其後の彼等はごをだ狂氣的に彈壓するばかりで無く個々の耐久力の僅少なるを意識して彼等は其金力と権力を支配の上に利用し凡ゆる暴壓をほし、まゝに無産大衆の上に大鐵ついで下しつゝ有るでは無いか見よ！ 労働農民黨の解散労働組合評議會の全日本無産青年同盟の解散こそ是の事實こそ彼等の直面的暴壓であり功勢であると言ふ事を表明するものだ。と共に之こそ彼等の最後の戦を交じえんとしてゐるものであり勞農大衆の不満と反抗を押へ切れなくなつた最後の暴壓に外ならないのだ。

労働者農民の要求する最後の日は近づいた!! 今や我等は大衆的に而かも計画的に組織的に吾等の要求を彼等支配階級にたゞき附けて無産大衆解放のノロシ火を上げよ！ 總ての場所に反抗の濤浪を巻き起し大衆を組織化せよ！ 其の大衆的闘争は今や吾人前衛に與へられ

んとして居る。此の與へられたる楔機を逸すな！ 組織へ！ 力は組織だ！

社外船員諸君の不平要求

聴け！ 海上に長く資本の功勢なる搾取に過度の労働と封建的殘存風習を餘儀無くされて居た社外船員諸君の不平と反抗の叫びを！ 而も是等社外船の勇敢なる闘士諸君の叫びは眞に海上労働大衆の總てが要求して居る不平と不満であると共に吾等必ず闘ひ取るべき要求なのだ！

即ち失業手當、最低賃銀、待遇改善、解雇手當、海上労働者特別保護法

機關部六時間其他八時間制の確立だ！

是れだ！ 是れこそ俺達の長く要求して居た海上労働者要求であり必ずや闘ひ取るべき闘争目標なのだ！

而して之等の要求を闘ひ取るには階級的大衆共同戦線が必要なのだ！ 一歩振りかえつて彼等支配階級を見よ奴等が其の牙城を獲る時に又支配の手を。搾取を。より大きくせんとする時にごをだ奴等階級は功勢に動員するではないか。何んぞ俺達無産階級には何にも無い唯だ有るものは生産の大權を持つのみだ。だが諸君此の生産の總てを持つて居る事が彼等支配階級を最も恐れしむる事であり又無産者の力強き所だ立て！！ 必ず立て！ 今や一大階級の戦線は開かれんとして居る！

社外船の兄弟と共に立て！

海員組合幹部の化けのカタをばざろ

見よ！ 彼等支配階級の御氣ゲン取りをして来た彼等大衆より浮きはなれた組合幹部は自己の力を存續せんが爲に郵船に商船に來て社外船員諸君の闘争を己れがしたかの様なうそ八百を並べ立て、諸君等の前に表れて居るのだ。此の機會をにがすな！ 海員組合だからかを此際一掃して要求を闘い取れ！ 長き間の潜行運動に練磨せる組織上戦術を以て巧みに戦へ！ 此の闘争を通じて闘争要求に燃えたる海上大衆を捕へよ！ 刷新會の旗の下に闘争の巻となせ！ 組織へ團結へ！

報告 左の項目を決定せしに依り報告實行す

四月二十一日

一、會費徴收の件

毎月會費を徴收し是れを通信費とす(本部支部を計し五十錢とし前納する事)

一、通信

毎月一回以上各船の報告を各員に通信し船内の運動を活潑に展開すること通信に接したる時は飽く迄其展開に努力する事

一、諸運動の展開と維持費

各員強めて維持をなす事しかして其展開されて行く運動を援けて行く事

是迄での潜行運動は今や表面化して來た其勢は實に破竹とも言ふべき様である。見よ!! 海員大衆の不平要求の叫びは實に滿せる堤の如くもし針先のふるる共押流されんとして居るでは無いか、わづかにくちたるくるに依りて持ちこたへて居る現状である。

斯の如き時機に當面せる我が海上の方向梶は今如何に働くべきであらうか? 實に歴史的使命は正に吾人の手に依りて成されんとして居る! 刷新會の旗になびく闘争へ! 無産階級解放へ! 時は來た! 凡ての障礙物を突破して進め!

階級線の途上に提げられたる障得物其れは運動費の絶無だ! 共に與へられたるモメントを活潑に捕へるには諸君の闘争だ! 然るにや何んぞ通信費の不足に依る状態の報告の遅延は諸君の仕事と大衆の要求と不平を展開し得なかつた事をいかんとす然るに從來是等經濟的方面に對する活動は意識に上りつゝも尙取り残されて居たので有つた。然し闘争の展開と共に經濟的行きなやみは上り加重と成り從來の如きルーズなやり方では最早や運動は展開され得なくなつた。而かも見よ! 戦闘の前夜は來た! 歴史は回轉する一路解放へ!

戦線は擴大して行くダングンを送れ!

吾等の旗を固く援けて經濟的行きなやみを打破しろ!

一、レポート(通信)

各船よりレポートを送れとは是迄でもやかましく言はれた事で有つたが各船の諸君はをそらく此の事に對しては異議無いであろうと思ふ然るに何等レポートに接しない此の様な事は次への運動の支しようを來たすものであると思ふ又其れのみならず大衆闘争に動員するに際し非常なる損失である故に必ず突發的事の有つた際は事務所にレポートする事。

一、航海済んで歸つたら必ず事務所を訪問する事。

右の項目を在港フラクションに依り決定す。

海員組合常務が盛んに宣傳して居た社外船員諸君の闘争の日は目とハナの間にせまつた。此の機に一層努力して大衆動員の準備をなせ。

刷新會のスローガンを大衆の物たらしめよ。あく迄で支持して闘争を展開せよ。四疊半會議に終はらせるな!

ポーナス問題の二舞をふむな……大衆的闘争へ!

常任が此頃身體を非常にいためて居るため内容の充實して居ない事を諸君に濟まないがかんにんしてもらいたいと思ふ(共産黨事件後血をはいて居るしまつです)

| 野 長 | | 罪 名 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 | | 氏 名 | | 犯 時 | |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-----------------|---------|
| 出 版 | 同 | 意 見 | 結 果 | 年 月 日 | 結 果 | 意 見 | 結 果 | 農 | 北 原 龜 二 | 年 齡 | 犯 時 | 無 産 者 新 聞 支 局 員 | 宮 島 弘 三 |
| 罰三十圓 | 同二十圓 | 見 | 了 | 三、六、三 | 三、同五圓 | 見 | 了 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 |
| 三、六、三 | 同 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 | 三、同五圓 |

犯 罪 事 實 (判 決)

第一、被告人北原は南信一般労働者組合下伊那支部書記を勤め、被告人宮島は同書記の事務を補助し居るものなる處、昭和三年四月中同組合員にして長野縣上伊那郡南向村福島製材所職工安藤一郎が解雇せらるること爲りたるより、被告人等は同製材所の職工に對し宣傳文書を配布せんことを共謀し、同月十一日被告人北原は「福島製材所の労働者諸君」と題し、労働者が労働組合の團結により資本家に對抗すべき旨を力説したる左記文案を作成し、被告人宮島は之を謄寫版に依り

約百枚を印刷したるが、之に

- (一) 發行者の氏名、住所及發行年月日を記載せず、
- (二) 印刷者の氏名、住所及印刷年月日を記載せず、
- (三) 發行前主務官廳に法定の届出を爲さず、

被告人兩名にて同月十五日夜前製材の合宿所に到り、職工宮島九一に該印刷物四十二枚を交付の上他の職工へも其配布を託し、更に同月十七日夜合宿所に到り、職工宮島正夫外三名に該印刷物五十四枚を交付の上他の職工へも其配布を託し、以て頒布を爲し、

第二、被告人北原は犯意を繼續の上、同年五月十四日「大凍害に苦しむ養蠶家農民の急を救へ」と題し養蠶家に對する政府、縣其他の當局者の措置を非難したる文書を起案し、同縣下伊那郡飯田町印刷業山下國太郎に依囑して五千枚を印刷し、是亦同印刷物に

- (一) 發行者の氏名、住所を記載せず、
- (二) ナシ
- (三) 發行前主務官廳に法定の届出を爲さず

して同月十五日頃より同月末日迄の間に亘り伊藤收一外數名をして同郡松尾村の民衆其他に頒布

したるものなり。

記

福島製材所の労働者諸君！

僕等も労働者だ、だが諸君!! 朝の六時から夕方六時まで、それも三人いる仕事を二人で、二人かかる仕事を一人で受けもつて、その上上の目たかの目で附きつきりに監督されて、ごのして俺等の體がつづくものか。

それもだ、人間なみに賃銀をくれて、もちつと人間らしい家に住まつて、せめて妻子だけでも楽しんで暮せるやうにしてくれるんなら俺達も辛棒しようが、今の有様はごうだらう、人間の住家と思へぬやうなバラツク險約のしようもないほどいごい安賃銀、それも資本家はその月の勘定を次の月の十五日迄延ばして居ると云ふではないか、これじや如何にしてもやりきれないと思はぬものがあるのだらうか。

近頃は「不景氣だから」と云ふ口實で、何の落度もない仲間を首切つておつぱり出して居るさうだ、今日は人の身、明日は吾が身何時誰が首切られるかわからないのだ、不景氣なら不景氣で資本家も労働者も共に苦しんで行くと云ふのが今迄労働者をさんさんこき使つて儲けて來た資本家の義力があるのだ。

理ではないか、それを自分の都合一つで落度もないにおぼつり出すとは餘りにヒドイやり方だ、何とかせねばならぬと諸君は思ふに相違ない、けれども諸君!! 安心してくれ、労働者には労働組合と云ふ力がある、労働組合は必と諸君の要求を貫徹して、人間らしい待遇を資本家にさせる力があるのだ。

東京深川の木場には数え切れぬ製材工場があるが、そこに居る千人餘の製材工は労働組合に團結して、八時間労働制、絶対解雇しない事、満足に生活の出来るだけの賃銀を出す事、傷病手當は充分に出す事、等の要求も立派に資本家に容れさせて、堂々と安心してやつてゐる。

飯田方面でも各製材所の労働者は組合に團結して、この要求を貫かうとして奮起してゐる。諸君!! 組合の力で團結すれば必ずこの要求が通るのだ、何故なら、組合の團結の力は資本家の不誠意を必ずブチャブル力があるからだ。

毎月の勘定は月末に仕拂へ!!

労働時間を短くせよ!!

不當首切りに反對だ!!

飯田町長姫町二丁目 南信一般労働者組合

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------|------|-----|------|----|-----|----|----------------|-------|----|
| 青森 | | 第一區審 | | 第二區審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
| 出版 | 各罪 罰十圓 | 意見 | 年月日 | 結果 | 意見 | 年月日 | 結果 | 無業者新聞 青森支局員 | 山田義三郎 | 三 |
| | 三、九、六 | 結了 | 結果 | 結了 | 結果 | 結果 | | | | |

犯罪事實(判決)

第一、被告人は、昭和三年六月八日頃青森市大字浦町字橋本なる青森一般労働組合事務所に於て、堀井膳寫版と稱する印刷器を使用し「不平ヲ押し包ム淡谷ノ兄弟モ勝ツタンダゾ」と題し、大港木材株式會社職工の労働時間短縮賃銀値上等に關する記事を掲載せる左記冊子約八十枚を印刷したる上、之を同月八日青森市に於て頒布したるに拘らず、出版法第三條所定の届出手續を爲さず。

第二、被告人は、同年同月十日前同所に於て、前同様の方法に依り「全國闘争情報云々」と題して知事の一般投票に依る公選府縣の完全なる自治制地方的農民政府の樹立等に關する記事を掲載せる冊子約三十枚を印刷したる上、之を同日青森市内に於て頒布したるに拘らず、前同様届出手續を爲さず。

第三、被告人は、同年同月十一日前同所に於て、前同様の方法に依り「一時間多く働けば五百四十圓

之を團結の力で取り返せ」と題し、大港製材株式會社職工の労働時間短縮等に關する冊子約百枚を印刷したる上、之を同月十七日青森市内に於て頒布したるに拘らず、前同様届出手續を爲さざりしものなり。

記

不平を押し包むな!
淡谷の兄弟も勝つたんだぞ!
大港の労働者諸君!

隣の淡谷の三十名の兄弟は俺達に何を教へて呉れたか? 腹の不平不満を即時資本家オヤヂにたたきつけろと警鐘を亂打して呉れたのでなかつたか——
大港百二十の要求は之だ!

朝六時半からねむい目をこすりこすり飯も生カミにして一服吸ふ暇もなく出かけなければならぬ俺達は痛切に要求するものは出勤時間をのばせと云ふことではなからうか!
時間の長い割にまた賃銀は一般に不足ではないか! 健康保険の問題共済組合ノ問題その外ひるかへつて見れば何やかや澤山の不平不満を押し包んで一體仕事が出来るかいかい?

全國に總罷業を執行してゐる船員は何してゐると思ふ、最低賃銀をきめると勇敢に資本家オヤヂと戦つてゐるではないか今こそ潮時だぞ！ 即時要求を叩きつけ様じやないかい！

●働く時間を短くしろ！

●賃銀をもつと上げろ！

●健康保険法を改正しろ！

| 山岡 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|-----------|---------|----------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| 罪 名 | 第 一 審 | 結 果 | 結 果 | 結 果 | 結 果 | | |
| 同 警 治 安 察 | 同 罰 十 圓 | 同 三、八、二七 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 福山労働組合主事 高橋 鶴吉 | 三三 |
| 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | | |
| 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 大阪労働組合書記 鶴 五三 | 三三 |
| 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | | |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人兩名は、日本労働總同盟の會員なるが、近時岡山縣小田郡笠岡町福島紡績株式會社笠岡分工場内に同工場工務長を主幹とし、被告人等と主義を異にせる福友會と稱する職工組合組織せられ、該福友會が右工場内の日本労働總同盟會員を漸次切崩し、之を福友會に加入せしむべく努力せるよ

り、被告人兩名は、之に對抗して會員の爭奪を爲すべく「同ジ福紡ニ働ク笠岡ノ兄弟諸君労働者ヲ資 本家ニ賣ラントスル組長ヲヤツツケヨ云々 福山ノ同志ハ諸君ヲ其ノ奴隸生活ヨリ解カントシテ笠 岡組長工務ヲ徹底的ニヤツツケルベク決意シタ 今直グ御用組合ヨリ脱退セヨ 労働者ヲ資本家ニ 賣ラントスル階級的裏切者ヲヤツツケヨ」この趣旨を印刷したる檄文を頒布すべく計畫中、昭和三年 六月七日頃警察官より安寧秩序を紊る虞ありとの理由の下に、右印刷物を頒布せざる様豫め注意を 受けしが、同月十九日午後前記笠岡分工場表門附近の道路に於て、折柄同工場より退出の職工等に 右檄文を配付中、警察官より安寧秩序を紊す虞ありとして、之れが配付を禁止せられたるに拘らず、 被告人兩名は、孰れも該禁止命令に従はずして、其の現場に於て右檄文各一枚を職工に配付したる ものなり。

| 路 鋤 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| 罪 名 | 第 一 審 | 結 果 | 結 果 | 結 果 | 結 果 | | |
| 同 警 治 安 察 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 日本農民組合書記 赤井儀太郎 | 三三 |
| 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | 同 罰 十 圓 | | |

犯 罪 事 實 (略 式)

一、被告人は昭和三年六月三十日頃北海道常呂郡野付牛町大通東十一丁目自宅に於て、居町一般労働者に配付する目的を以て、自己所有の謄寫版を使用し「不景氣は「ヒドク」ナル一方ダ」と題し、所謂不景氣の原因竝に景氣恢復策の要領は労働者團結して労働條件を改善するにある旨記載したる文書四十枚を作成印刷したるに拘らず、其の文書に印刷の年月日を記載せざりしものなり。

| 路 釧 | | 第一 審 | | 第二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|---------|
| 出 版 | 罰 金 | 意 見 | 結 果 | 意 見 | 結 果 | 意 見 | 結 果 | | | |
| 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 鐵工職 | 松澤徳哉 | 三 |
| 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 三、四十圓 | 上告中 | | |

犯 罪 事 實 (判 決)

一、被告人は北海道河西郡帶廣町三ツ瀬鐵工場に鐵工として雇はれ勞務に服する傍、労働運動に従事し、帶廣町に労働組合を組織すべく同志と畫策し居る者なる處、昭和三年七月上旬同町に於て工場安全週間の催しあるや、此の機會を利用して労働組合員を糾合する目的を以て、同月三日同町東一條七丁目松下ウメ方に於て謄寫版を以て「まだゴマカシの安全週間長時間の労働で何が安全だ」と題し、「今年モ又七月二日カラ八日迄安全週間ダトヌカシテグニモ付カナイ文句入ノボスタ

一、ラベタベタ貼付ケ、工場カラ病人ヤ怪我人ガ出レバ手前等ノ不完全ナル設備ヲ棚ニ上ゲヤガツテ、俺等ノ不注意ダトヌカスノダ、馬鹿野郎、此ンナボスターハ手前等ノ座敷ニデモブラ下ゲテ面ヲ洗ツテ考ヘテ見ロ、内務省ヤ資本案ハ何時デモ此ノゴマカシヲヤルノダ、奴等ノゴマカシ宣傳ニ乗ルナ」云々「奴等ハ俺達ノ命ヨリモ金ガヲシイノダ、ソレドコロジヤナイ俺等ヲ殺シテモ金ヲフンダクリタイノダ、マルデ工場ダカ屠殺場ダカワカリヤシナイ、此ンナ事デ何が安全週間ダヨクモヅウノ、シク吹クラハスモノダ、此ンナ資本案勝手ノ安全週間ヲケツトバシ」云々と記載したる檄文約五百枚を印刷し、翌四日右文書を帶廣町内の帝國製麻株式會社、北海道製糖株式會社及各鐵工場等に於て其労働者に頒布したるに拘はらず、

第一、右文書を出版するに當り發行の日より到達すべき日數を除き三日前に製本二部を添へ内務省に届出を爲さず。

第二、右發行に係る文書に發行者、印刷者の氏名、住所竝發行印刷の年月日を記載せざりしものなり。

一、昭和三年八月十二日午後六時頃弘前市樋屋町茶太樓新聞社内にて、謄寫器を用ひ解散に反對して警察署に押掛くべき旨の四種の激文赤色半紙四ツ切合計約百枚を印刷し、所轄官署に之が成規の届出を爲さずして、同日午後九時頃弘前市下白銀町弘前公會堂に於ける舊勞農黨解散後の新黨準備會弘前支部の演說會が解散を命ぜらるるや、被告は同公會堂二階窓口より右印刷物を屋外の公衆に對し之を頒布し。

二、同年同月九日頃前記茶太樓新聞社内にて、謄寫器を用ひて印刷したる「工場ノ兄弟」と題する、勞働者は青森一般勞働組合弘前支部準備會へ一切の相談を爲すべく、且勞働者は勞働組合へ参加すべき旨の半紙半切の勧誘文書を發行するに當り、之に其の印刷者發行者の各氏名、住所並に印刷發行の各年月日を記載せず。

第二、右第一の二の文書を前記の如く印刷しながら、之に其の印刷者の氏名、住所、印刷の年月日を記載せざるものなり。

| 鳥取 | | 第一審 | | 第二審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
|------|----|-----|-------|-----|----|-------|----|----|-------|----|
| 出版 | 罪名 | 意見 | 結了年月日 | 結果 | 意見 | 結了年月日 | 結果 | | | 年齢 |
| 罰三十圓 | | | 三、三、三 | 無罪 | | | | 農 | 末次忠太郎 | 三 |

犯罪事實(公訴)

被告人は昭和三年九月十四日西伯郡巖村大字二本木全國農民組合鳥取縣聯合會事務所にて、使用者勞働者間の爭議を煽動するが如き意味の左記文書を印刷して、之を内務省に届出せずして、同年同月十五日午後五、六時頃米子市西大谷山十製糸株式會社米子工場の門前道路に於て、同工場の女工約百名に頒布したるものなり。

記

勞働者諸君！

此頃會社や工場主は不景氣だから賃銀は引き下げる。

首を切る、時間を延ばすと勝手なことばかりやつてゐる。今までシコタマもうけておいて景氣が悪
いから明日にも食ふに困る勞働者をコキ使ふとは何事だ。罰金や虐待に堪えかねた鳥取や外江の

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|---------|-----------|-----------------|---|
| 前橋 | | 第 一 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | | 犯 時 | |
| 出 版 | 罰 金 十 五 圓 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 職 業 | 氏 名 | 年 齡 | 時 |
| | 同 十 五 圓 | 三、一〇、三 | 罰 金 十 五 圓 | | 罰 金 十 五 圓 | 三、一、元 | 罰 金 十 五 圓 | 棄 却 | 四、三、三 棄 却 | 配 牛 乳 達 加 藤 春 雄 | 三 |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人は桐生合同労働組合の執行委員なる處、群馬縣山田郡相生村大字如來堂なる市村喜一郎の經營に係る燃系織物製造池田工場に於ける職工の待遇宜からずと聞き、同工場の職工をして同盟罷工の方法に依りて待遇改善の交渉を爲さしめ、以て労働條件を有利に轉換せしむると共に労働組合の勢力を擴張せんことを企て、由て同工場の職工等に頒布する目的の下に、昭和三年八月六日頃同縣桐生市大字新宿なる前記組合の事務所に於て赤青黄の洋紙に謄寫版を使用して「池田工場の皆様方」と題し「ヨク御考へなさい。口車にのつてはならない、賃金は下る食費は上るそのみならず。何から何まで力弱い私達をイヂメツケて居る工場主に私達は今少シヨイ生活をする爲に皆さんと相談しやふとしたのでした。それなのに工場主とケイサツはどんな縁故か知らないが、よい生活をする爲に相談する事がヨクナイとか、フオンであるとか言ふて私達を非常にオドカしたのです。」云々

なる文書約七十枚を印刷し、次で同月八日頃前同所に於て前同様の方法に依り「市村の横暴ケイサツの彈壓を見よ」と題し「私達はこうして殺されるのだ。女だと思つて主人をイイカゲンにナメありとあらゆる手段をつくして私達の血をスツタカントクの市村はよい生活をする爲に集つて相談するを恐れ、官犬とグルになつて私達の仲間四人を自動車に積みこんでケイサツに運び、プタバコに入れたんだ。」云々なる文書約七十枚を印刷し、其頃或は人を介し或は自己の手に依りて同工場内なる職工等に頒布したるに拘らず、之が出版を爲すに際り到達すべき日數を除き發行の日より三日前に其製本二部を添へて内務大臣に届出づるの手續を履踐せざりしものなり。

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|---------|---------|-----|---|
| 青 森 | | 第 一 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | | 犯 時 | |
| 出 版 | 罰 金 十 五 圓 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 意 見 事 結 了 年 月 日 | 結 果 | 職 業 | 氏 名 | 年 齡 | 時 |
| | 同 十 五 圓 | 三、一〇、三 | 罰 金 十 五 圓 | | 罰 金 十 五 圓 | | 罰 金 十 五 圓 | 活 工 版 | 中 山 勝 衛 | 三 | |

犯 罪 事 實 (判 決)

被 告 人 は

第 一、犯 意 繼 續 して

一、昭和三年八月十二日午後六時頃弘前市樋屋町茶太樓新聞社内にて、謄寫器を用ひ解散に反對して警察署に押掛くべき旨の四種の激文赤色半紙四ツ切合計約百枚を印刷し、所轄官署に之が成規の届出を爲さずして、同日午後九時頃弘前市下白銀町弘前公會堂に於ける舊勞農黨解散後の新黨準備會弘前支部の演說會が解散を命ぜらるるや、被告は同公會堂二階窓口より右印刷物を屋外の公衆に對し之を頒布し。

二、同年同月九日頃前記茶太樓新聞社内にて、謄寫器を用ひて印刷したる「工場ノ兄弟」と題する、労働者は青森一般労働組合弘前支部準備會へ一切の相談を爲すべく、且労働者は労働組合へ参加すべき旨の半紙半切の勧誘文書を發行するに當り、之に其の印刷者發行者の各氏名、住所並に印刷發行の各年月日を記載せず。

第二、右第一の二の文書を前記の如く印刷しながら、之に其の印刷者の氏名、住所、印刷の年月日を記載せざるものなり。

| 鳥取 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|-----|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----|-------|---------|
| 罪 名 | 米 子 區 審 | 意 檢 事 見 結 年 月 日 了 結 果 | 意 檢 事 見 結 年 月 日 了 結 果 | 意 檢 事 見 結 年 月 日 了 結 果 | 意 檢 事 見 結 年 月 日 了 結 果 | | | |
| 出版 | 罰三十圓 | 三、三、三 | 無罪 | | | 農 | 末次忠太郎 | 三 |

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人は昭和三年九月十四日西伯郡巖村大字二本木全國農民組合鳥取縣聯合會事務所に於て、使用者労働者間の爭議を煽動するが如き意味の左記文書を印刷して、之を内務省に届出せずして、同年同月十五日午後五、六時頃米子市西大谷山十製糸株式會社米子工場の門前道路に於て、同工場の女工約百名に頒布したるものなり。

記

労働者諸君！

此頃會社や工場主は不景氣だから賃銀は引き下げる。

首を切る、時間を延ばすと勝手なことばかりやつてゐる。今までシコタマもうけておいて景氣が悪
いから明日にも食ふに困る労働者をコキ使ふとは何事だ。罰金や虐待に堪えかねた鳥取や外江の

かよわい女工兄妹も團結してストライキをやつたではないか？ 會社は要求の一部を入れたけれ
共外出止をやり出した。そのために女工サン

九月十六日午後一時 米子市御幸座

新勞農黨 演說會に集れ！
結黨準備

は毎日監獄のヤウな寄宿舎から逃げ出さうとモガいてゐるではないか？ だが一人や二人逃げ出
しても皆んなの生活はよくなる見込はない。
只だ團結して要求すること、結束して會社と工場主と戦ふことだ。

勞働者の生活をフトコロをよくしろ！

罰金、賃銀値下、首切に反対だ！

女工ノ外出を自由にせよ！

米子勞働組合準備會に加はれ！

此のあたり前の要求は又我が新勞農黨準備會の叫びだ主張だ。

舊勞農黨は解散されたけれ共新勞農黨準備會は一日として働くことを忘れませす止めもしな

い。そして結黨は九分通り準備出來た。

勞働者農民市民の實行黨を作れ！

一九二八年九月十五日

新勞働農民黨準備會鳥取縣聯合米子勞働組合準備會

| 路 釧 | | 第 一 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|-----|-----------|------------|
| 出 版 | 罪 名 | 意 見 | 結 果 | 意 見 | 結 果 | 意 見 | 結 果 | | | |
| 三、二十 三、二十 三、二十 | 罰 意 見 | 三、二十 三、二十 三、二十 | 罰 意 見 | 三、二十 三、二十 三、二十 | 罰 意 見 | 三、二十 三、二十 三、二十 | 罰 意 見 | 無 | 曾 根 原 博 利 | 三 |

犯 罪 事 實 (公 訴)

一、被告人は東京市に於て發行する無産者新聞帶廣支局長として勞働運動に奔走中の者なる處、
昭和三年七月七日頃北海道帶廣町東一條七丁目十一番地無産者新聞帶廣支局に於て、「封建的年期
徒弟制につながられる兄弟よ」と題し、現在の年期徒弟制度は不合理を極めたるものなるを以て、速
に之を打破せざるべからざる旨を記載したる左記文書を謄寫版にて約六十枚を印刷し、當時之を
帶廣町内の諸工場及商店に頒布し、猶同年九月二十日頃同一場所に於て「讀者の力で事務所を打ち

立てよ」と題し、無産者新聞帶廣支局の事務所設立の基金を募集するの意味と資本家、地主の厭迫に對して無産者は團結して之に對抗せざるべからざる旨を記載したる左記文書を前同様謄寫版にて約五十枚を印刷し、其頃同町内無産者新聞購讀者に頒布したるものなるが、

第一、右發行に當り主務官廳に所定の届出を爲さず。

第二、右文書に出版法第二十四條所定の事項を記載せざりしものなり。

記

第一

封建的年期徒弟制につなされる兄弟よ!!

☆俺達兄弟よ! よく考へようじやないか。

朝は五時か六時に昨日の酷使はれた疲勞もいへぬ間もなく薄平い夜具の温まらない内に頭から怒りつけられて叩き起され仕事らしい仕事も教へずに一年や二年は水汲や便所掃除だ! にかい顔でもしようものなら足のしびれる迄裁判官が罪人を叱り飛ばす様に怒號されるのだ!

こんな冷い鞭(ムチ)が一年、二年、三年と過ぎ(一年半も眞儉でやりやごんな仕事でも一人前になれるのに)やつと一人前になつて五年、六年、七年の年があくまで鼻糞ほどの小使錢で彼

等に俺達の骨まで搾られる。

☆それに偽瞞證書!

只で無茶苦茶に虐待しておきやがつて途中でやめたら食費をよこせとほざきやがる。

▲昔は年があけると報酬としてノレンか店舗を貰つた。

▲今のやつらはさんく搾取したあげく裸で叩き出しやがるのが報酬だ。

▲工場の友よ! 洋服店の友よ! 理髪店、時計店、靴屋、菓子やの友よ!

▲一切の年期制度に虐られてる兄弟はこれ以上に馬鹿にされてたまるものか!

▲今こそ起つて奴隷の鐵鎖をたたき切れ!!

▲金のない俺達の唯一の武器は團結だ!!

▲人間の正當なる要求の爲めに劍を一せいに引きぬけ!!

一、年期徒弟制度を撤廢せよ、

一、奴隷強制の偽證書を廢せよ、

一、日曜ごとに休暇にしろ、

一、八時間勞働制を戦ひとれ、

一、徒弟諸君の團結萬歲、

一、小さな不平不満でも組合へ、

俺達の戰鬪的組合の旗の下に集

東一條七丁目十一番地

★帶廣合同勞働組合準備會青年部

第二

讀者の方で事務所を打ち立よ!!

財布を叩いて基金へ!!

我無産者新聞ハ眞ニ全被壓迫民衆ノ味方トシテ過去三ケ年支配階級ノ死ニ物狂イノ暴壓ノ砲火ヲクグツテ茲ニ三週年記念ヲ健在ニモ迎ヘタ。

我支局ニ於テモ輝ケル三週年ヲ記念スベク二十五日辻賣ヲ決行シタノダ。

然ルニ資本家地主ノ走狗タル官犬ハ我等ノ宣傳隊ヲ不當ニモ「公安ヲ害スル」ノ名ノモトニ豚函ニ叩キ込メダ。

全町ニハ「反動帶警ヲ倒セ!」檢束者ヲ奪還シロノポスターハ張メグラレタ! 我支局ノ勇敢ナル活躍ヲ見レ!

奴ラノ魔手ハ帶廣ニモノサバツテ來タ!!

暴壓ガ下レバ下ルホド鐵火ハキタエラレルノダ。

今コソ我等ハ我等ノ陣營ヲヨリ強力ニ

組織的ニドウシテモシナクテハナラヌ時ダ!

コノ時ニアタリ精力的ニ完全ナ事務所ヲ打ち立ルコトコソ急務デアリ、闘争ノ基礎ダ!

親愛ナル讀者諸君!!

一人ノコラス基金運動ニ参加シロ!!

支局確立万々才!!

六十五圓基金運動万々才!!

一九二八・九・三〇

無産者新聞帶廣支局内

事務所設立委員會

農民運動に基く犯罪

| 鳥取 | | 罪名 | | 第 一 審 | 第 二 審 | 上 告 審 | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 年 齡 |
|----|---|-----------|----------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------|--------|------------------|
| 同 | 同 | 警察犯 處罰 | 同 | | | | | | |
| 同 | 同 | 拘十日 | 意見 見事 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 二、三、七 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 拘十日 | 意見 見事 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 二、四、三 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 拘十日 | 意見 見事 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 結 年 月 日 了 | 結 果 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 農 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 柴 | 瀬 | 瀬 | | | | | | 柴 | 瀬 |
| 田 | 田 | 田 | | | | | | 田 | 田 |
| 久 | 正 | 藤 | | | | | | 久 | 正 |
| 吉 | 則 | 治 | | | | | | 吉 | 則 |
| 〇 | 元 | 三 | | | | | | 〇 | 元 |

犯罪事實（判決）

被告人瀬田藤治は日本農民組合山陰聯合會の主催にて、昭和二年一月八日開催すべき講演會の會場として鳥取縣日野郡江尾村大字江尾谷田房市より其所有に係る劇場伯備館を借受け居たるところ、同年一月六日同人より其筋の注意に依り修繕の要ありとして解約の申入れありたるを以て、被告人等は同日午後六時頃十數名の農民組合員を伴ひ、右谷田房市に立越し、其代表者と爲りて右劇場の使用方に付交渉し、同人が之を峻拒するや、聲を荒らげ暴行にも及ぶべき威勢を示して、同人に迫り以て強談威迫の行爲を爲したるものなり。

| 取鳥 | | 第一區審 | | 第二區審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
|----|----|------|---|------|---|-----|---|----|-------|----|
| 同 | 脅迫 | 罰五十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 藤原初太郎 | 七 |
| 同 | 同 | 罰三十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 石橋岩藏 | 六 |
| 同 | 同 | 罰五十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 山里貞治 | 四 |

犯罪事實(略式)

被告人等は、何れも居村大字車尾部落の小作人約九十餘名にて組織せる小作組合員にして、被告貞治は同組合委員長なるところ、同被告並被告初太郎は共謀し、同部落の小作人なる内田りんが同組合に加入せざるより、同人に對し同組合員一同が絶交を決議通告せんことを企て、昭和二年一月十日頃同村梅翁寺に於て同組合總會を開催し、組合員約五十餘名出席したる席上に於て、被告初太郎は右趣旨を發議し、出席者一同の賛同を得たる上、其言を被告岩藏は同日、被告初太郎は其翌日、孰れも内田りんに通告し、以て同人を脅迫したり。

前橋

| 前橋 | | 第一區審 | | 第二區審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
|----|----|------|---|------|---|-----|---|----|-------|----|
| 同 | 暴力 | 罰七十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 新島瀧三郎 | 六 |
| 同 | 同 | 罰三十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 高田伊勢松 | 三 |
| 同 | 同 | 罰二十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 森尻春五郎 | 五 |
| 同 | 同 | 罰二十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 深田貞一 | 三 |
| 同 | 同 | 罰二十圓 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 農 | 高田長作 | 三 |

犯罪事實(公訴)

第一、被告瀧三郎は小作人約七十名を以て組織せる藤阿久農事改良組合長に推され居りたるが、金子隆次等が地主及小作人にて藤阿久振興農事組合を組織せんと計畫し、其組合員勧誘を爲し居るを聞きし、之が組合組織を阻止する目的を以て、右隆次を詰責せんとし、昭和二年一月十九日新田郡寶泉村大字藤阿久所在眞光院に右農事改良組合役員會を招集し、其席上に於て被告伊勢松、春五郎、貞一、長作等に腕力を以て隆次を連れ來る可しと命じ、同人等に隆次に對する暴行を教唆し、

同夜同所組合役員十数名集會の席上に於て、恐怖しつつ弟金子福次と共に出頭したる右隆次に對し、曩に被告春五郎等と當組合加入者二三名の調印を求め歩きながら會則が氣に入らぬの何んのこと言ひて當組合加入の調印を爲さず、剩さへ自ら新たに組合を組織せんとし、當組合員より加入の調印を取りたるは如何なる譯か、お前は村の平和を害する奴だから打ち上げて(毆打の意)了ふぞ等怒號して、集會者と共に團體又は多衆の威力を示し、右隆次の身體に危害を加ふる旨を通告し、以て同人を脅迫し、

第二、被告伊勢松、春五郎、貞一、長作は前記瀧三郎の教唆に因り即時順次に前同大字笠原廣吉方に到り、右隆次が病後にして且つ寒中夜間の故を以て出頭を拒みたるに不拘、同所より同大字竹の花と稱する地籍なる前記眞光院に到る途中二丁餘に互る路上に於て、共同して

- 一、被告伊勢松は隆次の右手又は右袖等を捕へ、
 - 二、被告春五郎は隆次の左手又は左袖等を捕へ、
 - 三、被告貞一は隆次の背後を押し、
 - 四、被告長作は隆次の右手又は右袖等を捕へ、
- 尙前記竹の花路上に於て隆次が笠原廣吉の駆付け救護せんとするに際り、勢を得て捕へられた

るを振り放し歸宅せんとするや、之を遮止せんとして隆次を引倒し、夫々不正の腕力を以て右隆次を引き行く等同人に暴行を加へたるものなり

| 鳥取 | | 第一區 | | 第二區 | | 上告 | | 職業 | | 氏名 | | 犯時 | |
|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 | 姓名 | 年齢 |
| 神原篤太郎 | 四 | 神原篤太郎 | 四 | 神原篤太郎 | 四 | 神原篤太郎 | 四 | 神原篤太郎 | 農 | 神原篤太郎 | 四 | 神原篤太郎 | 四 |
| 宅野義榮 | 元 | 宅野義榮 | 元 | 宅野義榮 | 元 | 宅野義榮 | 元 | 宅野義榮 | 同 | 宅野義榮 | 元 | 宅野義榮 | 元 |
| 船森兼松 | 三 | 船森兼松 | 三 | 船森兼松 | 三 | 船森兼松 | 三 | 船森兼松 | 同 | 船森兼松 | 三 | 船森兼松 | 三 |
| 宅野文次郎 | 三 | 宅野文次郎 | 三 | 宅野文次郎 | 三 | 宅野文次郎 | 三 | 宅野文次郎 | 同 | 宅野文次郎 | 三 | 宅野文次郎 | 三 |
| 奥田章一 | 壹 | 奥田章一 | 壹 | 奥田章一 | 壹 | 奥田章一 | 壹 | 奥田章一 | 同 | 奥田章一 | 壹 | 奥田章一 | 壹 |

犯罪事實(判決)

被告人等は居村小作組合員なるところ、昭和二年一月二十日頃共謀して、居村宅野宗次郎に對し同組合員十数名が同人と絶交すべき旨の決議を爲したることを同所に於て通告して、同人を畏怖せしめたる上、同人をして同村奥田榮次郎宅に於て和解金名義にて金參拾五圓を交付せしめたるものなり。

備考

被害者宅野宗次郎が小作人なるに不拘、被告人等の小作組合に加入せず、而かも地主に對する大正十四年度の宛口米は被告人等が地主と交渉し減額されたる割合を以て地主より減額されたるより、之を憤り絶交すべく申合はせたるものなり。

| 奈良 | | 第一 | | 第二 | | 上告 | | 職業 | | 氏名 | |
|----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|----|-----|-------|----|----|
| 罪名 | 第 | 一 | 二 | 審 | 上 | 告 | 審 | 無 | 野澤啓治郎 | 三 | 犯時 |
| 傷害 | 懲六年 | 二、六、七 | 懲二年 | 懲六年 | 二、七、三 | 懲三年 | | | | | 年 |
| | 見事 | 年月日 | 結果 | 見事 | 年月日 | 結果 | 見事 | 年月日 | 結果 | | 時 |

犯罪事實(豫審)

被告は大正十五年十一月十六日奈良縣南葛城郡御所町今田森之助方に假本部を置き、地主對小作人間の爭議協調等を標榜して結社せる大日本白龍會の會員に屬するものなる處、其性急にして激し易く、豫てより日本農民組合員の採れる農民運動に對し反感を抱き、殊に同組合幹部の行動に對し憎惡忿懣の念己み難き折柄、偶々昭和二年二月十二日午後八時二十分頃同縣北葛城郡志都美村大字上中の白龍會支部發會式よりの歸途、和歌山線下田驛下りプラットフォームに於て列車を待合せ

中、日本農民組合奈良縣聯合會爭議部長米田富事千島富一郎と出會ひたるより、遽かに平素の忿懣仰へ難く、茲に同人を殺害して其憤憤を霽さんと決意し、富一郎が列車を待合せ居る隙に乘じ懷中し居りたる日本刀を揮つて、同人の後頭部其他に斬付けたるも同人が逃走したる爲め、同人の後頭部右側前膊、右手掌、左側母指に各切創、右側尺骨複雑骨折、右側橈骨々頭脱臼及右側示指屈腿切斷等治療見込約四ヶ月を要する重傷を負はしめたるも、殺害の目的を遂げざりしものなり。
註。第一審及第二審共傷害罪と認定したり。

| 新 | | 第一 | | 第二 | | 上告 | | 職業 | | 氏名 | |
|----|-----|-------|-----|----|-----|----|----|-----|------|----|----|
| 罪名 | 第 | 一 | 二 | 審 | 上 | 告 | 審 | 農 | 渡邊安造 | 三 | 犯時 |
| 暴力 | 懲三十 | 二、五、三 | 懲三十 | | | | | | | | 年 |
| | 見事 | 年月日 | 結果 | 見事 | 年月日 | 結果 | 見事 | 年月日 | 結果 | | 時 |

犯罪事實(略式)

被告は居村神納村大字有明の小作人等が組織せる振農會と稱する小作組合員なるが、昭和二年二月十二、三日頃同組合員中村伊次郎が脱會せむとせし際、中村に對し此際脱會するに於ては不利益なれば熟考の上決すべく二、三日待たれ度き旨勸告したるも、中村が之に應せず遂に脱會したる爲

め、不快の念に驅られ居たる折柄、偶々中村が小出の小作組合員石栗卯三郎より又小作し居れる田地五反八畝一步に肥料運搬を爲し居れるを覺知し石栗に其旨を告げたる處、同人より自作すべきを以て其中止方を中村に申傳へられ度き旨依頼を受けたるを奇貨とし、同月二十日酒氣を帯び、岩船郡神納村大字有明中村方に到り同人に對し、今日は石栗卯三郎振農會長小出の小作組合長等の委任を受け膝詰談判に來た、俺の云ふことに應じない限り石栗から又小作して居る田地を取上げるし、此處一年も経ぬ中に此家敷(中村が鈴木新一郎より借地し居る場所)に置かない様にして仕舞ふ、俺には新潟縣若くは北日本農民組合と云ふ背景がある、貴様等に馬鹿にされる様でない怒氣を含み大聲を揚げ、兩腕を股の所に突張り、法廷に掛けても田地を取上ぐると申聞け、團體の威力を示し、中村の自田財産等に害を加ふべきことを以て脅迫したるものなり。

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------|-------|-------|----|----|-----|------|----|----|----|----|----|
| 鳥取 | | 第一 | | 第二 | | 上告 | | 職業 | | 氏名 | | 犯時 | |
| 恐喝 | 懲二年 | 二、九、三 | 懲二年六月 | 二、〇、一 | 取 | 下 | 出版業 | 湯原彦三 | 元 | 年 | 時 | | |
| 罪名 | | 米子支部 | | 審 | | 審 | | 氏名 | | 氏名 | | 年齢 | |
| 意見 | 結了 | 結果 | 意見 | 結了 | 結果 | 意見 | 結了 | 結果 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 年齢 | 犯時 |

犯罪事實(判決)

被告人彦三は相當資産家に生を享けしも、生家が十四、五年前製糸業の失敗に因り没落したる爲め、自己も米子中學校を中途退學するの止むなきに至り、爾來自活の道を講ずる爲め、樺太及京都大阪地方に於て鐵道及電車の車掌等を勤め、尙ほ飲食店を營み、又は行商に従事したるも、何れも失敗に歸したる爲め、有産階級に反感を抱き無産者階級の社會主義運動に共鳴するに至り、友愛會に加入し、労働運動に参加し居りたるが、大正十一年中大阪に於て日本農民組合に關係し、翌十二年四月中米子市に歸郷したる上、同市に於て同志諸遊覺治等と相謀り、該組合山陰聯合會を組織し、其主事として同聯合會の事務を主宰し、小作問題等に關する運動に従事し居りたるも、同十五年中該聯合會幹部と意見の衝突を來たしたるため、右組合を脱し、次で全日本農民組合の組織さるるや之に加入し、昭和二年四月中米子市に於て該組合山陰聯合會を組織し、其主事として同會の事務を主宰し、小作問題並消費組合の設立等に關する所謂農民運動に従事し居れるものなる處、犯意繼續して

第一、曩に前記覺治が大正十二年秋鳥取縣々會議員改選の際、日本農民組合より擁立せられ立候補するに當り、被告人は米子市西大谷六百八十八番地の資産家なる被告人の叔父杵村直三郎に對し、其選舉運動費を支出せられ度旨申込み、直三郎に於て一應承諾の意を表し乍ら、後日言を構へて

之が支出を拒絶したる爲め、深く直三郎の處置を憤慨し、同年十一月八日午前三時頃同家に侵入し、同人を脅迫したる犯行に依り懲役一年に處せられ、同十四年十月中松江刑務所鳥取支所を出所したる爲め、直三郎に於て被告人より再び危害を加へらるることを極度に恐怖し居りたる折柄、冒頭説明の如く同十五年二月中該聯合會幹部と意見の衝突を來したる結果、日本農民組合を脱するの止むなきに至りたる爲め、上阪の上生業の資金に充てんとして、右直三郎を恐喝して金員を交付せしめんことを企て、同年二、三月中上阪前後に亘り數回覺治をもて直三郎に對し、相當纏りたる金員を給與せられ度旨申込ましめたるも、同人が容易に之に應せざりしより、被告人は同年四月十七日附及五月十三日附書面を以て直三郎に對し、若しも右要求に應せざれば何時にても歸郷して同人に危害を加ふるもの如く告知し、尙ほ同月十二日直三郎の義弟高島義治に宛て書面を以て前同趣旨を申越し、之を直三郎に傳へしめ、昭和二年一月七日午後二時半頃同人方に到りたるも、同人が被告人の來れるを知るや恐怖の餘逃走したる爲め、直三郎と面會せざれば此處を動かぬと申聞けて、當夜同人方に宿泊し、面接を強要し、同人を畏怖せしめ、因て同人をして同月十四日午後九時頃當時被告人の宿泊し居れる鳥取縣西伯郡福生村大字皆生旅館濱屋事森尾正年方に於て、杵村鍊三の手を経て、現金三百五十圓及金額百五十圓の小切手一通を交付せしめ、

第二、前記の如く全日本農民組合山陰聯合會を組織したるも、其運動費等に窮したる結果、右直三郎を恐喝して出金せしめんことを決意し、昭和二年四月七日午後六時半頃同人方に到り、翌八日午前一時頃迄居座り同人に對し、「年間モ監獄ニ遣ラセ冷タイ處ニ坐ラセタノダカラ安イモノダ、五千圓位都合シテ呉レ」と申し、之を拒絶せらるるや、血相を變へ「金が無いトモ約手ニ判ヲ押セバ宜イ、併シ不景氣ノ際ナレバ三千圓ニ負ケルカラ、約手ニ判ヲ押シテ呉レ」と申し、金員の供與方を迫りたるも、同人に於て輒く之に應せざりし處より、同月十二日午後二時三十分頃再び同人方に到り、其表座敷に於て同人に對し、顔色蒼白として「此間カラノ話ハ如何シテ呉レル、スツバリカツバリ(早くの意)愚圖々々言ハズニ三千圓ノ約束手形ニ判ヲ押シテ呉レ」と申入れ、同人が之を拒絶するや「オ前ハ安田善次郎ノ様ナ命ヨリモ金ノ大切ナ人間デ馬鹿ナ者ダ、自分ハ一遍死ンダ者ダカラ命ガ欲シク無い、ワシハオ前ノ知ラヌ武器ヲ待ツテ居ル」と怒罵し乍ら、所携の拳銃を取出し、同人の胸先に擬し、其引金に指を掛け「之ガカチント言フト貴殿ノ命ハ無いノデアル、自分ハ嘘ハ言ハヌ、遣ルト言ヘバ遣ルカラ是非三千圓ノ約手ニ判ヲシテ呉レ」と言ひ寄りしも、同人に於て之に應せざりし爲め「然ラバ差當リ五百圓丈都合セヨ」と要求し、遂に同人をして畏怖の餘、金五百圓を三回拂にて交付すべきことを約諾せしめ、次で同人の求めに基き同月十四日午後二時

| 札幌 | | 第一審 | | 第二審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
|----|----|-----|---|-----|---|-----|---|----|-------|----|
| 同 | 出版 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 石田松四郎 | 三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 安住豊 | 三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

犯罪事實(判決)

被告人等は、樺戸郡月形村所在の日本農民組合北海道聯合會月形支部青年部員なる處、同村三井農場管理人中島幸作は小作人に對して横暴なれば同人を排斥する爲め村民の輿論を喚起する要ありとして、

(一) 被告人松四郎は犯意を繼續して、昭和二年五月一日「全村民諸君に訴ふ」翌二日「悪管理人中島の暴虐振り及正體曝露」と題し、同管理人の土地返還の強要、農場排水、溝工事の賃金不拂等の事實を列記し、如何なる犠牲を拂ふも貫徹に努力する旨の文書前者百枚後者六十枚を謄寫版にて印刷し、同村内各戸に頒布し或は電柱に貼付頒布し、

(二) 被告人豊は同月四日「北農場の憎まれ者悪管理人中島の正體暴虐行爲續々暴露する」と題し、同

人は凶作なるに拘はらず地主の命なりと申欺き、小作人を脅迫して搾り取り、自分は盜伐して舟材を寄附して感謝狀を貰ふが如き悪事は漸次發見發表するも斯る悪管理人は排撃せざる可からざる旨の文書約百枚を謄寫版にて印刷し、同村内に頒布せしが、右出版に際して内務省に何れも其届出を爲さざりしものなり。

| 江松 | | 第一審 | | 第二審 | | 上告審 | | 職業 | 氏名 | 犯時 |
|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|------|----|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 中山春樹 | 三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 大屋義雄 | 三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

犯罪事實(略式)

被告人兩名は共に發起人と爲り、昭和二年五月十一日午後五時頃那賀郡都川村都川栃木と稱する屋外に於て、農民運動に關する講演を爲す目的を以て、公衆約五十人を會同したるに拘らず、之に先ち所定届出を爲さざりしものなり。

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------------|-------|-------|-----|-------|-------|-------------|---------|---------|--|
| 岡 山 | | 第 一 區 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | | 犯 時 年 齡 | |
| 罪 名 | 第 一 區 審 | 第 二 審 | 上 告 審 | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 | 年 齡 | 農 民 組 合 書 記 | 重 井 鹿 治 | 天 | |
| 損 名 譽 毀 | 罰 十 圓 | 二、〇、三、罰 十 圓 | | | | | | | | | |
| 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | | | |

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人は、日本農民組合北海道聯合會書記を爲し居れるものなる處、北海道廳農業技手千田謙一郎等の農業問題に關する處置を快とせず、昭和二年五月十六日北海道石狩郡當別村に於て「青山奥住民ニ檄ス道廳ノ命令ガ彼ノ獨斷カ千田謙一郎ノ正體ヲ曝露セヨ」と題する印刷物及「當別村民ニ檄ス哲野村農場ノ正體ヲ曝露セヨ」と題する印刷物を正規の届出を爲さずして出版し、其の頃同村農民組合員に頒布し、右「青山奥住民ニ檄ス云々」と題する出版物中に北海道廳出張員千田謙一郎は「住民ニ對シテハ極度ノ彈壓ヲシナガラ資本家トハ結託シテ公然盜伐ノ犯罪ヲ行ハシメ賄賂? 木材師ノ盜伐ヲ默許シ賄賂? カクシテ道廳ノ目ヲゴマカスノガ常習犯ダ」等の文章を記載し、暗に千田謙一郎に於て贈賂を收受したるが如き事實を摘示し、以て同人の名譽を毀損したるものなり。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|-------------|-------|-------|-----|-------|-------|---------|---------|---------|--|
| 旭 川 | | 第 一 區 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | | 犯 時 年 齡 | |
| 罪 名 | 第 一 區 審 | 第 二 審 | 上 告 審 | 職 業 | 氏 名 | 犯 時 | 年 齡 | 農 | 西 尾 音 吉 | 元 | |
| 出 版 | 罰 十 圓 | 二、八、六、罰 十 圓 | | | | | | | | | |
| 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | 意 見 事 | 結 了 日 | 結 果 | | | |

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人は、昭和二年六月十六日頃雨龍郡雨龍村市街地に於て「全村小作農民諸君ニ廣告」と題する文書約三百枚を頒布したるものなるが、頒布前内務省に制規の届出を爲さざりしものなり。

備 考

被告人は農民運動に従事中、前記雨龍村所在蜂須賀農場解放に反對する目的を以て、本件を敢行したり。

記

全 村 小 作 農 民 諸 君 に 廣 告 !!

耕作權を無視する土地解放には絶對に反對せよ

吾々小作人の生存權を奪はんとする現下の農場地解放の正體を曝け

吾々農民には確固たる耕作権がある。
 恐ろしい黒熊と闘ひつつ汗と涙に依つて作り上げた今日の美田に吾等農民の権利がなくて誰の権利が有るのだ!! 解放問題に奔走する連中よ、吾々と同小作人でありながら耕作権等有つて無いものだと。

無智な小作人を偽瞞せんとする右等之行動を何故に是認出来得るか!!

土地解放の美名にかくれて小作人大衆の全財産全生命たる耕作権を奪取り金に替へんとする憎つぐき張本人が何者なるかの凡而を吾々は知つて居るのだ、白日の下に陰謀の曝露されない前に反省することが出来ないのか、近日天降り式に發表されると云ふ解放案等も如何に吾等を欺瞞するもので有るかを知つて居るのだぞ!!

然乍吾々もそれに對して飽く迄だまつて居る事は出来ないのだ、その時こそ農場創立の意味の上から侯爵蜂須賀家の由々敷き大問題たらしむべき用意をせよ。

| 戸 神 | | 第 一 審 | | 第 二 審 | | 上 告 審 | | 職 業 氏 名 | | 犯 時 |
|---------------|-----|---------|-----------|---------------|---------|-----------|---------------|-------------|---------|-----|
| 出 版 | 罪 名 | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果 | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果 | 職 業 | 氏 名 | 年 齡 |
| 各 事 實 各 罰 十 圓 | | | 三、八、二 | 各 事 實 各 罰 十 圓 | | 三、三、三 | 各 事 實 各 罰 十 圓 | 農 民 組 合 書 記 | 梅 川 文 男 | 三 |

犯 罪 事 實 (判 決)

昭和二年六月初旬同月十七日、同月二十三日頃三原郡賀集村八幡立川瀬日本農民組合兵庫縣聯合會淡路出張所事務所に於て、

「麥検査反對運動情報」

「いよいよ狂暴無茶な市村警察署の彈壓」

「鳥飼に立入禁止その口頭辯論二十日だ」

「ピラ貼りに付てこの注意」

「慾の鬼ジュン井藤辯護士に一喝され」

云々の各題下に左記文書を各十六部餘り謄寫版にて印刷し、之を淡路に於ける該組合支部十三ヶ所及三原郡廣田村梅本叶等に頒布したるものなりしが、該各印刷物に、

第一、發行者の氏名、住所、發行の年月日を記載せず、
第二、印刷者の氏名、住所、印刷年月日を記載せず、
第三、内務省に所定の届出を
なさざりしものなり。

記

一九二七・六

麥検査反對運動情報（第一號）

労働農民黨
兵庫縣支部聯合會
淡路支部

お願ひ

今名機會ある毎に情報を出してゆきたいと思ひます。困るのは活動報告のないことです。
事件があれば直ぐ報せて下さい。絶対に後でと言はぬこと。

情報を報告せよ！
活動報告を送れ！

活動の單位班を一刻もはやく組織せよ！

麥検査に、縣會改選に活動するために

◆「お断り」臨時大會の議事録原紙十枚書いて、

いまだに出さずに居ます。直ぐ出します、悪しからず！

支部事務所にて
サ生

麥検査及反對運動！

村民大會を開け！

郡民大會に参加せよ！！

◆郡民大會開催の主催者たらんとする

積極的な賀集村

六月十四日夜賀集村小學校講堂に於て、村會議員、農會總代等數十名によつて麥検査對策の協議
會が開催された。

誰一人麥検査に賛成する者なく満場一致反對と決定した。縣當局へ陳情員が行くことが決められ

昭和二年

吾黨員坂東氏は「郡民大會を開くこと」を提議し、これ亦誰反對するものなく可決された。

○三原郡自治會(町村長會)

吾支部の貼つたビラを縣廳へ突き出す○

三原郡自治會は一ヶ年延期を縣當局に陳情しに行つた時吾支部の作成貼付した「麥検査に反對せよ!」のビラ二枚縣當局に持つてゆき「勞農黨がこんなものを貼つた」と持つて行つたのだ。(賀集村長談)

—これは何を意味するか?—

三原郡自治會は、勞農黨淡路支部が全被検査者の先頭に起ち、その憤激を激發さすのを怖れたのだ、

「こんなものを貼つて、勞農黨が先頭に起つてゐる。なんとかせなければ勞農黨が益々活動します」と言ふのも同じだ。

ここに於て吾々は支部が一齊に各村にビラを貼つて亘つた。翌日急いで三原郡自治會がひらかれたわけが讀めるぢやないか? 而もその時自治會は傍聴を禁止したのだ!

彼等は吾が勞農黨の活動を怖れてゐる! 吾黨の下にある農民諸君を彼等の下に置こうとしてゐるのだ!

◆八木農會は……

八木農會に於ては黨の幹事新田君等が積極的に働いて反對の決議をしたといふ。(詳細な報告が本部に來てゐないから後程詳細に報告します。)

◆志知村戸主會の意氣を見よ!

~~~~~ 村民大會開催 ~~~~~

六月四日志知村小學校講堂に於て戸主會がひらかれた、吾が黨員は農民組合員と協力し、會場入口にてビラをくばつた。いよ／＼講演が始まつた。しかも「麥検査について」だ、出席者は猛烈に彌次つた、ビラの効果があつたのだ。

トウトウ講演が出来なくなり、途中でやめてしまつた。

翌日村民大會がひらかれたが、會場を急に變更したため、出席者は少なく、失敗した。

吾が黨員は戸主會に於て、勇敢に演説するとよかつたのだ。そして戸主會の名前で反對を決議すればよかつた。

村民大會は準備が足りなかつた。宣傳が足りなかつた。その上場所が變更した、重大な時にこの

様な失敗は取り返しがつかない、氣をつけないければならぬ。

◆この當然な反対運動にも

◆世間知らずの官憲の壓迫！

—— 徹底的に糾弾せよ！ ——

鳥飼の駐在は、平素からコセコセとコセつので村民から嫌はれてゐる男だが「麥検査に反対せよ」のビラを見て「これをはげ、はがなければなにやら法違反」だと威喝した。

こんな、わけのわからない話はない。麥検査が、ごれだけ農民を苦しめるかがわからないのだ！市村署の管内では、なんともないのだ！

こんな、世間知らずの官憲の怪しからぬ行爲に、吾々は嚴重抗議しなければならぬ。鳥飼班は今直ぐ起つて強硬なる抗議運動を起せ。

この官憲の他の人民壓迫の事實を摘發せよ！

◆ツケのわからぬ

福良署長のタツ言！

中村君とこにあつた、まきビラを見た、これまた阿那賀のコセつき駐在、コロンブスがアメリカ

を發見した時のやうな格好で得意満面本署へ報告

「唯今中村とこで、えらいものを發見しました、實に怪しからぬ不穩文書(?)を發見したのです。

それは「自作も小作も麥検査に反対せよ！」といふビラです。勞農黨發行です、ハッ！ いかかとり計らいませう。」

署長電話の前でそり返り「ウン！ 勞農黨、そそりや怪しからん！ 早速マクのをやめさせう。お前はなか／＼大發見をした。可愛い奴ぢやよし／＼」

て言ふやうな喜劇があつたかどうかわからないが、

中村君とこにやつてきて撒くのを禁止した。

後でその理由を署長に詰問したところ「どうを得てゐない」だそうだ。

デタラメもやすみ／＼言つてもらはなけりやこまる。

あのビラのごごがゐけないのだ！ 麥の検査がごれだけ百姓いちめか爪の先程も知らずにて「どうを得てない」といふ理由こそ「どうを得てない」「こんな」どうを得てない「理由で禁止する警察を吾々は糾弾せなければならぬ！

諸君！ もつと詳しく理由をきこうぢやないか？

ピラを受取つたらスグまけ！ スグはれ！

◆麥検査反對運動は

淡路だけではない！

◆全縣下農民は手を握つて進め！

阪神地方に反對運動まき起る

阪神地方に存在せる日本農民組合兵庫縣聯合會の各支部は近來非常に活潑に動いてゐるが六月始め東富松支部を中心に麥検査對策協議會が開催された。組合以外黨員外からも多數の出席あり盛會を極めた。

その時川邊郡稻野村野間（この附近には組合員も黨員も一人もないのだ）の人が「わしとこの部落で演說會をひらいてくれ」との話だったので七日農民大會をひらくことにした。吾淡路支部からは佐野君が應援のため出席した。

當夜は非常に盛會だつた。

麥検査反對の決議は満場大拍手裡に可決された。

今右農民組合各支部が主となり、勞農黨攝陽支部が指導のもとに大活動を開始することになった。

佐野君は淡路地方とシツカリ手を握りあつて進むことを約束して歸つた。

◆宍粟郡の山地にも

反對の叫びあがる！

六月十一日開かれたる農民組合兵庫縣聯合會の西播地方支部代表者會議に於ても「麥検査反對」が決定され、村民大會をひらくことが決められた。

今や全縣下に麥検査反對運動は渦まき起つてゐる！

だが

▼なにもせず共同戦線をハネつけた

全日本農民組合のダラク幹部ども……

○全日の農民大衆を吾等の手に取りかえせ！

日本農民組合を分裂し地主に賣らんとして除名されたダラク幹部の指導する全日農民組合兵庫縣聯合會に吾々は一緒に反對運動をやらぬか、と言つたところ

組合員は反對運動をやるうと意氣込んでゐるにも限らず、ダラク幹部は組合員をゴマ化し「もう時期がおそいからやめた。俺ごこは買らない」と斷つてきた情ないことを言ふ奴等だ。もう時期

がをそい。笑ふべきタワごとだ。  
 では一體いつやらうといふのだ！ これでダラ幹の正體は一層ハッキリわかつた。彼等は、なん  
 とか、かんとか、その場逃れの理由で闘ひを廻避するのだ！  
 これちや組合員が氣の毒だ。いつまでたつても浮ばれない。  
 吾々はこのダラ幹の手から氣の毒な組合員を救はなければならぬ！  
 (この全日本農民組合の支部が淡路の尾崎村に出來たのだ！)  
 この裏切りを暴露せよ！ 糺弾せよ!!  
 今や麥検査反對運動に

小作・自作は勿論(意見は違ふとはいえ)

地主までも参加しつつある！

吾が労働農民黨員は、部落に於て村に於て

農會に 村會に 戸主會に

床屋で 菓子屋で 風呂屋で

あらゆる場所、機會に宣傳し活發に活動せよ！

而して

眞に農民大衆の全民衆の利益を代表するものは

労働農民黨のみであることを示せ!!

麥検査反對運動進轉萬歳!

慾の鬼ヂュン

井藤辯護士に一喝され

青くなつて震いあがり、あやまる

二十一日辯論終り、吾が農民組合の井藤辯護士が急いで歸らんとした時鰻(エビ)の脊中にカビを  
 はやしたやうな面をした淡路で一番の某村の強慾の地主が法廷から出てきた。シュン公人間並外  
 れた恐ろしい面構えで「おい井藤君！ これからもつと責任ある人がくるやうに言つておいてく  
 れ」と言つてサッサと行きかけた。生意氣なそこで井藤氏は「おい君！ 一寸待ち給え！ 人に、  
 ものを言つておいて、そのまま行く者があるか！ 一寸きたまへ！」

——— これからが面白い ———

「君は今なんと言つた。責任ある人にといふが、僕は責任がないと言ふのか。僕に責任がないとは

何事だ！」

と怒なられ慾は深いが意氣地のないジュンイチ、青くなつてガタガタ震い出し齒のねが合はないのだ。

滑稽！ 滑稽！ 小作人に「鼻血も出なくなるまで逆にしてふりまわしてやる」或は調停委員會の

席で「貴様の子供を餓死さすまで、いじめてやる」と、

エラソウなことをホザいたジュンイチ殿も震ひあがつてゐるのだ。一寸に聲が出ない。そのザマつたらない。

これが淡路一の悪地主様かと思ふ一寸なさけなくもなる。

「ぼぼ……ぼぼくは……そんな」

「僕は代理人だ。ごに責任ないと言ふのだ！」

フルいながら「私はあなたが責任ないと言はないのです」嘘つけ！ とうとうおじてしまつて嘘をつく。

「私は責任ある本人がもつと出てくるやうにと言つたのです」嘘ツキ！

「本人が来るか、こないか、本人の勝手だ、それが爲に代地人が選んであるのだ」

井藤氏の追究ます／＼急！ そばにゐた佐野君嬉しそうに

「そうだ。そうだ」と叫ぶ。うろたへまわつたジュンイチ先生

「私は始から本人のつもりで言つたのです」

「それならハッキリと何故はじめから言はぬ！」

「これは私が悪るかつたのです。あやまります」

—ジュンイチへコタレの幕はおりた—

どうだ痛快ぢやないか？

諸君！ 吾々はこの悪地主某をあやまらずまで、最後まで闘ふのだ！

自分が家屋税や車税、營業収益税でシボられ、麥検査でいちめられ、日銀補償法案、臺銀救済、震災手形法、支那出兵で少數金融資本家の奴隸になりさがつてゐるのも知らずに、大きな地主共にダマされてゐる身の程知らぬ吹けば星の角で頭カチつけるやうな小地主共には面の皮をヒンめくつてやれ！

少數金融資本家の足の裏の垢こすりであることを教えてやれ！

而して吾等の戦鬪力を大地主に集中せよ！



徹底的にたたかえ！

闘はなくてはお日さまも俺達には尻をむける！

鐵の如き團結力と組織をもつて大地主を屈服せしめよ！

| 岡 山  |              | 第 一 審 |     | 第 二 審 |      | 上 告 審 |    | 職 業  |     | 氏 名 |   | 犯 時   |   |
|------|--------------|-------|-----|-------|------|-------|----|------|-----|-----|---|-------|---|
| 妨害水利 | 罰三十圓         | 意見見事  | 年月日 | 結果    | 意見見事 | 年月日   | 結果 | 意見見事 | 年月日 | 結果  | 農 | 藤本鹿太郎 | 二 |
|      | 三、九、三(略)罰三十圓 |       |     |       |      |       |    |      |     |     |   |       |   |

犯罪事實(略式)

被告人は、日本農民組合に加盟し居るものなる處、昭和二年七月十日頃岡山縣赤磐郡可眞村大字可眞字土井下の自己小作の田地に灌漑用水を引くに際し、其の用水溝の上流に、同所地主研究會共同耕作に係る田地に灌漑用水を引く爲め設け在りし、同用水溝の堰を右地主研究會の田の引水口を塞がす放置したる儘取去し、因て該田に在りたる用水を流出せしめ、以て水利を妨害したるものなり。

| 鳥 取 |              | 第 一 審 |     | 第 二 審 |      | 上 告 審 |    | 職 業  |     | 氏 名 |             | 犯 時    |   |
|-----|--------------|-------|-----|-------|------|-------|----|------|-----|-----|-------------|--------|---|
| 出版  | 罰二十圓         | 意見見事  | 年月日 | 結果    | 意見見事 | 年月日   | 結果 | 意見見事 | 年月日 | 結果  | 日農山陰聯合會常任書記 | 佐々木隆太郎 | 二 |
|     | 三、八、三(略)罰二十圓 |       |     |       |      |       |    |      |     |     |             |        |   |

犯罪事實(略式)

被告人は昭和二年五、六月頃、日本農民組合山陰聯合會の主義宣傳用の爲め「農民諸君日本農民組合ニ加入ナサイ」と題する左記文書約七、八千枚を日本農民組合山陰聯合會本部を代表して出版しながら、之が製本添付内務省に届出せず、且右印刷に當り發行人たる自己の氏名、住所及發行の年月日を記載せざるものを日本農民組合中央委員長山上武雄をして印刷せしめ、内三百八十二枚を昭和二年八月二十七日鳥取縣八頭郡智頭町智頭劇場に於ける農民組合演說會に際し頒布の目的を以て、八頭郡智頭町大字智頭松本兼松に交付したるものなり。

記

農民諸君!!

日本農民組合に加入なさい

働く者の安樂な新社會をつくる爲めに、

まづ諸君の村へ組合支部をつくりなさい。

諸君は働く、諸君のけなげな妻君や子供達も。

だが、諸君の生活は果して安樂と云へやうか。

病むだ時の心配はないか、老さきの案じはないか、さては子供の養育が氣にならぬか。その  
みでない、現在の小作地でさへ何日何時失ふかと懸念したことはなかつたか。

『働けど働けどは我がくらし樂にならざりじつと手を見る』

といふ歌こそ、實に諸君の偽わらぬ生活の相ではないか。

では何故樂にならないか？

×

まづ、小作料の問題だが餘り高過ぎるとは思はぬか。

かりに三石できる田地として屑米、藁代、畦豆代等加へてもいくらの金が上げられるか。しかもその生産費にいくら要る？ 紐種から勞働賃銀、鎌鍬の損料から繩代まで見て見なさい。どれ程安く見積つても反に七八十圓、少しかさむ地方では九十圓以上を費つてゐる。

これは地主が作つても同様だが、さてこの上の小作米を考へてみるがよい。

おまけに念の入つたことには『豊作凶作に不拘、何石何斗納めます。また御都合により何日何時でも田地をお返しいたします』といふ證文まで地主にとられて居るものもある。

だが、こんな無理な文句があらうか。實際、強い者が弱い者から取る證文なら、米が出来ねば娘でもと書かせることも出来るだらうて。

×

かりに諸君が、何程正當な理由をもつて地主に小作米の減免を要求したところで、一人と一人ではとても通らぬ。地主には金がある。暇がある、學がある。そして鋤鍬握る諸君の腕力より、もつと強大な力がある。即ち地主と金持が得手勝手に作つた法律の力だ。國家の権力だ。その力で、地主は自分の勝手な時に一も二もなく諸君から田地をもぎとることもできる。つまり法律上の問題である。

だが諸君、これ程強い地主にもたつた一つの弱味がある。それは何か、小作人より人数が少い！そこだ。そこで諸君は團結せねばならぬ。つまり組合をつくらねばならぬ。

けれども、十人百人の一村一郡の組合ではまだ弱い、地主は勝手な法律の他に、また別に全國

的な地主協會の組織さへもつてゐる。だから、立入禁止や立毛差押で脅迫して來た場合に限らず、たとへば近く制定されそうな無理非道な悪小作法の問題にしても、やはり全国的に農民が一致團結して極力反對運動を起さねばだめだ。

一本づゝの矢は折れても、三本合せた矢は折れぬ。五人十人の小作人は弱くとも、五萬十萬と團結すれば決して地主に負けはせぬ。

そこで諸君は日本で一番大きな全国的農民組合、日本農民組合へ入ることだ。

×

とにろが、地主等は諸君より先に日本農民組合の力をよくしつてゐる。だからこう云つて諸君をごまかす『あの組合へ入るな。あれは共産主義の組合だ。よしんば隣村の馬鹿農民共があつた組合へ入つて、年貢米五割減を要求するなら、當方も五割減を承諾してやる。さすれば一厘一錢の組合費も要らずに、おたがいの感情も悪くはせず、村圓滿でよいではないか』

そこで諸君はうっかりすると『ものゝわかつた地主様』にしてやられる。

だが諸君、その地主様は、一體農民組合が出来る以前に一度でもそんな殊勝なことを云つたことがあつたか。一方ではものゝわかつた様な顔をし乍ら、一方では小作人を壓へつける種々な悪

法を作つたり苛税を課したり『小作をバカにする方法』を考へたりしてゐるのだ。治安維持法や暴力取締法は勿論のこと自作農維持創定や青年訓練や乃至は信用組合にいたるまで、それが畢竟誰の爲めかと云ふことについて深くふかく考へてみるがよい。

『ものゝわかつた地主』達が、何んなに小作をバカにしてゐるか。

×

次に税金の問題にしても、村役場へ納めるばかりが税金ではない。酒や砂糖や肥料や鎌は云ふまでもない。諸君の消費するあらゆるものには法外に高い間接税がかけられるのだ。たとへば五十一議會で一寸税制整理が行はれただけでも、地租や營業税所得税が安くなつて、そのかわりに小作人や労働者の生活費が一ヶ年一人あて八九圓。五人家族とすれば年に四五十圓だけ重くなつてゐるではないか。一事が萬事で、實際お互ひは鐘の様に重い税金を課せられて提灯の様に軽い権利より與へられてゐないのだ。子供の教育問題について考へてみなさい。中學や大學は誰の子が行くか。兵役の問題について考へてみなさい。將校になるのは誰の子がなるのか。戦争の問題について考へてみなさい。誰の利益のために誰の子が殺されるのか。

これ等のことについて諸君はハッキリと眼を開かねばならぬ。

×  
 次ぎから次ぎへと今の社會の有様を立入つて考へてみればみる程働く者に働き効ひのない社會はない。それを諸君は深くも考へずに、泣く子と地頭には勝てぬだの、長い者にはまかれる等とあさましい、愚にもつかぬあきらめへ逃げ込んだり、或はたゞ懸命に働いて約しくしてさへ居れば末で安樂できる等と早合點するからいけない。極端な例の様ではあるが、あれ程懸命に働いて約しい生活する牛馬の末を見るがよい。働き効ひない働きが何にならうか。

×

諸君は決して働ずに食はうとも贅澤をしようとも云はぬ。従つて、諸君のその働きが諸君の團結力に依つて、眞に働き効ひのあるものになつたなら、何んなに諸君の生活は明るく幸福になるのだらう。病むだ時の心配もいるまい。老い先きの案じもなからう。さては子供の養育も氣になるまい。ましてや何時田地をとり上げられるかの懸念なぞのあらう筈もない。

實に農民組合は、諸君の學校であり兵營である。そこで諸君は地主等と争闘し自らを教育することが出来る。そしてはじめて働き効ひある新社會の幸福を勝ちとることが出来るのだ。一文惜みの百しらずで、くるくる廻る輪の中で走る廿日鼠の様にあくせくあせることをやめて、即刻、

日本農民組合へ加入なさい。但し、近來、全日本農民組合だの全日本農民組合同盟だのいふマギラハシイ偽物ができて地主の手先きであり乍ら一寸聞くともつともらしい事を云つて諸君を偽瞞しようとしてゐるから御注意なさい。過激派だの共産主義だのといろく／＼悪く云はれてはゐるが、誰が何んと云はうとも我が日本農民組合だけが我國にたつた一つの眞實の農民組合であることは眞面目な諸君の吟味によつて判明する筈である。

農民諸君は即刻

日本農民組合へ

加入なさい!!

組合費一人一年分  
 總本部費 金四十八錢  
 聯合會費 金

大阪市北區堂島濱通三丁目一八

日本農民組合總本部

電話長 土佐畑 二八〇五番  
 振替口座大阪六七七八一番

聯合會  
 鳥取縣西伯郡巖村二本木  
 日本農 民組合  
 山陰聯合會本部

| 奈良 |          | 第一       |           | 第二  |          | 上告        |    | 職業          |          |
|----|----------|----------|-----------|-----|----------|-----------|----|-------------|----------|
| 罪名 |          | 檢察<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果  | 檢察<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果 | 氏名          | 犯時<br>年齢 |
| 同  | 横業<br>領務 | 懲一年      | 三、八、七     | 懲八月 |          |           |    | 組合會<br>宮本政市 | 三        |
| 同  | 同        | 同        | 同         | 同   |          |           |    | 組合會<br>長田朝光 | 三        |

犯罪事實(判決)

被告人政市は大正十四年十月以來日本農民組合岡支部の會計係として右組合員の積立米賣却代金等の收納保管支出等の業務に従事し、組合員窪田信太郎外六十二名の大正十四、十五兩年度の積立米賣却代金及積立金合計金四千六百三十五圓十一錢八厘を業務上保管し居り、又被告人朝光は同支部の書記として勤務し居りたるものなる處、各犯意を繼續して

一、被告人政市は大正十五年一月より昭和二年八月迄の間數回に亘り、右保管金中金九百六十八圓

六錢を宇智郡五條町及其他に於て、擅に自己の用途に費消し以て之を横領し、

二、被告人朝光は右保管金が組合員の積立米賣却代金たる情を知りながら、之を自己の用途に費消せんことを企て、被告人政市に對し之が融通方を申入れたるところ、被告人政市は其情を知悉しながら之を應諾し、大正十五年一月より昭和二年七月迄十數回に亘り其肩書居村に於て、前記保管金中金八百五十圓を擅に被告人朝光に交付し、被告人朝光は其融通を受け、以て兩名共謀の上該金員を横領したるものなり。

| 岡山 |    | 第一       |           | 第二  |          | 上告        |    | 職業           |          |
|----|----|----------|-----------|-----|----------|-----------|----|--------------|----------|
| 罪名 |    | 檢察<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果  | 檢察<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果 | 氏名           | 犯時<br>年齢 |
| 同  | 出版 | 罰十圓      | 三、一、三     | 罰十圓 |          |           |    | 農民組合<br>難波孝夫 | 三        |
| 同  | 同  | 同        | 同         | 同   |          |           |    | 農<br>平松惣一    | 三        |
| 同  | 同  | 同        | 同         | 同   |          |           |    | 同<br>牧野勝夫    | 三        |

犯罪事實(略式)

被告人三名は、共謀の上、昭和二年十月二十七日岡山市内山下日本農民組合岡山縣聯合會事務所

に於て、出版法に依る法定の届出を爲さずして「ゴクドウ地主藤田組をやつつけろ」と題する謄寫版刷約三十枚を印刷し、岡山縣兒島郡興除村大字東疇高草某外約三十名に配布したるものなり。

| 戸神 |    | 第一  |       | 第二  |  | 上  |  | 職業  |   | 氏名 |       | 犯時 |  |
|----|----|-----|-------|-----|--|----|--|-----|---|----|-------|----|--|
| 罪名 |    | 本   |       | 區   |  | 審  |  | 告   |   | 審  |       | 年  |  |
| 検事 |    | 結了  |       | 結果  |  | 検事 |  | 結了  |   | 結果 |       | 年齢 |  |
| 意見 |    | 年月日 |       | 結果  |  | 意見 |  | 年月日 |   | 結果 |       | 年齢 |  |
| 同  | 出版 | 罰三十 | 三、一、三 | 罰二十 |  |    |  |     | 同 | 農  | 山口勸一  | 元  |  |
| 同  | 出版 | 罰二十 |       | 同十圓 |  |    |  |     | 同 | 農  | 神田徳次郎 | 元  |  |

犯罪事實(判決)

被告勸一は、昭和二年十月二十一日頃より同月二十三日頃までの間に「市村署ノガン首ノ入レ替ガ必要ダゾ」「全淡ノ農民ヨ奮起セ」の各題下の左記第一文書を印刷發行するにあたり、内務省に所定の届出をなさざりしものなり。

被告徳次郎は同年十一月六日「親和會員諸君吾々ノ小作料モ下ルノミダ應援セヨ」と題する左記第二文書を印刷發行するにあたり、内務省に所定の届出をなさざるものなり。

記

第一

市村署長のガン首の入れ替が必要ダゾ

百姓をイジメ十月二十日正午賀集村の百姓が共同耕作をしてゐた處大勢で稻を刈る事は示威運動であると云ふのだ。

地主が恐れるからいけないをな、小作人か立入禁止をされてウエテ死んでもよい 地主さんにせいたくなく生活をヤレバヨイ、米造に稻も刈るな死んでしまへと云ふにひとしい云ひ方

共同耕作をフミニジリ、賀集村の農民組合の事務所に於て故なく五名を檢束した、又北村に於て煙草を畔ニユしかけて呑んでゐる。

百姓の父郎様を二名檢束したなの爲だ、皆地主御奉公の見へる諸君は不平ハ有ルダロウ共に起ツテすげ替へ運動に参加せ!!

賀集村支部爭議團本部

印刷發行者 山口勸一

發行所 三原郡賀集村

一、お米のなる木を

取られちやならぬ

鐘のなる時わすれるな

倭文村 爭議團本部

印刷人 山口 勘 一

一、ワシ等の村をさわがす奴は

ムチャクチャ署長と大地主

印刷所 日本農民組合賀集支部

印刷發行人 山口 勘 一

一、用意はよいか ガンガラガン

まだ戦はこれからだ

印刷所 日本農民組合賀集支部

印刷人 山口 勘 一

一、大ヨボケ地主のくせに

差押等して

後で後悔するな

倭文村 爭議團本部

印刷人 山口 勘 一

一、面の皮の厚い

ちヨツほけ地主

俺達の最後の戦を見よ

倭文村 爭議團本部

印刷所 山口 勘 一

第二

親和會員諸君吾々の要求が通れば諸君等の小作料も下るのだ應援せよ！ 諸君も吾々と同じ要求を出せ、吾々の要求は今二割だ。

ところが二割近くで解決つけた地主吾々の要求は決して無理ではないのだ、で地主は何んと云ふ「諸君の要求は無理はないが農民組合に下げたら親和會も下けることになるから」と云ふのだ。

「どうだ 諸君 諸君にまげさすのがいやで吾々の要求を聞かないと云ふのだ、吾々の要求が貫徹すれば倭文村中の小作料が下ることになるのだ  
 親和會員諸君！ この倭文村中の小作人のために立毛差押の亂暴をやつた悪地主共とたゝかつて居るのだ。  
 諸君の小作料にはすぐ影響するのだ。諸君は他人ごとに思つてゐるのは大きな間違だ。親和會諸君吾々の爭議を應援せよ。  
 吾々の要求を支持して吾々と共に進め。三ヶ年間積みたてと云ふ様な馬鹿げたことをやめろ。  
 永久二割減額を要求せよ。」

日本農民組合倭文支部爭議本部

昭和二年十一月十一日印刷

發行人

三原郡倭文村

神田徳次郎

|      |       |       |       |       |     |       |      |     |     |      |   |     |   |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-----|-----|------|---|-----|---|
| 秋 田  |       | 第 一 審 |       | 第 二 審 |     | 上 告 審 |      | 職 業 |     | 氏 名  |   | 犯 時 |   |
| 治安警察 | 禁罰十五圓 | 檢事見意  | 年月日了  | 年月日了  | 結果  | 檢事見意  | 年月日了 | 結果  | 著述業 | 今村英雄 | 三 | 年齢  | 三 |
|      | 三、三、七 |       | 三、三、七 |       | 取 下 |       |      |     |     |      |   |     |   |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人は、日本農民組合秋田縣聯合會本部員縣南出張員にして、  
 第一、昭和二年十一月十四日同聯合會川西支部員なる金澤重五郎に託して、角間川警察署に對し、  
 同月十五日午前九時三十分より平鹿郡川西村松田神明社境内に於て川西村政批判演說會を催すべ  
 き旨の届出を爲し、且其數日前同村各所に同趣旨の廣告を爲したるより、同警察署長は右屋外集  
 會を以て公安に害あるものと認め、安寧秩序を保持する爲め、同月十四日より翌十五日午前七時  
 頃までの間同警察署川西村巡查駐在所詰巡查森川留之助をして數回被告英雄に對し、該屋外集會  
 を禁止する旨の通告を爲したるに拘らず、前掲廣告の爲め同月十五日午前七時頃より同支部組合  
 員にして、日本農民黨川西支部と記載したる方二尺の赤旗を携帯したるもの其他約七十名前示境  
 内に參集したる處、被告英雄は該禁止命令に背き午前八時三十分頃右集會者に對し、豫て印刷し



置きたる川西村政批判に關する決議文を配布したる上、之を朗讀し、且其文詞を意譯説明して同村政批判演說會を爲し。

第二、前項の如く禁止命令に違反し批判演說を爲したるより巡查森川留之助は、被告英雄に對して中止を命じ、巡查佐藤某は聽衆に對し解散を命じたる處、被告英雄は所轄警察署に届出を爲さざるにも拘らず、右機會に乗じて多衆運動を爲さんと企て、該聽衆に對し前に配布したる決議文を叙上村役場に到り村當局者に交付すべしと謂ひ、先頭に立ちしより聽衆も亦之に附和し、且前掲赤旗を捧で氣勢を添へ、同役場に通ずる縣道を行進せしが、孰れも其途中に在る同村小學校々庭に立越し、被告英雄は校長小西倉治に對し辭柄を構へて交渉の結果、兒童約五十名を連れ出し之に少年鬪争隊と題する決議文を配布して、其列中に加へ、更に同校庭より右役場に向け進行中、警察官に阻止せられたるものなり。

| 戸 神                          |     | 第一 審 |     | 第二 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 | 氏 名  | 犯 時 年 齡 |
|------------------------------|-----|------|-----|------|-----|-------|-----|-----|------|---------|
| 出 版                          | 罪 名 | 意 見  | 結 果 | 意 見  | 結 果 | 意 見   | 結 果 |     |      |         |
| 第一、二各罰五圓<br>第三、八各罰五圓<br>第十圓  | 略   | 見事   | 了   | 見事   | 了   | 見事    | 了   | 農   | 長尾正作 | 三       |
| 二、三、八各罰五圓<br>第三、八各罰五圓<br>第十圓 | 略   | 見事   | 了   | 見事   | 了   | 見事    | 了   |     |      |         |

犯 罪 事 實 (略 式)

昭和二年十一月二十四日「尾崎村諸君聞ケ」と題する文書を印刷發行するにあたり、  
第一、該文書の末尾に發行者の氏名、住所、發行の年月日を記載せず、  
第二、該文書の末尾に印刷者氏名、住所、印刷の年月日を記載せず、  
第三、内務省に所定の届出をなさざるものなり。

備 考

被告人は全國農民組合に加盟し、常に農民運動に狂奔し居りたるが、當時居村々政問題を捉へて農民を煽動し組合員獲得運動に資せむとして本件犯行に出でたるものなり。

| 路 劔  |       | 罪 名   |     | 第 二 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名 |           |
|------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|---------|-----------|
| 出 版  | 罰 二十  | 意 見   | 結 了 | 意 見   | 結 了 | 意 見   | 結 了 | 職 業     | 氏 名       |
| 罰 二十 | 三、一、三 | 年 月 日 | 結 果 | 年 月 日 | 結 果 | 年 月 日 | 結 果 | 日 時 履   | 赤 井 儀 太 郎 |
|      | 罰 二十  |       |     |       |     |       |     | 年 齡     | 三         |

### 犯 罪 事 實 (判 決)

一、被告人は日本農民組合北海道聯合會小清水村支部長なる處、居村たる北海道斜里郡小清水村一般農民に對し該組合運動の趣旨綱領等を宣傳する目的を以て、

(イ) 昭和二年十一月十一日斜里郡小清水村大字蒼瑠村字古樋、止別尋常小學校教員室に於て、同校長古村茂平より同校備付の謄寫版を借受け使用し、「農民組合トハ何か」と題し、日本農民組合の意義主張を記載せる文書約六十枚を作成印刷し、翌十二日之を同村浦士別及止別の一般小作人に配布し、

(ロ) 同月十五日被告人居宅に於て被告人所有の謄寫版を使用し、「日本農民組合ノハタノモトニ」と題する同組合員の團結性に關し記述せる文書約六十枚を作成印刷し、即日之を前同所一般小作人に配布し、

| 路 劔       |       | 罪 名   |     | 第 二 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名 |           |
|-----------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|---------|-----------|
| 警 察 犯 處 罰 | 科 三 圓 | 意 見   | 結 了 | 意 見   | 結 了 | 意 見   | 結 了 | 職 業     | 氏 名       |
|           | 三、一、三 | 年 月 日 | 結 果 | 年 月 日 | 結 果 | 年 月 日 | 結 果 | 日 時 履   | 赤 井 儀 太 郎 |
|           | 科 三 圓 |       |     |       |     |       |     | 年 齡     | 三         |

### 犯 罪 事 實 (判 決)

一、被告人は日本農民組合北海道聯合會小清水村支部長なる處、昭和二年十二月八日居村北海道斜里郡小清水村大字蒼瑠村字古樋市街に於て、同所鈴木常次郎方前道路所在斜里電氣株式會社所有の電柱、同所桐山熊市方住家表側戸袋及同所西尾茂三郎所有の空家表側戸袋に、濫りに「弱イ者ハ

(ハ) 同月十九日前同様居宅に於て前記謄寫版を使用し、「吾等ノ要求」と題する同組合員の地主に對する提出條件を記載せる文書約六十枚を小作印刷し、同日之を前同所一般小作人に配布し、

(ニ) 同年十二月一日網走郡網走町石山市右衛門方に於て、同人所有の謄寫版を借受け使用し、「小作農民諸君 オソルルナ」と題する小作農民は地主又は官憲の威嚇を怖れず團結し要求を貫徹すべき旨記載せる文書約五十枚を作成印刷し、同日之を前同様居村内一般小作人に配布しながら何れも之れが出版するに當り、所定の届出手續を爲さざりしものなり。

唯ダ團結アルノミダ吾等ノ耕地ヲ喰ヒ荒ス害鳩アラバテツテ的ニヤツツケロ日農北見出張所」と記載せる諷刺畫入謄寫版刷宣傳用ポスター各一枚を貼付したるものなり。

|        |                         |                                  |                                  |                |         |       |       |       |
|--------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------|---------|-------|-------|-------|
| 岡 山    |                         | 第一 二 審                           |                                  | 上 告 審          |         | 職業    | 氏 名   | 犯時    |
| 罪名     | 岡 山 區 審                 | 第 二 審                            | 上 告 審                            | 職 業            | 氏 名     | 犯 時   | 年 齡   |       |
| 文書偽造出版 | 一、懲六月<br>三、罰五圓<br>三、同手圓 | 一、懲六月<br>三、罰五圓<br>三、罰五圓<br>三、同手圓 | 一、懲六月<br>三、罰五圓<br>三、罰五圓<br>三、同手圓 | 三、四、五<br>取 下 無 | 重 井 鹿 治 | 三     |       |       |
| 檢事     | 結了                      | 結了                               | 結了                               | 結了             | 結果      | 結果    | 結果    | 結果    |
| 意見     | 見                       | 見                                | 見                                | 見              | 見       | 見     | 見     | 見     |
| 年月日    | 三、一、三                   | 三、三、三                            | 三、三、三                            | 三、三、三          | 三、三、三   | 三、三、三 | 三、三、三 | 三、三、三 |

犯 罪 事 實 (公 訴)

第一、昭和二年十一月頃居村部落に在る同農民組合都支部の組合員が、強軟兩派に分れ同支部組合の結束を亂すの傾向ありたるより、當時岡山刑務所に入監中なりし、前支部長西澤榮名義の信書を作成し、之を同組合員に配布して、其結束を維持し且分裂を防がんと思惟し、茲に犯意を繼續して、同年同月十日頃前記都田中龜一居宅に於て、自ら謄寫作成したる上「組合員青年婦人ノ諸君」と題する一種の消息的内容の文書約七十部の差出人欄に行使の目的を以て、擅に前記西澤榮の氏名を冒書して其署名を偽造し、同年同月十四、五日頃前記都部落に於て、情を知らざる右龜一外數名の手を経て、之を同支部員某外數十名に交付して、順次に之を行使し、

第二、同年十二月十二日頃前記都部落の藤田農場に於て、落糶を竊取したる同部落民約二十七名が檢舉せらるるや、右犯罪を曲庇し救護せんことを企て、茲に犯意を繼續の上、

- (一) 同年同月十五日頃同郡興除村大字會根森本左次方に於て、同月十三日附日本農民組合作成名義の「藤田組の番犬裁判所と警察の陰謀を曝露せよ」と題し、從來小作人が貰ひ受け居りたる落糶を今回會社側に於て其計量を間違へて從來より多量なりとし、裁判所や警察とグルになつて竊盜罪なりとし、尙裁判所は威嚴とか云ふ形式に騙られて、被檢舉者の内六、七名を竊盜犯人として有罪の判決を爲さんと企て居る旨記載し、前記被檢舉者の罪犯を曲庇し、救護すべき謄寫版刷文書約四十部を作成して、其頃自ら前記都在住の農民組合員數十名に頒布し、
- (二) 同年同月十六日頃前記奎次方に於て、同日附共同闘争季員會なる虚無の會名義の「竊盜事件の真相を明かにし我等の對度を聲明す」と題し、斯の如く耕作人たる被檢舉者に何等不正行爲なきに拘らず、藤田組は其暴威を逞しくする爲め官憲を使嚇し、日本農民組合都支部の堅城を破壊する目的を以て、竊盜事件をでつち上げ陰謀を以て戰鬪的組合員二十八名を投獄したる旨、記載したる罪犯を曲庇救護すべき謄寫版刷文書約八十部を作成し、其頃岡山市岡山郵便局に於て之を投函して頒布し、以て何れも出版を爲し、

第三、同年十一月前記田中龜一方に於て「通知書」と題する文書、「會社ノ魔ノ手ニノルナ分裂策動ヲ警戒セヨ」と題する文書各七十部を作成し、之れが出版に付内務省に所定の届出を爲さず、又發行の年月日發行者の住所、氏名を文書の末尾に記載せずして、其頃前記都部落民に對し犯意繼續の上順次に之を頒布して出版したるものなり。

|     |      |       |     |      |      |      |      |
|-----|------|-------|-----|------|------|------|------|
| 秋田區 |      | 第一二審  |     | 上告審  |      | 職業氏名 | 犯時   |
| 毀棄  | 罰三十圓 | 意檢見事  | 年月日 | 結果   | 意檢見事 | 年月日  | 結果   |
| 同   | 罰三十圓 | 三、六、三 | 略   | 罰三十圓 |      | 農    | 小野要治 |
|     |      |       |     |      |      |      | 三    |

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和三年一月十日午后九時頃南秋田郡下井河村川尻伊藤養之助方前道路を通行したる際、農民組合支部旗竿石突を以て、同人方表門板等を突き破り、以て毀棄したるものなり。

備考

被告人は日本農民組合一日市支部評議員にして地主たる前記伊藤養之助の横暴なる處置を怨み居たる折柄偶々他支部の支部旗樹立式に參列、飲酒酩酊の歸途、日頃の鬱憤を霽すべく本犯行

に出でたるものなり。

|     |     |       |     |     |       |      |       |
|-----|-----|-------|-----|-----|-------|------|-------|
| 青森區 |     | 第一二審  |     | 上告審 |       | 職業氏名 | 犯時    |
| 出版  | 罰十圓 | 意檢見事  | 年月日 | 結果  | 意檢見事  | 年月日  | 結果    |
| 同   | 罰十圓 | 三、五、二 | 同   | 罰十圓 | 三、七、三 | 同    | 罰十圓   |
|     |     |       |     |     |       |      |       |
|     |     |       |     |     |       | 養鶏業  | 大澤喜代一 |
|     |     |       |     |     |       |      | 元     |

犯罪事實(判決)

被告人は、舊勞働農民黨青森支部聯合會の幹事にして日本農民組合青森聯合會の組合運動を應援し來りたるところ、

第一、青森縣南津輕郡黒石町方面西津輕郡下數ヶ町村に普く頒布する目的を以て、昭和三年二月十六日西津輕郡木造町印刷業川島宣一に依頼し、被告人の草案に係る「小作人團結ノ力ヲ見ヨ遂ニ惡地主ヲ屈服サス全國ノ小作人諸君」と題し「西津輕郡水元村ノ爭議ハ一時天下ノ大爭議トシテ而カモソノ原因ガ、アノ附近ノ慾張り地主ガ不作ツヅキノ小作人ノ嘆願ヲ聞入レナイ爲ニ起ツタコトハ諸君ノヨク知ツテキルコトデアル。ソノ後日本農民組合ノ全國ノ援助ノ下ニ一絲亂レズ團結シテ正シイ要求ノ爲ニ戦ツタ結果、遂ニ我々ハ勝ツタノデアル。」云々「ダガ諸君コノママデハ俺達小

作人ハ死ンデユク乍リダカラ、我々ハ團結シタノダ、不正ト戦ツタノダ。我々ハ米ノ生産者ダ。我々ハソノカラ今ハツキリ知ツタ。水元ハ勝ツタ、組合ノ力ハ勝ツタ。小作人ノ團結ガコンナニ強イノダ。サア見シナモ起上ツテクレ。ソシテ

- 一、最高小作料ヲ收穫高三割ニシロ、
- 二、耕作權ヲ確立シロト叫ンデタテ、組合ヲツクレ、惡地主ニ反對シロ、日本農民組合ノ旗ノ下ニ集レ。

云々なる記事を掲載したる文書を印刷せしめ、同月十七日より右文書四千枚の交付を受け、同日頒布の爲南津輕郡石黒町舊労働農民黨黒石支部に約一千枚を發送し、又同日同組合員四、五名に數百枚宛を交付し、同人等をして西津輕郡木造町水元村川除村車力村等に於て一般通行人に孰れも該文書の末尾に發行者たる被告の氏名及住所を記載せずして之を頒布し、

第二、右文書發行の日より到達すべき日數を除き三日前に製本二部を添へ内務省に之が届出を爲さざりしものなり。

| 取 鳥   |       | 第 一 審 |       | 第 二 審 |       | 上 告 審 |       | 職 業   |         | 氏 名     |     | 犯 時 |  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-----|-----|--|
| 出 版   | 罰 金   | 意 見   | 結 果   | 意 見   | 結 果   | 意 見   | 結 果   | 農     | 遠 藤 元 市 | 田 村 政 市 | 年 齡 | 犯 時 |  |
| 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓   | 同 十 圓   | 三   | 三   |  |
| 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓 | 同 十 圓   | 同 十 圓   | 三   | 三   |  |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人兩名は共謀して、昭和三年二月十八日「銘記セヨ淀江事件一週年紀念日云々」と記載せる謄寫版印刷物五十枚餘「銘記セヨ二月十九日淀江事件の日云々」と記載せる活版印刷物五百枚餘を、何れも其出版に付内務省に届出なきものなるに不拘之を出版せむことを企て、同日被告人元市は右謄寫版印刷物を鳥取郡西伯郡淀江町内各所に貼付揭示し、尙被告人政市と共に右活版刷の分を同町各戸に頒布したるものなり。

備 考

淀江事件は、昭和二年二月十九日日本農民組合員約五百名が小作問題に關し、平素不満を抱ける地主方を襲撃し騒擾を爲したる事件にして、本印刷は農民運動の爲め頒布したるものなり。

| 取鳥  |       |     | 第一二審 |    |    | 上告審 |    |    | 職業氏名 |       |
|-----|-------|-----|------|----|----|-----|----|----|------|-------|
| 管治  | 罪名    | 米子區 | 意檢   | 結了 | 結果 | 意檢  | 結了 | 結果 | 職業   | 氏名    |
| 察安  | 見事    |     | 年月日  |    |    | 年月日 |    |    | 農    | 河津千万人 |
| 罰二十 | 三、二、三 | 罰十四 |      |    |    |     |    |    |      |       |
|     |       |     |      |    |    |     |    |    |      | 犯時    |
|     |       |     |      |    |    |     |    |    |      | 年齢    |
|     |       |     |      |    |    |     |    |    |      | 量     |

犯罪事實(判決)

被告は日本農民組合員なるところ、昭和三年四月七日午前八時該組合皆生、米子、長田、加茂、福米各支部員に通告し多衆運動を計畫しながら、十二時間以前に會同場所、年月日時及其通過すべき路線を管轄警察署に届出ですして、同日午前十時頃同組合員約百名を集合せしめ、支部旗二旗を押し立て東福原より西福原に至る路線を通行し、地主に對する示威運動を爲したるものなり。

| 戸神 |    |     | 第一二審 |    |    | 上告審 |    |    | 職業氏名  |      |
|----|----|-----|------|----|----|-----|----|----|-------|------|
| 出版 | 罪名 | 神戶區 | 意檢   | 結了 | 結果 | 意檢  | 結了 | 結果 | 職業    | 氏名   |
| 同  | 同  |     | 年月日  |    |    | 年月日 |    |    | 農民組合員 | 河合秀夫 |
| 同  | 同  |     |      |    |    |     |    |    |       | 梅川文男 |
| 同  | 同  |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
| 同  | 同  |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
|    |    |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
|    |    |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
|    |    |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
|    |    |     |      |    |    |     |    |    |       |      |
|    |    |     |      |    |    |     |    |    |       |      |

犯罪事實(判決)

被告人佐野史郎事梅川文男は昭和二年三月頃より日本農民組合兵庫縣聯合會淡路出張所に於て同會事務に従事し、被告人河合秀夫は昭和三年二月頃より右組合兵庫縣聯合會執行委員長として、同縣下農民組合運動の總指揮を爲し居たるものなる處、

第一、被告人文男は神戸市相生橋警察署に留置せられ居たる際、昭和三年三月二十八日頃同所に於て、佐野史郎名義を以て、所持の塵紙に鉛筆にて「親愛ナル淡路同志諸君」と題し「私ハ今神戸刑務所ニ投ゲコマレヨウトシテキル。私ハ今數年ノ間諸君ノ前カラ姿ヲ没スベク除儀ナクサレテキル。シカシ諸君！ 決シテ心配シテ下サルナ！ カクナルコトハ兼ネテノ覺悟デアリマシタ。然シ、唯心残りハ諸君ト共ニ數年間憎ムベキ地主資本家支配階級ト闘フコトノ出來ナイコトデス。私ハ諸君ガ佐野ハクダラスコトヲヤツタト笑ハレズニヨクヤツタ仇討ダト、モツトノヨリ積極的ニヤツテ下サルコトヲ確ク信ジテ、下獄シマス。私ハ長キ困難ナル解放戰線ノ一兵卒トシテ、不充分ナガラ闘ツタコトヲ信ジテキマス。地主支配階級ノ攻撃ト逆宣傳ヲ一蹴シヨリ固イ結束ト組織ヲモツテ進ンデ下サイ。不充分ナ一文ヲ鼻紙ニ記シテ、私ノ覺悟ト諸君ヘノオ願ヒトヲイタシマス。淡路ノ同志諸君ヨリ叫ビヨリ闘フスベテ惡法ヲ撤廢シロ、治安維持法ヲヤメロ、スベテ人民

ニ自由ヲ與ヘロ、労働者農民ノ政府ヲツクレ」なる旨の宣傳文書を作成して、之を謄寫版にて印刷の上、淡路地方の同志に頒布せられ度き旨を附記し、其頃同留置場を釋放せられたる某に前示秀夫宛郵送方を依頼し、之を同人に郵送せしめ、被告秀夫は右文書の送付を受け、昭和三年四月初頃兵庫縣武庫郡六甲村徳井の居宅に於て、右文書の内容を妻をして原紙に書かしめ、自ら謄寫版にて約百部を印刷し、内五十部は同郡魚崎町外二十ヶ所餘の前示聯合會支部に郵送し、其餘は同縣三原郡賀集村聯合會出張所に持参し、同所書記清水半四郎に交付し、頒布方を依頼し、以て兩名共謀の上無届出版を爲し、

第二、被告人秀夫は前示印刷日と同日頃「逆宣傳ヲケトバセ」なる題下に「所謂日本無産黨事件ノ發表ト共ニ、無産黨事件ニ關係アリシワレ等ガ支持シテ居タ労働農民黨ハ日本労働組合評議會、全日本無産青年同盟ト共ニ解散サレタ。何ントイフ言ヒガカリダ、労働農民黨ト共ニ關係トガ違ツテオルノハ奴等ニダツテ充分ワカツテ居ルノニ、俺等ヲコンナニマデ壓迫スルノダナ、覺エテ居ロ、地主ヤ官憲ハコノ上更ニワガ日本農民組合マデ共産黨ニ關係アルト云ツテツブソウトノシカカツテクルニチガイナイ。コンナ逆宣傳ニ迷ハズ勇敢ニ日本農民組合ヲ守レ、ワガ日本農民組合ガ中心トナツテ労働者農民ノ政黨樹立ノタメニ猛進シテ居ル。日本農民組合萬歳、労働者農民ノ政黨再組織

萬歳、梅川文男君ハ今度ノ日本共産黨事件ノ被疑トシテ終ニ未決監ニ送ラレタ。同君ガ今日迄イツモワガ兵庫縣ノ農民運動ノ最先頭ニタツテ、最モ勇敢ニ地主及地主資本家ノ政府ト闘ツテクレタコトハハツキリ斷言出來ル。旨の宣傳文書を前示居宅に於て、自ら謄寫版にて凡そ二百部を印刷し、前示印刷物と共に右清水半四郎に交付し、前同様農民組合同志に配布方を依頼し、以て無届出版を爲したるものなり。

| 秋 田      |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 出版       | 罪名        |           |
|          | 大 審 區     | 第 二 審     |
| 第一、三、八、八 | 意 見 事 結 果 | 意 見 事 結 果 |
| 第二、三、三、三 | 意 見 事 結 果 | 意 見 事 結 果 |
| 第三、三、三、三 | 意 見 事 結 果 | 意 見 事 結 果 |
| 三、〇、〇    | 取 下       | 取 下       |
| 配 新 達 聞  | 職 業       | 職 業       |
| 根 市 賢 藏  | 氏 名       | 氏 名       |
| 三        | 犯 時 年 齡   | 犯 時 年 齡   |

犯罪事實(判決)

被告人賢藏は、

第一、昭和三年四月二十五、六日頃扇書居宅に於て「暴壓反對時局批判大演說會」の題下に「吾々無産

階級ヲ大表シテ勇敢ニ闘争シタ勞働農民黨他二黨ハ横暴ナル奴等ニ解散サレタ。花輪ノ貧慾地主ハ悲惨ナ小作人ノ生活ナンゾ何ノソノ裁判所ノカデイヂメツケテ居ル、此ノ内閣ニシテ此ノ地主アリ、一體俺達ヲドウスルト云フノダ。今ヤ吾々ハ蹶起セネバナラナイノダ。餘ス處ナク曝露シ、批判シ、暴壓ヲ蹶飛シテ、突進スルノダ。云々」と記し、又更に「小作問題大演說會」の題下に「貧慾地主ハ小作人ナンカ死ンデモ良イト云ハヌバカリニ無イ米ヲドコマデモ取ラウト云フノダ。俺達ガ負ケタラ貧慾地主ガ何十人モ出テ來ルコトハ火ヲ見ルヨリ明カダ。絶對ニ負ケテハナラナイ時ダ。辯護士任セニバカリシテ居ラズ俺達自身ガ闘ハネバナラナイノダ。云々」と記したる官憲の處分地主の行動を非難し、依つて花輪町民に好奇心を起さしめ、同月二十九日花輪劇場に開催すべき被告主催の演說會に多數參集を勧誘したる前示二様の文書を合計五、六百枚謄寫版に依りて印刷しながら、右二様の文書は孰れも意思繼續の下に、印刷者として其氏名、住所及印刷の年月日を右文書に記載せず。

第二、發行者として右二様の文書を同月二十七日より翌二十八日に亘り前同町關義一外數百名に頒布するに方り、孰れも意思繼續の下に發行者として自己の氏名、住所及び發行の年月日竝に印刷者としての自己の氏名、住所及印刷の年月日を右文書に記載せず。

第三、右二様の文書の出版に付、之れ亦意思繼續の下に、孰れも所轄官廳たる内務省に所定の期間内に納本届出を爲さざりしものなり。

| 取 鳥     |     | 第 一 審   |           | 第 二 審 |         | 上 告 審     |     | 職 業 | 氏 名   | 犯 時 |
|---------|-----|---------|-----------|-------|---------|-----------|-----|-----|-------|-----|
| 治 安 警 察 | 罪 名 | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果   | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果 |     |       | 年 齡 |
| 罰十圓     |     |         |           |       |         |           |     | 農   | 國谷嘉一郎 | 三   |
| 三、七、八   |     |         |           |       |         |           |     |     |       |     |
| 罰十圓     |     |         |           |       |         |           |     |     |       |     |

犯 罪 事 實 (略 式)

被告は日本農民組合鳥取縣聯合會庄内第一支部長として農民運動に従事し居るものなるところ、昭和三年四月三十日午後九時頃該支部所屬各班長を居室に招集し協議の結果、同年五月一日午前八時より西伯郡庄内村大字富長字毛田原に同支部内の組合員を召集せしめ、庄内、名和兩村の組合員共同して、立入禁止反對示威運動を爲すことを決定しながら、之が所定の届出を所轄警察署に爲さず、右計畫の如く約一百名の組合員一隊と爲り庄内村より御來屋町に到り、名和神社公園に於て解散したるが、途中、富長地主國谷亨方に立寄りて立入禁止解除の請求を爲し、御來屋町汗東土地株式會社及地主角田九郎方前に於て、夫々日本農民組合萬歳を唱へ、以て多衆運動を爲したり。



| 宮都字 |   | 罪名 |     | 第一區審 |   | 第二區審 |   | 上告審 |   | 職業 |   | 氏名    |   | 犯時 |   |
|-----|---|----|-----|------|---|------|---|-----|---|----|---|-------|---|----|---|
| 同   | 同 | 暴力 | 懲五月 | 同    | 同 | 同    | 同 | 同   | 同 | 同  | 同 | 植竹鎌太郎 | 三 | 同  | 同 |
| 同   | 同 | 同  | 同   | 同    | 同 | 同    | 同 | 同   | 同 | 同  | 同 | 石川幸太郎 | 三 | 同  | 同 |
| 同   | 同 | 同  | 同   | 同    | 同 | 同    | 同 | 同   | 同 | 同  | 同 | 春山竹次郎 | 三 | 同  | 同 |

犯罪事實(判決)

被告人等は外數十名と共に日本農民黨に屬する肩書居村の小作組合員なる處、同村大木親三が豫てより地主側に厚意を有し居る折柄、最近同組合員數名が組合を脱退したるを同人が勧誘によるものと思料し、昭和三年五月二日同人が地主龜山勝太郎を援て同人所有の同村大字大沼田字島七十二番田一反六畝二十一歩外二筆を耕耘したるを憤り、同日右大沼田公會堂に同志と集合し、右親三方を訪はんことを計り、同日午後五時半頃被告三名は外數十名の同志と共に右親三方に到り、同家座敷に上りたるを當時親三不在の爲め同人の妻スミより其の退去を要求せられたるも之れに應せず、次で被告人三名は共同して右スミに對し親三は居るか、吾々は覺悟して來た人間一匹と一匹の取替

へたと暗に親三に危害を加ふべく同人を脅迫したるものなり。

註。公訴事實中被告人石川が前同日大木親三に對し暴行を爲したりとの點は無罪の言渡を爲したり。

| 鳥取 |       | 罪名   |       | 第一區審 |      | 第二區審  |      | 上告審  |       | 職業 |            | 氏名   |   | 犯時 |   |
|----|-------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|----|------------|------|---|----|---|
| 出版 | 罰四十圓  | 意見見事 | 結了年月日 | 結果   | 意見見事 | 結了年月日 | 結果   | 意見見事 | 結了年月日 | 結果 | 全農鳥取縣聯常任書記 | 田村政市 | 三 | 同  | 同 |
|    | 三、三、三 |      |       | 罰四十圓 |      | 四、一、三 | 罰四十圓 |      |       |    |            |      |   |    |   |

犯罪事實(判決)

被告人は配布の目的を以て、昭和三年六月十八日「親ヨリモ子ヨリモ大事ナ田畑ヲ奴ラニトラレテナルモノカ」及「俺タチノ生命ヲトルヨナ鬼地主ヨツテカツテ打ノメセ」と記したる文書各一千枚を印刷し、同月十九日土井一義等をして全國農民組合鳥取縣聯合會巖村支部に百八十枚、同大和支部に百十八枚、日吉津支部に三百三十四枚、春日支部に二百四十六枚を配布せしめ、以て之を頒布したるに拘らず、之が出版の届出を爲さざりしものなり。

| 名古屋   |      | 第一區 |       | 第二區 |       | 上告  |       | 職業氏名 |   | 犯時   |   |
|-------|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|------|---|------|---|
| 出版    | 罰金   | 檢事見 | 結了年月日 | 結果  | 罰金    | 檢事見 | 結了年月日 | 結果   | 職 | 氏    | 年 |
| 三、三、五 | 罰三十圓 |     |       |     | 四、二、四 |     |       |      | 農 | 山口安次 | 元 |
|       |      |     |       |     |       |     |       |      |   |      |   |

犯罪事實(判決)

被告人は昭和二年十月頃豊橋市花田町字池田一番地徳野孝太郎方に於て自ら執筆し、謄寫版にて「今日ノ百姓ノ苦シイノハ何ウ言フ譯カ」と題する、小作人等は團結して日本農民組合に加入し、自轉車税、家屋税等の廢止を要求し、地主をして働く農民に土地を保證せしめんとする趣旨の文書百五六十枚を印刷し、其裏面に昭和三年六月十一日頃前記場所に於て、前同様の方法にて自ら執筆し「養蠶家ヨ團結セヨ」と題する養蠶家工場労働者等をして資本家竝に政府に反對せしめんとする趣旨の左記文書を印刷し、何れも出版法所定の届出を爲さずして、内約百枚を昭和三年六月二十七、八日頃愛知縣渥美郡二川町に於て、社本清一等をして農家に頒布せしめたるものなり。

養蠶家よ團結せよ!

養蠶家諸君!

おれ達が粒々辛苦して採つた繭はごうしてこゝう安いのか、その原因の一つは製糸銀行輸出商問屋等の資本家は團結して相場を下落させようとしておるからだ彼等は團結してゐるからこゝういふ事が出来るのだ。然るにおれ達には組織がないおれ達が團結してゐないからこそ製糸家や銀行資本家の損失はいつも下積みのおれ達や女工さんにしよわされてしまふのだ去年の繭の人爲的相場はごうだ 養蠶家諸君!

銀行は製糸に原料低價買入れの要求を發しておるではないか、見よ繭の出始めと一しよに横濱の定期はダラ安だ三遠玉系同業組合は玉繭三圓以上の不買同盟を作りやがった信州岡谷の製糸は繭買控へを決議したのだ。養蠶家諸君よ 諸君はそれでダメつてゐるのか。製糸の女工さんよ父兄諸君よ 玉系組合は原料不足を口實に其の實玉繭價段引下を目的に六月一日から同盟休業をしてゐる一日二十五錢以上の休業手當を支給せる事になつてゐる休業手當を確實に出させろポンのカ ンチヨウをゴマカサレルナ女工さんも團結しなければだめだ女工さんに組合を作らせろ 地方都會の小商人諸君! 諸君の最大の得意は農村だ農村の不景氣はすぐ購買力の減少となつて諸君のフトコロにひびくのだ養蠶家や女工さんの問題を諸君は無關係だと思つてはならぬ。養蠶家諸

君、女工諸君、おれ達の要求はこうだ養蠶者大會村民大會工場従業員大會を開いて資本家や政府にタ、キつけろ。

- ▲農民負擔の惡税を撤廢せよ
- ▲霜害地の小作料を輕減せよ
- ▲養蠶家救済の低利資金を小養蠶家にも公平に分配せよ
- ▲乾繭倉庫及共同製糸普及促進
- ▲女工酷使絶對反對
- ▲政府は肥料農具種苗低價供給の施設をしろ
- ▲不買同盟絶對反對
- ▲玉糸休業絶對反對休業手當をゴマカスナ
- ▲養蠶家女工は團結せよ

六月十一日 (責任者市外前芝村山口保徳)

豊橋一般労働組合  
(船町新道一)

全國農民組合東三支部準備會  
(二川町上細谷 社本方)

|     |            |          |           |        |          |           |        |     |      |    |
|-----|------------|----------|-----------|--------|----------|-----------|--------|-----|------|----|
| 都 京 |            | 第 一 審    |           | 第 二 審  |          | 上 告 審     |        | 職業  | 氏 名  | 犯時 |
| 出版  | 圖二十        | 檢事<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結<br>果 | 檢事<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結<br>果 | 米穀商 | 森 英吉 | 四〇 |
|     | 三、一〇、一〇(略) |          |           |        |          |           |        |     |      |    |

犯罪事實(略式)

被告人は全國農民組合中央委員兼京都府聯合會會長なるところ、昭和三年七月十三日頃京都府葛野郡嵯峨町字上嵯峨なる自宅に於て暑中見舞と表記し、内容として過去に於ける農民組合の方針の足らざりし點を指摘し、組合現在の方針及び実績殊に聯合會内部の運動方針を説明し、最近運動の内狀を報告し、將來農民の團結を期待する旨記載せる文書四十部許を印刷發行し、其頃其三十部許を京都府下の全國農民組合員太田與一郎外三十名許に郵送又は手交しながら、出版法第三條所定の届出を爲さざりしものなり。

| 千 葉 |         |           | 第 二 審 |           | 上 告 審 |  | 職 業     | 氏 名 | 犯 時 |
|-----|---------|-----------|-------|-----------|-------|--|---------|-----|-----|
| 出 版 | 第 一 次   | 意 見 事 結 果 | 第 二 次 | 意 見 事 結 果 |       |  | 農       |     | 年 齡 |
|     | 各 別 三 圓 | 三、九、六 (略) |       |           |       |  | 細 谷 廣 吉 |     | 矣   |

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人細谷は昭和三年八月七日制規の届出を爲さずして、千葉縣千葉郡千城村千倉千六百八十八番地加藤敬藏居室に於て、

第一、全國農民組合千葉地區線ニュース第十號と題し、新黨準備會絶對支持の決議地區總會で成立す云々及暴力團と官權の白刃をくぐつて爭議の三山に組合支部生る云々の左記第一文言を記載せるものと約四十枚を謄寫機を使用し半紙に印刷發行し、之れを翌八日長生郡土睦村平賀寅松外數名に郵送頒布し、

第二、地料二圓四十錢萬歳と題し地主と村長と小作官とをへこませて仕舞つた八圓の地料をタッタ二圓四十錢にさせた俺達の農民組合萬歳云々の文言を記載せる左記第二の文書を約百五十枚を印刷發行し、内約四十枚を同日千葉郡千城村小倉藤田清治外一名に托して、千城村部内に於て各戸

に配布せしめたるものなり。

記

第 一

第十號 戦線 ニュース

全國農民組合  
千葉地區

新黨準備會絶對支持の決議

地區總會で成立す

八月五日草野で地區總會が開かれた。

千葉勞農黨と無産大衆黨の批判が最討論の中心となつた。

千葉勞農黨は舊勞農黨と日本農民組合から除名されたり分烈させた裏切幹部と大衆行動を最も恐怖する闘争カイヒ主義者等によつて出來上つてゐる頭ばかりの政黨だ。闘争をサボルダラ幹ばかりが作り上げた無産大衆黨と親子關係を結んだのを見てもその本質が充分バクロされてゐる結局千葉勞農黨と無産大衆黨は同じものである。彼等は俺等新黨準備會の内部をカクランして戦線を分裂せしめ支配階級と取引する表切政黨だ。

俺等は俺等を裏切る千葉勞農黨と無産大衆黨を絶對排撃する。そして俺等の新黨準備會を死ぬ迄

守ると血の出る様な熱心さで準備會支持の決議が行はれた。今や各支派員は一人残らず、  
官民合同の千葉勞農黨と無産大衆黨を

タ、キつぶせ！

勞農黨を奪還する迄新黨準備會を

死守するぞ！

眞に闘争のために日勞黨と即時合同して

戦線を統一するんだ！

と絶叫してゐる。

勞農新聞讀者會

確立す

新黨準備會都 千城 都賀の各班では讀者會の成立に努力してゐたが、先日やうやく確立し最近  
めざましい活動を始め出した。讀者倍加運動を猛烈に展開してゐる。

俺達の

力はデモだ！

地區總動員で

デモ敢行

千城支部争議大勝す

昨年十月千城支部員七名に對して地主が地料六圓を八圓に値上げた、以來地料滞納に立木切り  
タオシに悪税反對に闘争する内益々強大になつて行くのでこれを恐れた小作官と村長は終に八月  
一日調停會議を眞淨寺で開きたいと申込んできた。

當日は婦人部をも加へて百五十名と云ふ總動員を敢行し、隊伍動々腕を組んで地主村長の家のあ  
たりをネリ廻りて會場にクリ込んだ。

デモでフルエ上つた地主村長と小作官を組合員がてんでにやりこめた、めとうく地主もヘコタ  
ルで、八圓の地料を

タツタ二圓四十錢にマケてしまつた。

皆は凱歌を揚げて再びデモをやりながら村中ネットテ引上げた。千城支部は戦勝祝に地區へ二十圓

縣聯へ十圓寄付をした。

もうデモでなければだめだ！

皆んな腕を組め！

凡ての集會には必ずデモをやれ！

千城支部大衆行動で

争議資金を作る。

地主の植えた松を切つて凱歌を揚げた千城支部では何んでも大衆行動をやることに定つてゐる。

小麥の検査日には支部員總動員で検査官を看視した、め支部員全部の小麥は三等で合格してしまつた。組合外は四等や不都合ばかりだ。こんどは小麥の共同販賣をやつたところが一俵について五十一錢も高く賣れた。これでモウケタ金を争議資金に積立てた。

意氣益々盛！ 準備會へ二圓寄付

暴力團と官權の白刃をくぐつて

争議の三山に

組合支部生る

大衆的抗義で演說會の

犠牲者を奪還す！

三山の小作人安藤君の土地と家と家財一切を奪ひとらうとしてゐる 希代の

冷血地主 吉野信と裁判所に對する反抗は三山の小作人全部を憤慨させた。廿六日夜三山の千葉座で新黨準備會と農民組合が真相報告演說會を開いた。

ところがご多分にもれず、辯士全部中止された。俺等の言葉を聴かうとして集つた二百餘の聴集が憤慨して、官權横暴を絶叫し終ひに官犬と小せり合を起した。ために聴衆一名を檢束してしまつた。

いきりたつた聴衆は ソレ奪還しろ！ とどつと駐在所めがけて押よせたので巡查たまたらさうく還してしまつた。

こゝは一人の組合員もゐないところだ。然もデモが完全に行へた！

デモだく デモだく

『社民のダラ幹地主の犬になつて、

ダンピラをふり廻す。』

小作人の力におびえた三山全體の地主は社會民衆黨のダラ幹「小川兼」を買収して暴力團を組織し地主を護衛するとヌカして白晝 日本刀を提げて三山、津田沼を横行してゐる。

× × × × ×

小作人の家を片つパンから拔身のダンピラでオドシつけてゐる。

然も官犬とグルになつてゐるやがるんだ。座談會や其他集會にはきつと道に擁して小作人をオドシてゐるやがる。

八月一日の組合初開式は暴力團と官犬のためにふみつぶされた。だが終に、四日夜白刃と官權の彈壓をクグツテ初開式を決行した。

三山に決死の支部が出来た。

俺等も決死の應援をするんだ。

更科村に支部初開の

準備進行す。

最小作條件の悪いので有名な更科村では地主に對する反抗が充満して生かせろ！ 食はせろ！ の要求を出して今に争議をポツパジメるのだ。今や闘争のために組合支部の準備が成り近々初開式を舉行する。

新黨準備會都村班が在獄の

犠牲者に贈るユカタ買入資金

募集に着手す

共産黨事件で無産大衆の犠牲となり冬着のまゝで三伏の夏を獄舎でシンギンしてゐる我等の前衛に、セメテ粗末ながら ユカタを送るべく、その資金の募集に着手した。

第一回 地區總會新任委員

委員長 川上幸之助 書記 細谷廣吉

會計 松井彌三郎 稻坂儀一郎

昭和三年

委員 石渡忠治

田中直治

清宮金藏

辻甚太郎

佐藤松太郎

花嶋市太郎

吉岡忠雄

第二

地料二圓四十錢万歳

○去年の十月千城の小作人七名に對して揃も揃つた秋本松五郎と島田周藏の二人が六圓の地料を八圓にしてしまつた。

○俺達の暮し向はどうなつてゐるのか？ 桑は霜害で繭は馬鹿安だ麥は長い雨つづきで、手間はかゝる品質が悪く其の上大安値と來て居るからたまらない。

今年の御盆は小供に小使さへやれやしない。

税金がうんと高くなつて居る上に地料を二圓も上げられたのじや首を絞つて死んだ方がました。

○泣く子と地頭には勝てないと昔から思つてゐたから仕方がないとアキラメて今迄拂つて來たが背に腹はかへられねえ。地料値上絶対御免だ俺達は皆んな全國農民組合に加入した。俺達は地

料を三圓にさせる迄はビタ一文も拂はねえ事を決議した。そして縣下二千人の組合の應援で戰てきた。

青くなつたのは地主と村長等だそこで小作官松下兼美と村長花澤喜兵衛の二人が調停にはいつた。八月一日縣の小作官と村長が眞淨寺で調停をやるから來て呉れと地主と小作の兩方に申込んできた。

俺達は附近組合員の應援で百五十名餘動員して會場に押寄せた。

○俺達はとう／＼勝つた。

今迄の地料滞納全部棒引だ。

地主と村長と小作官とへこませてしまつた。

八圓の地料タツタ二圓四十錢にさせた。

高い地料と貧乏で困つて居るものは農民組合にやつて來い。

俺達はいくらでも戰つてやるぞ。

俺達の

農民組合万歳!!



地料二圓四十錢万歳！  
地主やつつけること万歳！

全國農民組合  
千葉縣聯合會  
千城支部

| 江 松           |              | 第 一 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名    |      |
|---------------|--------------|-------|-----|-------|-----|------------|------|
| 出版            | 罪名           | 意見    | 結了  | 意見    | 結了  | 職業         | 氏名   |
| 第一、二<br>各罰十圓  | 松江區          | 見事    | 年月日 | 見事    | 年月日 | 農民組<br>合書記 | 谷口直平 |
| 三、二、三<br>各罰十圓 | 第一、二<br>各罰十圓 | 結果    | 結果  | 結果    | 結果  |            | 三    |

犯罪事實(判決)

被告人は

第一、昭和三年八月八日松江市横濱町三番地佐藤力之助方に於て、同人をして自己著作の「立入禁止ヲケ飛シテ持田坂本爭議大勝利全小作人諸君歛ヲ擔イデ農民組合へ」と題し、次で妥協や法律の力では断じて勝てない組織と統制ある闘争と團結の力のみ我々を勝たしめるのだ云々。秋の收穫は

真近い諸君も速に組合に入つて悪地主の搾取と地主階級の権力と戦ひ給へ云々。高い小作料を負ける、立禁差押及對耕作權を確立しろ云々と記載せる文書を印刷せしめ、同日夜之を島根縣八束郡持田村及同郡本庄村地方に自ら頒布し、發行するに當り發行者の住所及發行の年月日、印刷者の氏名等を其末尾に記載せず。

第二、右文書發行の三日前に其製本二部を添へ内務省に届出を爲すべきものなるに拘らず、之を爲さずして

前記の如く昭和三年八月八日之を頒布して出版したるものなり。

| 岡 山           |              | 第 一 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名    |      |
|---------------|--------------|-------|-----|-------|-----|------------|------|
| 出版            | 罪名           | 意見    | 結了  | 意見    | 結了  | 職業         | 氏名   |
| 禁四月           | 岡山區          | 見事    | 年月日 | 見事    | 年月日 | 農民組<br>合書記 | 田中正夫 |
| 三、二、三<br>各罰十圓 | 第一、二<br>各罰十圓 | 結果    | 結果  | 結果    | 結果  |            | 三    |

犯罪事實(判決)

被告人は、全國農民組合聯合會書記なるところ、同會書記にして曩に出版法違反に因り、岡山地方法裁判所に於て禁錮四月及罰金三十圓に處せられたる橋本正義が、右禁錮刑の執行終了後、罰金不

完納の爲引續き勞役場に留置せらるるに到るべきを慮り、岡山縣下の全國農民組合員に飛檄し、贖金して右罰金を代納し、以て同人を勞役場留置の苦より救はんと企て、昭和三年十月十一、二日頃岡山市内山下全國農民組合岡山縣聯合會事務所に於て「諸君我等ノ爲果悍ナル戰ヲ決行シテ去ル六月十五日下獄シタル橋本正儀ハ愈十月十五日出獄ノ日ニナツテ居ルケレドモ彼ハ罰金ノ爲更ニ一ヶ月薄穢キ獄屋ニ繋ガレネバナライカモ知レナイ彼ハ吾々ノ尊キ犠牲者ダ一日モ早く出シテ遣リ度イ金ダ金ダ各支部員ハ五錢デモ十錢デモヨイ各支部長幹事ハ夫レヲ一日モ早く集メテ本部ニ送金シテ欲シイ闘士ヲ一日モ早く吾々ノ手ニ返セ夫レハ各組合員諸子ノ階級的義務ダ」との趣旨の文章を綴り、且之を謄寫版に付し約百枚を印刷し、岡山縣下の全國農民組合支部長の手を経て、其の組合員等に配付する目的を以て、内約八十枚を岡山市より右縣下の各支部長に宛て郵送頒布し、以て刑事に觸れたる者を救護する文書を出版したるものなり。

|     |       |       |       |       |       |       |       |     |         |     |   |     |  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|---------|-----|---|-----|--|
| 札幌  |       | 第 一 審 |       | 第 二 審 |       | 上 告 審 |       | 職 業 |         | 氏 名 |   | 犯 時 |  |
| 名譽毀 | 罪 名   | 意 見   | 結 了   | 結 果   | 意 見   | 結 了   | 結 果   | 農北聯 | 喜 多 幸 章 |     | 三 |     |  |
| 出 版 | 懲 二 月 | 三、二、三 | 三、二、三 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 書 記 | 喜 多 幸 章 |     | 三 |     |  |
| 損 毀 | 懲 二 月 | 三、二、三 | 三、二、三 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 書 記 | 喜 多 幸 章 |     | 三 |     |  |

|       |       |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 名譽毀   | 懲 二 月 | 同 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 |
| 損 毀   | 懲 二 月 | 同 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 |
| 懲 二 月 | 懲 二 月 | 同 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 |
| 懲 二 月 | 懲 二 月 | 同 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 | 懲 二 月 |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人喜多幸章は旭川市所在の全國農民組合北海道聯合會の書記、被告西尾音吉は同團體の運動に援助せるものなる處、昭和三年十月十三日樺戸郡新十津川村字滿壽被告人音吉方に於て「ワイロデ太ツタ瀧川署長、助平地主ヲ笑顔デ拜シ弱イ小作ニ辛クアタル極悪無道ノ大馬鹿」「共產黨ハヨイモンダオ前モハイレト瀧川署長ハ農民組合幹部ニ入黨勸誘ノ事實アリ」「共產黨ノ親玉ガ居ルゾ、ソレハ瀧川署長様ダ」と大判西洋紙十五枚を夫々認め、翌十四日空知郡瀧川町内各所に貼布して、同署長安藤石典の名譽を毀損し、被告人幸章は犯意繼續して、

一、昭和三年五月十四日樺戸郡新十津川村に於て、次田秀彦と小作人關山五郎との間に起れる小作爭議に付きて、次田及浦上彰安の仕打は甚だ不都合のことなれば、小作人は彼等に對し對抗すべきものなりとの趣旨の全村民諸君に檄すと題する印刷物を頒布するに際して、發行前所定の届出を爲さず、

二、同年七月十二日夕張郡長沼村に於て警察官の勧誘にて農民組合を脱會するものあるより飽く迄農民組合を守り悪地主に抗せよとの趣旨の印刷物約三十枚頒布するに際し、發行前所定の届出を爲さざりしものなり。

備考

第一犯罪は該小作爭議の調停に當り瀧川警察署長が地主の利益を圖り小作人等を壓迫するものと爲し右署長排斥の手段として其の信望を失はしめんと企てたるに因るものなり。

政治運動に基く犯罪



名の警官の爲したる料理屋に對する不當干涉の如きは其の最も露骨なるものである。新聞紙の報ずるところによれば毎夜料理屋を臨檢し然も加ふるに、客の歸つた後無錢飲食を爲し、その代金七百餘圓をも支拂はざるに於ては最早や言語に絶したる不當干涉であり人權蹂躪であり瀆職行爲である毎夜の如く臨檢すれば、必然に客の絶へるであろうことは明らかなる事實であつて如何なる理由あつて彼等は斯の如き行爲に出でたるか？

十一月以來毎夜臨檢を行ひ二ヶ月餘を経過する今日に至りても尙何一つの「違反事件」さへ出ないではないか！これが不當干涉でなく人權蹂躪でなく瀆職行爲でなくて何ぞ！！

清水町民諸君！清水町より斯る官憲の不當行爲を絶滅せよ！！

一切の官憲の不當行爲に抗争せよ！！

吾が労働農民黨は官憲の不當行爲によつて蒙る被害が何人であろうともそれが人民を迫害する行爲である以上は徹底的に之に抗争し人權の自由を保護せんとするものである！！

今日清水町に於て官憲が斯の如き行爲を爲して平然たる所以のものは我等がなほ社會生活に於て政治的自由を持つてゐないからである。支配階級の斯くの如き専制政治に反對し絶滅する爲めに諸君は一日も速かに労働農民黨に團結して一切の反動政治の現れに反抗せよ！！

▲労働農民黨に結合せよ！！

▲亂暴警官の免官を要求せよ！！

▲警察の専制政治に反對せよ！！

一九二七年一月八日

労働農民黨神戸支部

神戸市六番町二丁目二八

労働農民黨神戸支部

| 新 潟     |         | 第 二 審     |         | 上 告 審     |         | 職 業 | 氏 名     | 犯 時 年 齡 |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----|---------|---------|
| 治 安 警 察 | 新 潟 區 審 | 意 見 事 結 果 | 結 了 日 期 | 意 見 事 結 果 | 結 了 日 期 |     |         |         |
| 罰十圓     | 三、三、三   | 罰十圓       | 三、三、三   | 棄 却       | 三、六、二   | 船 員 | 石 附 榮 一 | 三       |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人は昭和二年一月十九日午後五時頃新潟市古町通榎谷小路街路に於て「第五十二議會ヲ解散セヨ」と題する文書を頒布中、新潟警察署警察官より之が安寧秩序を紊すの虞あるものとして其頒布の禁止を命ぜられたるに拘らず、尙同日午後八時頃より同十時頃迄の間に右殘餘の文書約千五百枚

を同市内街路等に於て頒布したるものなり。  
備考  
被告人は大正十五年十二月労働農民黨に加入し、傍ら無産者新聞新潟支局の配達係を擔當し居るものなる處、當時議會解散全國協議會より労働農民黨新潟支部宛送付し來りたる前記印刷物記載の趣旨に共鳴し、之を多衆に徹底せしめんとして本件犯行に出でたるものなり。

|        |     |     |     |     |     |     |     |      |      |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 良奈     |     | 第一區 |     | 第二區 |     | 上告  |     | 職業氏名 |      | 犯時  |     |
| 公務執行妨害 | 懲六月 | 懲六月 | 懲六月 | 懲六月 | 懲六月 | 懲六月 | 懲六月 | 農    | 保田榮一 | 三   | 三   |
| 姓名     | 意見  | 結了  | 結果  | 意見  | 結了  | 結果  | 意見  | 結了   | 結果   | 結果  | 結果  |
| 姓名     | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日  | 年月日  | 年月日 | 年月日 |

犯罪事實(判決)

被告人は昭和二年五月八日奈良縣北葛郡高田町大字高田、高田劇場に於て、労働農民黨奈良縣支部聯合會第二回大會開催せられ、其席上に於て、辯士伊藤譽志雄が演說中臨監警察官奈良縣警部補隅田稔より安寧秩序を紊す虞あるものとして其中止を命せられたるに拘らず之に應せざりし爲め、同縣巡查上大義明が直に同警部補の命に依り譽志雄を治安警察法違反の現行犯人として逮捕せんと

したる際、之を阻止せんとして雙手を擴げて、同巡查の面前に立塞り、同巡查が之を避けて譽志雄に近寄らんとするや、更に右手握拳を以て同巡查の顔面を毆打し、因て其鼻梁に治療日數約一週間を要する打撲傷を負はしめ、公務の執行を妨害したるものなり。

|      |     |     |     |     |     |     |     |      |       |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|-----|-----|
| 岡山   |     | 第一區 |     | 第二區 |     | 上告  |     | 職業氏名 |       | 犯時  |     |
| 治安警察 | 懲二十 | 懲二十 | 懲二十 | 懲二十 | 懲二十 | 懲二十 | 懲二十 | 農    | 白髮磯太郎 | 六   | 六   |
| 姓名   | 意見  | 結了  | 結果  | 意見  | 結了  | 結果  | 意見  | 結了   | 結果    | 結果  | 結果  |
| 姓名   | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日  | 年月日   | 年月日 | 年月日 |

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和二年八月二十五日正午頃岡山縣淺口郡玉島町大字玉島劇場昭和館に於て開催したる、労働農民黨淺口郡支部第二回總會に於て、會場の演壇に立ち演說中、臨監官玉島警察署警部補川村覺二より安寧秩序を紊すの虞ありとして演說の中止を命せられたるに拘らず、中止の命に違背し演說を一時繼續したるものなり。

|     |     |     |     |     |    |     |    |      |      |    |   |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|------|------|----|---|
| 山岡  |     | 第一區 |     | 第二區 |    | 上告  |    | 職業氏名 |      | 犯時 |   |
| 警治安 | 罰十五 | 意見  | 年月日 | 結果  | 意見 | 年月日 | 結果 | 無    | 真砂隊市 | 云  | 云 |
| 察   | 四   | 見事  | 年月日 | 結果  | 見事 | 年月日 | 結果 |      |      |    |   |
|     |     |     |     |     |    |     |    |      |      |    |   |

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和二年十月二十四日岡山縣後月郡荏原村真砂昇方に於て、労働農民黨の主義宣傳の目的を以て政治に關し公衆を會同する集會を開催する發起人となり、同日午後三時頃より黨員麻田哲雄外五名を聘し、雄辯大會名義にて政談集會をなしたるに、管轄警察官署に届出を爲さざりしものなり。

|    |     |     |     |     |    |     |    |      |       |    |   |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|------|-------|----|---|
| 京都 |     | 第一區 |     | 第二區 |    | 上告  |    | 職業氏名 |       | 犯時 |   |
| 出版 | 罰二十 | 意見  | 年月日 | 結果  | 意見 | 年月日 | 結果 | 者述業  | 長壁民之助 | 三  | 三 |
|    |     | 見事  | 年月日 | 結果  | 見事 | 年月日 | 結果 |      |       |    |   |
|    |     |     |     |     |    |     |    |      |       |    |   |

犯罪事實(判決)

被告人は意思繼續し

第一、昭和二年十一月十六日労働農民黨京都府與謝郡支部準備會の名義を以て「醜惡ナル村政ヲ革新セヨ明日ノ村會ヲ看視セヨ」と題し、(前略)村民一般ニ來タ同情ノ結晶ハ義捐金一部有産者ト有力者ニ特別見舞トシテ與ヘタデハナイカ、ソレハ一體何ノコトダ。(中略)無産者ナルガ故、無口ナル青年ナルガ故、カヨワイ女性ナルガ故存在スル理由ヲ打消サウトシテルデハナイカ、村民一般ノ要求義捐金分配原簿ノ公開ヲ何故ヤラナイカ。(中略)ソレノミデハナイ不當ニ高價ナル學校、役場ノ建築ノ入札ノダラシナサ村議ノ補缺モヤラナイノハ何故ダ。(中略)諸君ノ村ハ斯ノ如ク專斷的ナ役場ニ支配セラレテ居ルデハナイカ、此ノ現状ニ併シ乍ラ 地部落委員ノ有志ハ奮然トシテ立上ツタ。(中略)今コソ諸君ノ正當ナル權利ヲ要求スルノ秋ナノダ。起ツテ村政ノ革新ニ闘ヘ村政革新同盟ヲ組織セヨ。と掲載せる文書約二百枚

第二、同月十九日頃前同様労働農民黨京都府與謝郡支部準備會の名義を以て「幾地部落民諸君ニ概ス村民大會ヲ要求シロ」と題し「昨夜ノ區民大會ハ御流レニナツタ。何故カ部落委員ノ中ニ裏切者ガ出テ來タノダ。(中略)諸君ハ何トスルノダ。勿論村民大會區民大會ヲ要求スルノダ。村民大會ニ於テノミ諸君ノ要求ハカトナルノダ。(下略)」等掲載せる文書約二百枚、



第三、同月二十一日頃「第二回義捐金ハ來タ村民大會ヲ開催セヨ」と題し「第二回義捐金ハ來タ分配ハ  
 村長ノ自由意思ニアルノダ。(中略)村民ノ正當ナル權利ヲ蹂躪スルコナ奴等ニドウシテ義捐金  
 分配ヲ委セラルルモノカ、村民大會ヲ開催シロ村長ノ權利ヲ否定セヨ、分配權ヲ村民ノ手ニ取り  
 返セ。(中略)村政革新同盟ヲ組織セヨ。」と掲載せる文書約二百枚  
 を各京都府與謝郡市場村字幾地の自宅に於て謄寫版にて印刷し、編輯發行兼印刷人として自己の氏  
 名を署したる上、之を同村内に頒布するに當り、其都度出版法第三條所定の届出を爲さざりしもの  
 なり。

|                                 |                   |                                      |                                      |                                      |                                           |                  |
|---------------------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|
| 新<br>潟                          | 罪<br>名            | 第<br>一<br>審                          | 第<br>二<br>審                          | 上<br>告<br>審                          | 職<br>業<br>氏<br>名                          | 犯<br>時<br>年<br>齡 |
|                                 |                   | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 |                                           |                  |
| 治<br>安<br>警<br>察<br>長<br>岡<br>區 | 罰<br>金<br>二十<br>圓 | 三、四、七、罰<br>金十圓                       |                                      |                                      | 新<br>聞<br>記<br>者<br>三<br>宅<br>正<br>一<br>元 |                  |

犯罪事實(判決)

被告人は日本農民黨新潟縣聯合會長岡支部の主幹者なるところ、昭和三年一月二十八日之れが事  
 務所を長岡市東坂ノ上町公會堂隣に設置しながら、三日以内に之れが届出を爲さざりしものなり。

函館

|        |                   |                                      |                                      |                                      |                                                                    |                  |
|--------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------|
| 函<br>館 | 罪<br>名            | 第<br>一<br>審                          | 第<br>二<br>審                          | 上<br>告<br>審                          | 職<br>業<br>氏<br>名                                                   | 犯<br>時<br>年<br>齡 |
|        |                   | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 | 意<br>見<br>事<br>結<br>了<br>日<br>結<br>果 |                                                                    |                  |
| 出<br>版 | 罰<br>金<br>五十<br>圓 | 三、八、三<br>罰金五十<br>圓                   |                                      |                                      | 舊<br>勞<br>農<br>黨<br>支<br>部<br>書<br>記<br>板<br>垣<br>武<br>男<br>三<br>六 |                  |
| 同      | 同<br>二十<br>圓      | 三、六、九<br>罰金二十<br>圓                   |                                      |                                      | 賦<br>力<br>職<br>後<br>藤<br>良<br>助<br>三<br>六                          |                  |
| 同      | 同<br>十圓           | 三、三、七<br>(略)罰<br>金十圓                 |                                      |                                      | 印<br>刷<br>業<br>水<br>間<br>生<br>太<br>郎<br>三<br>三                     |                  |

犯罪事實(判決及略式)

被告人板垣は、勞働農民黨函館支部書記長なりし處、昭和三年一月二十八日届出を爲さずして「總  
 選舉ヲ目前ニ函館市民諸君ニ檄ス」と題し、「資本家地主政黨ヲ倒セ、田中反動内閣ヲ倒セ、スベテ  
 ノ人民ニ自由ヲ與ヘヨ、選舉ハ公休ニセヨ、我等ノ代表ヲ議會ニオクレ、勞働農民黨函館支部」等  
 と記載したる文書壹萬枚を出版し、函館市内及山越郡八雲町内に頒布し、  
 被告人後藤は勞働農民黨員なりし處、同年二月一日右被告人板垣武男より同人が届出を爲さずして  
 出版したる前顯文書五百枚の送付を受け、該文書が無届出版物たるの情を知りながら、同日八雲町  
 内に頒布し、以て右板垣の出版行爲を幫助し、

被告人水間は函館市谷地頭町七十一番地に於て印刷業を營業とせる者なる處、同年一月二十八日頃右被告人板垣より前顯文書壹萬枚の印刷注文を受け、之を印刷しながら該文書に印刷者たる自己の氏名、住所を記載せざりしものなり。

| 仙臺       |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 罪名       | 第一審                                         |
|          | 意検 仙臺 第一審<br>見事 年月日 結了 結果<br>三、三、二七(略) 罰二十圓 |
| 罪名       | 第二審                                         |
|          | 意検 第二審<br>見事 年月日 結了 結果                      |
| 罪名       | 上告審                                         |
|          | 意検 上告審<br>見事 年月日 結了 結果                      |
| 職業氏名     |                                             |
| 雜貨商 袖井 開 |                                             |
| 犯時       |                                             |
| 年齢       |                                             |

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和三年二月十二日夜仙臺市東一番丁東一館に於て、労働農民黨社會民衆黨、仙臺支部主催に係る政談演說會の辯士として演壇に立ち、論旨過激に涉り安寧秩序を紊すものと認められて、臨監の警察官より中止を命せられたるも、其命令に應ぜざるものなり。

| 仙臺       |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 罪名       | 第一審                                         |
|          | 意検 仙臺 第一審<br>見事 年月日 結了 結果<br>三、三、二七(略) 罰二十圓 |
| 罪名       | 第二審                                         |
|          | 意検 第二審<br>見事 年月日 結了 結果                      |
| 罪名       | 上告審                                         |
|          | 意検 上告審<br>見事 年月日 結了 結果                      |
| 職業氏名     |                                             |
| 雜貨商 袖井 開 |                                             |
| 犯時       |                                             |
| 年齢       |                                             |

犯罪事實(判決)

被告人は、社會民衆黨員袖井開等と共に、昭和三年二月十二日夜仙臺市東一番丁東一館に於て、普通選舉法改正選舉干渉反對大演說會を開催し、同夜十一時過頃袖井開が安寧秩序を紊すの言論を爲したる爲め、臨監の警察官島山警部は之が中止を命じたるに、其の命令に應ぜざるより、場内取締の巡查駒枝重雄は治安警察法違反の現行犯として逮捕せんとしたるに、袖井は其の場より逃走を企てたる爲追跡し、同館樂屋に到りたる際、被告人は自己の右腕にて同巡查の右腕に取付き暴行を爲し、以て逃走せしめ、其の職務の執行を妨害したるものなり。

| 仙臺        |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 罪名        | 第一審                                          |
|           | 意検 仙臺 第一審<br>見事 年月日 結了 結果<br>懲三月 三、三、二六 一年猶豫 |
| 罪名        | 第二審                                          |
|           | 意検 第二審<br>見事 年月日 結了 結果                       |
| 罪名        | 上告審                                          |
|           | 意検 上告審<br>見事 年月日 結了 結果                       |
| 職業氏名      |                                              |
| 受験生 生沼 曹久 |                                              |
| 犯時        |                                              |
| 年齢 三      |                                              |

|      |          |          |     |     |    |     |    |    |     |    |    |
|------|----------|----------|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| 宮都字  |          | 第一區      |     | 第二區 |    | 上告  |    | 職業 |     | 氏名 |    |
| 治安   | 求刑       | 意見       | 年月日 | 結果  | 意見 | 年月日 | 結果 | 意見 | 年月日 | 結果 | 職業 |
| 罰五十圓 | 三、四、七、三〇 | 三、四、七、三〇 | 略   | 三〇  |    |     |    |    |     |    | 大工 |
| 警察   | 黑澤伸三郎    |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 氏名 |
|      | 五        |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 犯事 |
|      |          |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 年齢 |

犯罪事實(略式)

被告は昭和三年二月二十日施行の衆議院議員選挙に際し、同月十八日上都賀郡足尾町足尾尋常高等小學校に於ける栃木縣第一區選出議員候補者麻生久の政見發表演說會に出席し、流言に迷ふなど題し演說を爲したる際、其の言論安寧秩序を紊すの虞ありとし、臨監の足尾警察署警部補渡邊勝より中止を命せられたるに拘らず、中止せず該命令に違反したるものなり。

|      |          |          |     |     |    |     |    |    |     |    |    |
|------|----------|----------|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| 岡山   |          | 第一區      |     | 第二區 |    | 上告  |    | 職業 |     | 氏名 |    |
| 治安   | 求刑       | 意見       | 年月日 | 結果  | 意見 | 年月日 | 結果 | 意見 | 年月日 | 結果 | 職業 |
| 罰五十圓 | 三、四、七、三〇 | 三、四、七、三〇 | 略   | 三〇  |    |     |    |    |     |    | 農  |
| 警察   | 長門博      |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 氏名 |
|      | 三        |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 犯事 |
|      |          |          |     |     |    |     |    |    |     |    | 年齢 |

犯罪事實(豫審)

日本農民組合岡山縣聯合會足守支部は、大正十二年十二月地主に對する小作料減額を目的として約六十餘名の小作人より組織せられ、昭和二年度(同年春季組合總會より昭和三年春季組合總會に至る一箇年間)に於て、被告人博は同支部長、被告人春藏は同爭議部長、被告人新二郎は同書記及事實上會計係を司り、一方同支部員は、被告人三名を始め殆ど勞働農民黨(昭和三年四月解散を命せらる)に加入し居り、殊に被告人博は、同黨岡山縣支部聯合會吉備郡支部長の要職に在りたるものにて、被告人新二郎は、右組合(右足守支部)の小作米賣却代金肥料代取立金及爭議費用金等組合共有金の一部を、組合員外なる長門李治名義にて株式會社第一合同銀行足守支店に特別當座預金として預入れ、支部長被告人博監督の下に保管中、

第一、昭和二年九月二十六日施行の岡山縣會議員選挙に際し、被告人博は、勞働農民黨公認として立候補し、被告人新二郎、春藏は同選挙委員と爲り、選挙運動に従事したるが、其選挙費用に窮し、被告人三名共謀の上、組合總會の決議を経べきものなるに不拘、同決議を経ず、前記被告人新二郎保管の組合共有預金中より、同年八月二十五日百圓、九月三日二百圓、十二日百圓、十四日五十圓、二十日五十圓、十月三十一日五十圓、合計五百五十圓の拂戻を受け、被告人博の立候

補保證金其他の選舉費用に費用横領し、  
 第二、昭和三年二月二十日施行の衆議院議員選舉に際し、岡山縣第二區より立候補せる労働農民黨公認候補者難波英夫の爲め、被告人博新二郎は其の選舉委員、被告人春藏は同事員となり、其の選舉運動に従事中、被告人三名は共謀の上、同月十八日擅に右預金中より三百圓の拂戻を受け、岡山縣都窪郡倉敷町の同選舉事務所に於て、其選舉事務長麻田哲雄に貸與して横領し、  
 第三、被告人新二郎は、昭和二年八月八日恣に右預金中より三百八十圓の拂戻を爲し、尙當時自己保管に係る組合共有金二十圓を加へ、合計四百圓を被告人新二郎肩書居町の製麵業荒木金二に商用資金として貸與し、横領したるものなり。  
 而して前記各被告人の横領の行爲は其犯意繼續に出づるものとす。

| 野長   |    | 第一區  |       | 第二區 |      | 上告    |    | 職業    |     |
|------|----|------|-------|-----|------|-------|----|-------|-----|
| 出版   | 罪名 | 檢事意見 | 結了年月日 | 結果  | 檢事意見 | 結了年月日 | 結果 | 職業    | 氏名  |
| 罰二十圓 |    |      |       |     |      |       |    | 新聞取次店 | 池田林 |
|      |    |      |       |     |      |       |    |       | 犯時  |
|      |    |      |       |     |      |       |    |       | 年齢  |
|      |    |      |       |     |      |       |    |       | 元   |

犯罪事實(略式)

被告人は昭和三年二月二十八日下伊那郡會地村の自宅に於て、檄文と題し「會地村民諸君連レ立ツテ役場ニ押寄せ村會ヲ傍聴シ諸多ノ寄附金ヲ廢止、又ハ税金ノ或種ノモノヲ引キ下ゲ労働黨ノ主義ヲ實行スベシ」との煽動的文書を謄寫版に依り三百枚印刷し、其發行前主務官廳に法定の届出を爲さず、同日之を居村内多數の者に頒布したるものなり。

| 岡静 |       | 第一區  |       | 第二區 |      | 上告    |    | 職業   |      |
|----|-------|------|-------|-----|------|-------|----|------|------|
| 出版 | 罪名    | 檢事意見 | 結了年月日 | 結果  | 檢事意見 | 結了年月日 | 結果 | 職業   | 氏名   |
| 同  | 禁二月   |      |       |     |      |       |    | 郵便局員 | 川口芳雄 |
| 同  | 三、四、九 |      |       |     |      |       |    | 塗師職  | 小林清一 |
| 同  | 禁一月   |      |       |     |      |       |    |      | 犯時   |
|    |       |      |       |     |      |       |    |      | 年齢   |
|    |       |      |       |     |      |       |    |      | 三    |

犯罪事實(公訴)

被疑者等は労働農民黨員及無産青年同盟員約十數名と共に昭和三年三月十七日午後三時頃静岡市日ノ出町啓文堂印刷店に於て「市民ニ訴フ云々」の左記印刷物を印刷したるところ、同日午後六時二十分出版法第十九條により内務大臣に於て發賣頒布禁止差押處分を受けたるより、同日更に被疑者等は共謀の上静岡市音羽町労働農民黨事務所に於て謄寫版を使用し、右發賣頒布禁止を受けたると

同一内容の印刷物百数十枚を印刷し、午後九時頃同市七間町通りに於て黨員數名を使用し通行人に頒布せしめたるものなり。

記

市民諸君に訴ふ

普通選挙中の官犬共の横暴振りは云ふ迄もなく全国的隠謀計畫の下に行はれたのだ、又しても奴等は爪の先まで武装して全国的に家宅搜索をし且つ我等の闘士を不當檢束留置して無産政黨の撲滅を計畫してゐるのだ。

静岡支部に於ては十四日の朝から我黨の闘士大橋、松田氏外數名の同志を「ブタゴヤ」に現在不法留置されてゐるのだ、諸君よ官憲の暴虐ぶりを見よ、實に奴等こそ全市民の自由を無視した政友會政府の手先なのだ。

一 田中反動内閣を倒せ！

一 民衆によつて警察官を嚴罰に處せ！

一 すべての人民に自由を與へよ！

被告人は昭和二年七月頃労働農民黨に加盟し、同黨會津支部員として其運動に従事し來りたるものなる處、

|         |       |     |     |    |      |     |     |      |      |       |      |
|---------|-------|-----|-----|----|------|-----|-----|------|------|-------|------|
| 福島      |       | 第一  |     | 第二 |      | 上告  |     | 職業氏名 |      | 犯時    |      |
| 出版、治安警察 | 罰五十圓  | 檢事見 | 年月日 | 結果 | 罰三十圓 | 檢事見 | 年月日 | 結果   | 棄却   | 三、九、三 | 職電職工 |
|         | 三、五、七 |     |     |    | 罰三十圓 |     |     |      | 棄却   | 三、六、二 | 森山賢  |
|         | 罰三十圓  |     |     |    | 罰三十圓 |     |     |      | 職電職工 |       | 三    |

犯罪事實(判決)

被告人は昭和二年七月頃労働農民黨に加盟し、同黨會津支部員として其運動に従事し來りたるものなる處、

第一、昭和三年四月五日被告人の居村(福島縣耶麻郡磐梯村)に於て謄寫版を使用し、無産新聞と題する田中内閣を攻撃し、且労働農民黨の同志を激勵したる文書約三十部を印刷發行したるに不拘、内務省に之が届出を爲さずして、擅に其頃居村加藤廉、手代木徳美、玉水金平等外數名に頒布し、

第二、同月十日労働農民黨結社が治安維持のため内務大臣より解散を命せられたるを知悉し乍ら、之に應せずして同月十二日労働農民黨會津支部、關東電氣労働組合會津分會及會津合同労働組合なる名義を以て「親愛ナル猪苗代發電所員諸君」と題する文書約三十部を作成して、前記加藤廉、手代木徳美、玉水金平等外數名に配布し、以て右禁止命令に違背したるものなり。

| 田 秋 |     | 第 一 審 |     | 第 二 審 |       | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名 |         | 犯 時 |     |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-----|---------|---------|-----|-----|
| 警察犯 | 罪 名 | 意 見   | 結 果 | 意 見   | 結 果   | 意 見   | 結 果 | 取 新 次 聞 | 職 業 氏 名 | 年 齡 | 犯 時 |
| 科五圓 |     | 三、五、七 | 科三圓 | 科三圓   | 三、五、三 | 科三圓   |     | 梅田吉春    |         | 二   |     |

犯罪事實(判決)

被告人は犯意を繼續して、昭和三年四月十日山本郡能代港町に於て、松野一也方外數十個所の工作物に濫りに労働者諸君と題したる労働農民黨に入黨勧誘の左記「ビラ」紙約百枚を貼付したるものなり。

記

第一

労働者諸君！  
賃銀は充分か！  
働らく時間に不平はないか？  
最低賃銀法の制定

八時間労働制の確立だ！

すぐ労働農民黨へ入らう

入黨申込所

第二

労働者諸君！

サラリーマン諸君！

首は大丈夫か？

すぐ手をつないで

労働農民黨へ！！

入黨申込所

| 岡 盛 |     | 第 一 審 |     | 第 二 審 |       | 上 告 審 |     | 職 業 氏 名     |         | 犯 時 |     |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------------|---------|-----|-----|
| 出版  | 罪 名 | 意 見   | 結 果 | 意 見   | 結 果   | 意 見   | 結 果 | 士 船 發 動 機 關 | 職 業 氏 名 | 年 齡 | 犯 時 |
| 罰十圓 |     | 三、五、七 | 罰五圓 | 罰五圓   | 三、七、一 | 罰五圓   |     | 佐々木文一       |         | 六   |     |

犯罪事實(判決)

被告人佐々木文一は、昭和三年四月十日より同月十二日迄の間に閉伊郡山田町飯岡元労働農民黨下閉伊支部事務所にて、聲明書と題し、曩に選挙戦に於て香川五百の同志を檢舉し、亦去る三月十五日共産黨事件の名の下に全國一齊に労働農民黨各支部を家宅搜索し、一千餘名を檢束したる田中反動内閣は、四月十日同記事解禁と共に労働農民黨評議會無産青年同盟の三團體に解散を命じたるが、労働農民黨は黨首大山郁夫の聲明せし如く断然共産黨と區別すべきものにして、労働農民黨の關する所ならざりしに、同内閣は共産黨に名を藉り労働農民黨の解散を命じたるは労働農民黨の勢力日々に増大し、無産者の利益の爲め萬丈の氣焰を吐きつつあるに鑑み、是をすることに依りて黨内の結束を弱め、民衆に恐怖心を與へ、民心を隔離し、以て今や一大飛躍せんとする労働農民黨を新芽に於て刈り取らんとする意企なり。我々は之に屈せず、飽く迄無産階級の利益の爲に政治的團體を結成することに邁進することを茲に聲明す。昭和三年四月十二日新労働農民黨創立下閉伊期成同盟山田町佐々木文一なる旨を記載したる文書を謄寫版を以て、約六百枚印刷し、同月十二日山田町濱村半六外一般に之を頒布したるものなるごころ、該文書出版に付き發行の日より到達すべき日數二日前に製本二部を添へ、内務省に届出を爲さざりしものなり。

野長

| 姓名    | 職業       | 第一審 |      |    | 第二審  |    |    | 上告   |    |    |
|-------|----------|-----|------|----|------|----|----|------|----|----|
|       |          | 意見  | 結了   | 結果 | 意見   | 結了 | 結果 | 意見   | 結了 | 結果 |
| 濱島惣一  | 農        | 同   | 三月八日 | 同  | 三月十日 | 取下 | 同  | 三月十日 | 同  | 同  |
| 熊谷精一  | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 土岐顯   | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 宮島弘   | 無産者新開支局員 | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 宮島義治  | 農        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 宮島貞治  | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 胡桃澤貞男 | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 清水庄一  | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 鷺美京一  | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 東茂    | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 中村仙太郎 | 日雇稼      | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 岡島安治  | 農        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 岡島安治  | 農        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 園原忠   | 農        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 太田藤吉  | 農        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 清水米男  | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |
| 三島虎治郎 | 同        | 同   | 同    | 同  | 同    | 同  | 同  | 同    | 同  | 同  |

犯罪事實(判決)

第一、被告等は昭和三年七月九日午後二時頃より長野縣下伊那郡飯田町字常盤町若松座に於て開催せられたる新勞農黨下伊那支部準備會主催名義の治安維持法及出兵反對の政談演說會に臨みたるも、開會敷刻を出不して臨監警察官の爲め解散を命せられしより痛く憤激し、飯田警察署に押寄せて其解散理由を詰問せんとし、同日午後二時半頃被告惣一、精一、穎、弘等は若松座前道路に於て「警察へ押カケロ」「抗議ニ行ケ」「解散理由ヲ聽ケ」「警備員集レ」等と口々に叫び、被告義治、貞男、庄一、茂、仙太郎、安治、藤吉、虎治郎、米男、忠等も之に共鳴して右道路に集合したるも、當時路上には右會場より出たる約二百名近くの聴衆在りて甚だ雑沓を極め居りしを以て、取締の爲め出張したる飯田警察署巡査部長巡査村田治作、關市雄、巡査田村清隆、近藤實三郎、高松賢太郎、外制私服十數名巡査は極力被告等を制止し、解散歸宅方を促したるも、被告等は毫も之を肯せず警察署へ押掛くると稱して雑沓中を同志四、五名宛腕組を爲して喚き立て、以て混雜を増すの行爲を爲し、更に引續き被告京一も之に加りて革命歌様の歌を高唱し、或は喊聲を擧げつつ廣小路より追手町を経て飯田警察署前に押掛けたる處、時恰も自動車検査日にて同署前には自動車數臺置き在り混雜し居りしより、警察官は極力被告等を制止したるも、依然として之を肯

せずして喧擾し混雜を増すの行爲を爲したるものにして、

第二、被告三島虎治郎は同日飯田警察署に檢束され同署留置場第二房に收容せられたる處、同日午後三時十分頃同署在勤巡査高松賢太郎が第二房の檢束者を他の房へ移さんが爲め扉口に來たるや、留置場内より靴穿きの儘同巡査の胸部を蹴り、因て同人の右前胸部に全治二週間を要する第三肋骨皮下骨傷を負はしめたるものにして、

第三、被告清水米男は未成年者なるにも拘らず、同日前示若松座に於ける政談演說會に到り警備員の赤腕章を附して警備隊員となり、會場入口にて聴衆の勧誘其他主催者用務の幫助を爲し、且つ演說を聴き右集會に會同したるものなり。

|     |        |          |           |       |         |           |     |         |           |     |     |         |   |
|-----|--------|----------|-----------|-------|---------|-----------|-----|---------|-----------|-----|-----|---------|---|
| 福 岡 |        | 第 一 審    |           | 第 二 審 |         | 上 告 審     |     | 職 業     |           | 氏 名 |     | 犯 時     |   |
| 罪 名 | 小 倉 區  | 檢 事 意 見  | 結 了 年 月 日 | 結 果   | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果 | 檢 事 意 見 | 結 了 年 月 日 | 結 果 | 業   | 芳 賀 幸 平 | 三 |
| 出 版 | 罰 二十 圓 | 三、二、八(略) | 罰 二十 圓    |       |         |           |     |         |           |     | 八百屋 |         |   |

犯罪事實(公訴)

被告人芳賀幸平は、民憲黨折尾支部創立に際り黨員勧誘の目的を以て、行政官廳に届出を爲さず、



昭和三年九月十日遠賀郡折尾町木村活版所に「折尾町全無産大衆ニ激ス來ツテ民憲黨ノ傘下ニ結成セヨ」この題下に「帝國主義時代ノ資本ノ攻勢ノ下ニ喘キツ、呪ヒツ、生存苦ト闘ヒツ、アル我等無産大衆ノ慘サヲ見ヨ、政治的自由ハ奪ヒ去ラレ經濟的搾取ハ限りナク打チ續キ權利ハ侵シ盡サレテ跡形モナシ、然シ奪ハレタル自由搾取セラレタル權利蹂躪セラレタル權利ヲ取り返サントシテ努力精進スル者―我等ニ酬ヒラル、モノハ只容赦ナキ不當不正ナル彈壓ノミデアアル云々。直チニ民憲黨ノ傘下ニ集マレ、折尾町全無産大衆ヨ手ニ手ヲツナゲ鐵丸トナツテブルジョアノ牙城ニ迫レ。」なる旨の印刷物千枚の印刷を依頼し翌十一日內約三百枚を折尾町内に頒布したるものなり。

|    |     |        |     |       |    |       |     |    |      |    |
|----|-----|--------|-----|-------|----|-------|-----|----|------|----|
| 野長 |     | 第 一 審  |     | 第 二 審 |    | 上 告 審 |     | 職業 | 氏 名  | 犯時 |
| 出版 | 罰十圓 | 三、二〇、三 | 罰十圓 |       |    |       |     | 無  | 茂原 繁 | 三  |
| 意見 | 結了  | 結果     | 意見  | 結了    | 結果 | 意見    | 結了  | 結果 |      | 年齢 |
| 見  | 年月日 |        | 見   | 年月日   |    | 見     | 年月日 |    |      |    |

犯 罪 事 實 (略式)

被告人は昭和三年九月八日頃南佐久郡野澤町佐久機染信用販賣購買利用組合内に於て「同志ヨ」新黨準備會ニ關シテ」と題する二枚綴の左記文書を謄寫版にて印刷し、之が發行前主務官廳に對し法定

の届出を爲さずして労働農民新聞に各一部宛折込み、其頃同町淺川よね方に於て高見澤史郎に約十部、同月中旬頃同郡櫻井村下櫻井櫻井武平方に於て同人に約五部、前記淺川よね方に於て林馬吉に二、三部、櫻井武平方に十二部を各交付して頒布したるものなり。

記

第 一

同 志 よ !

マルキシズムの名はすでに吾々に親しき名となつた。いなそれは吾々にとつてたゞ親しき名であるだけではない。それは何物にもまして力強き名であり輝ける名である。それは吾々にとつて汲めどもつきぬ熱と光との源泉である。マルキシズムの火花は見よ、到るところに今や焰となつて燃え上つて居る。マルキシズムの輝ける星は國際無産階級運動の導の光である。然り、それは新なる社會秩序の黎明を告げてゐる。見よ。國際プロレタリアートの偉大なる歩みは眞に力強く重々しく全世界にひびく、それはたゆむことなく前進する。鐵鎖は切斷されなければならぬ。

プロレタリアートを縛する鐵鎖はまた直ちに、労働―抑壓せらるる一切の民衆を縛する鐵鎖でもある。

されば何人がかゝる鐵鎖の切斷者であるのか。

それはプロレタリアートだ。巨大な機械のうなりと共に目覺むる偉大なる二十世紀の怪物だ。何人が彼を目覺しむるか、而して彼れに光を與へ彼れの偉大なる歴史的使命を現實に遂行せしめる爲に彼と協力するか。それはマルキシストだ、マルキシストは彼に光を理論を、即ち導の星たるマルキシズムを與へる、マルキシズムは彼等らの行くべき途を残るくまなく指し示す。

かくて彼等は力強く立上りしつかりと手をつなぎたゆむことなく迷ふことなく、彼等の解放の途を重々しく前進するのだ。

マルキシズムは實にプロレタリアートの輝ける歴史的使命の意織であり眞に偉大なる彼れの在存の全意義である。(マルキシズムの發展過程)

自由と眞理の熱者よ！

親愛なるカムレット諸君！

諸君はその鋭き批判の眼を正確な社會的認識にまで深めなければならぬ。諸君の明敏なる頭腦

を以て現代のあらゆる社會機構の上に徹底的批判の眼を向けよ然して諸君は知るであらう。マルキシズムこそ現代社會の徹底的批判の唯一の武器であり。一切の矛盾の論理的解決者であること。かくて吾等の社會科學研究會は茲に生誕する。起つべき時は來た吾等は無垢な良心と透明なる理智と純潔なる熱情を有つ若人である。

吾等はいくまでも眞理の科學的探求によりて立ち正義と自由の理想境を目がけて邁進する。志を同じふする若き人々よ！ 加盟せられよ。

吾等は理想精神の切實なる要求の前にあらゆる暴虐や彈壓に抗爭し決死を誓ふものである。

## 第二

「新黨準備會に關して」

想ひ起す去る三月吾等の舊労働農民黨が當局の暴壓に無限の恨涙を呑んで地に伏してよりこゝに六ヶ月倒れてなほやまざる闘志は激流に抗して意氣益々壯烈着々と準備會の計畫はなり、運動は見る見る進展して吾等の再起の日は近すきつゝある。

民衆に自由を！

動くものにパンを！

農民に土地を！

同志よ！

諸君の自由意思から出た強大なる協力の手を吾々にさしのべられよ。

ブルジョアジーのあらゆる暴壓に抗し新黨準備會を支持せられよ。吾等は衷心から切望して止まない。然してそのみが諸君に課せられた當面の急務である。

一九二八・九

N 社會科學研究會

新黨準備會縣聯合會

佐久支部

長野縣南佐久郡野澤町

役場前 淺川よね方

吉田 一穂

福岡

|     |     |        |    |             |        |             |        |        |        |
|-----|-----|--------|----|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| 新聞紙 | 各罰五 | 意<br>見 | 柳河 | 第<br>二<br>審 | 意<br>見 | 上<br>告<br>審 | 職<br>業 | 氏<br>名 | 犯<br>時 |
|     | 十圓  |        | 三、 |             |        |             |        |        |        |
| 新聞紙 | 各罰五 | 意<br>見 | 柳河 | 第<br>二<br>審 | 意<br>見 | 上<br>告<br>審 | 農      | 中尾新一   | 三      |
|     | 十圓  |        |    |             |        |             |        |        |        |

犯罪事實(判決)

被告人は、八女郡犬塚町に於て發行する筑後民衆新聞の編輯兼發行人なる處、昭和三年九月十五日發行の同新聞號外に「山田、北口二君ノ處罰反對運動猛烈ニ捲キ起サレン!!」と題し山田某外一人が柳河上水道問題に關し數百枚のビラを柳河町内に撒布したる事件に關し、出版法違反として柳河區裁判所の公判に擊屬するに至れる事實に付、新勞農黨準備會山門支部より發したる檄文なりとして「狂暴ナル警察政治ハ自由ヲ欲シテ戰ヒ、平等ヲ叫ンデ起ツ全被壓迫民衆ニ拷問、檢束、投獄ノ牙ヲムイテ野獸ノ如ク攻メテ來ル。(中略)、俺達ニハ飽ク迄、無産階級解放ノ團結ノ力ニヨツテ勇敢ニ死ヲ賭シテ戰フ舊勞農黨ノ傳統的精神ガ潜在シテキルノダ。(中略)、勞働者農民小市民諸君!! 二人ノ屈辱ハ我々階級ノ屈辱ダ、政治的奴隷ノ鐵鎖ニ鞭打タレテタヅレタ血肉ニ呻吟シテ悶死スルカ、鉄ヲトリ鐵鏈ヲ握ツテアラユル資本家階級ノ慘虐ト抗爭シ隷從ノ鐵鎖ヲ斷チ切ツテ自由ノ生活

昭和三年

ヲ創造スルカ俺達ハ飽迄誓フノダ、鐵ヲ執リ鐵鎚ヲ振ツテ起ツコトヲ労働者農民諸君!! 赤旗ヲカザシテ腕ヲ組ミ資本家ノ城塞一法廷ニ潮ノ如ク迫レ團結ノカコソ勝利ヘノ第一歩ダ。云々と安寧秩序を紊す記事を記載したるものなり。

備考

被告人は新黨組織準備會員なり。

| 岡 静 |        | 第 一 審  |        | 第 二 審 |        | 上 告 審 |        | 職業    | 氏 名 | 犯時 |
|-----|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|----|
| 罪名  | 検見事年月日 | 結果     | 検見事年月日 | 結果    | 検見事年月日 | 結果    |        |       | 年齢  |    |
| 傷 害 | 懲四月    | 三、二〇、八 | 懲三月    | 三、三、八 | 懲三月    |       | 労働組合委員 | 増田可一郎 | 六   |    |
| 同   | 同      | 同      | 同      | 同     | 同      |       | 洗濯業    | 飽田謹一  | 三   |    |
| 同   | 同      | 同      | 同      | 同     | 同      |       | 無産新開記者 | 櫻井信平  | 三   |    |
| 同   | 同      | 同      | 同      | 同     | 同      |       | 著述業    | 關本喜生  | 三   |    |

犯罪事實(判決)

被告人増田可一郎及飽田謹一は昭和三年九月十六日夜新労働農民黨組織準備會静岡支部が、静岡縣小笠郡堀之内町堀之内座に於て官憲糾弾等の演說會を開催したる際、豫て取締の官憲に於て同志

に對し檢束を加ふるが如きことある場合には舉て暴行に依り之を妨害せんことを計劃したる上、孰れも辯士として出席したるものなるところ、會場臨監中の堀之内警察署勤務静岡縣巡查部長加藤良平は演壇に立ちたる辯士の大部分に對し中止を命じ、當時辯士紹介役を勤め居たる被告人等の同志齋藤福太郎より其の命令の苛酷にして理由なき故を以て抗議を申出づるや、更に同人に對し公安保持の必要上檢束命令を發し、臨場中の配下の巡查松本壽等と共に之を檢束せんとしたるより、被告人増田可一郎は靴を穿ち居たる足を舉げて加藤巡查部長を蹴り、因て同人の左下腿部に治療數日を要する打撲傷を負はしめ、又被告人飽田謹一は松本巡查の足を押へ以て孰れも警察吏の公務執行を妨害し且之を傷害したるものなり。

註

被告人飽田謹一、櫻井信平及關本喜生が共謀の上前記の事實に引き続き加藤巡查部長の命に依り、被告人飽田謹一を檢束せんとしたる巡查大塚喜六を毆打し、因て同人の頭部に靜養數日を要する打撲傷を與へて警察吏の公務執行を妨害したりとの公訴事實は證明なきを以て無罪を言渡したるものなり。

|     |       |         |           |       |         |           |     |     |       |     |
|-----|-------|---------|-----------|-------|---------|-----------|-----|-----|-------|-----|
| 野 長 |       | 第 一 審   |           | 第 二 審 |         | 上 告 審     |     | 職 業 | 氏 名   | 犯 時 |
| 縣 令 | 日 拘十五 | 意 檢 見 事 | 年 結 月 了 日 | 結 果   | 意 檢 見 事 | 年 結 月 了 日 | 結 果 | 無   | 茂 原 繁 | 年 齡 |
|     | 三、〇、三 |         |           | 科十五   |         |           |     |     |       | 三   |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人は昭和三年九月八日東京舊勞農黨組織準備會本部より依頼を受けたる勞農黨組織準備會南佐久支部の設置を企圖し、細萱大吉、櫻井武平と共同の上同志糾合の目的を以て、同月十九日頃の夜當時被告人の止宿せる同郡野澤町淺川よね方に於て「貧民結束シテ立テ秋ガ來タ。收穫ノ秋ガ來タ。搾取ト強奪サレル秋ガ來タ。無産者自身ノ勞働農民黨ノ旗下ニ手ヲ結シ合テ蹶起セヨ、然シテ富者ノ吊鐘ヲ打テ」又は「工場ニ働ク諸兄姉、煙突ト蒸氣ト汗ノ工場ニ埋レナガラ働ク諸兄姉ヨ、アナタ方ノ生活ハドウデスカ、世ノ中ハ益々不景氣ニナリ、家ノ方デハ藪値ハ今年モ亦安イアナタ方ハセリブレノ使用ニヨツテ罰則ハキビシクナリ、生活ハ益々悪クナル。アナタ方ハ考ヘタコトガアリマスカ、中ノ中デ働ク者ガ一番尊ヒモノデアルトイフコトヲ。アナタ方ガナカツタラ工場ノ煙突ノ煙ハ止ツテシマウデショウ。機械ハ一日デモ働カクナルノデス。ソレホドアナタ方ハ大キナ

カラ持ツテ居ルノデス。ソレナノニアナタ方ノ家ノ生活ハドウデスカ、考ヘテ見テ下サイ。吾々ハスベテノ勞働者農民ノ味方トシテアナタ方ノ生活ヲ良クスルタメニ、資本家地主階級ト全生命ヲ賭ケテ闘ツテ居ルモノデス」云々等の不穩文ヲ縦一尺三寸、横一尺七寸位の白紙に各筆墨等ヲ以て記載したるもの約七十餘枚を作成し、同夜同所に於て同月二十二日夜を期して該不穩文書を同町及同郡中込町岸野村、平賀村其他町村の人名を引く個所に貼付せんことを協議し、同月二十二日夜細萱大吉、櫻井武平と共に外數名を使役し、中込町字橋場黒澤榮次郎方西側トタン堀其他右町村内の人名を引く三十餘ヶ所に前記約七十餘枚の不穩文書の貼紙を爲したるものなり。

備 考

大正十年長野縣令第十九號長野縣警察犯處罰令

第一條 左の各號に該當する者は拘留又は科料に處す。

十四、不穩の文書圖書を撒布若は貼紙を爲し又は騷擾を惹起せしむる虞ある言動を爲し又は爲さしめたる者。

|     |     |      |     |     |      |     |    |      |     |      |   |      |   |
|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|----|------|-----|------|---|------|---|
| 戸水  |     | 罪名   |     | 第一審 |      | 第二審 |    | 上告   |     | 職業氏名 |   | 犯時   |   |
| 新聞紙 | 圓二十 | 意檢見事 | 年月日 | 結果  | 意檢見事 | 年月日 | 結果 | 意檢見事 | 年月日 | 結果   | 農 | 鈴木綱藏 | 五 |
|     |     |      |     |     |      |     |    |      |     |      |   |      |   |

犯罪事實(公訴)

被告人は新聞取次を営めるものなる處、昭和三年十月二十日鹿島郡大同村武井の自宅に於て、居村駐在所巡查村山西松より其取次販賣に係る同年十月十五日付發行日本勞農新聞第四十號が安寧秩序を紊すものとして内務大臣より發賣及頒布を禁止せられたる旨の告知を受けながら其後同月二十八日頃豫約購讀者なる鹿島郡白鳥村菅谷水哉外九名に對し、右勞農新聞十部を郵送すべく居村和村郵便局管内大槻元一方前郵便函に投入し、以て之が頒布を爲したるものなり。

|    |       |      |     |     |      |     |    |      |     |      |      |      |   |
|----|-------|------|-----|-----|------|-----|----|------|-----|------|------|------|---|
| 田秋 |       | 罪名   |     | 第一審 |      | 第二審 |    | 上告   |     | 職業氏名 |      | 犯時   |   |
| 出版 | 罰二、三圓 | 意檢見事 | 年月日 | 結果  | 意檢見事 | 年月日 | 結果 | 意檢見事 | 年月日 | 結果   | 職權工丸 | 大槻喜一 | 三 |
|    |       |      |     |     |      |     |    |      |     |      |      |      |   |

|   |   |   |   |   |      |   |
|---|---|---|---|---|------|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 無 | 仁平三郎 | 三 |
|---|---|---|---|---|------|---|

犯罪事實(略式)

被告人兩名は、無産運動に従事し居るものなるところ、昭和三年十一月三十日山本郡能代港町能代劇場に於て、勞働農民黨解散後の新黨準備會の演說會を開催するに際し、其趣旨を文書に依り聽衆に宣傳せんことを企て、兩名相謀り同年同月二十五日被告三郎居宅に於て、新勞農黨結黨演說會ニ際シテ、勞働者ト市民ニ訴フと題し、舊勞働農民黨が田中反動内閣の爲め不當の解散を餘儀なくされたる以來、現下の專制治下に於ける全ての民集の自由が剝奪せられ居るに對し、不届の鬭争を以て答へ來りたり云々、外三記事を掲載せる左記文書を著作し、即日同町柳町牛丸兵衛方に於て、同人所有の謄寫版を用ひて約二百部を印刷し、同年同月三十日演說會場たる前示能代劇場に於て、來聽者百五十名位に一部宛頒布したるものなるが、

第一、其發行の日より到達すべき日數を除き三日前に内務省に對し届出を爲さず。  
 第二、發行者として自己の氏名、住所、發行の年月日と印刷者の氏名、住所、印刷の年月日を前記文書に記載せず。

第三、印刷者として自己の氏名、住所、印刷の年月日を右文書に記載せざるものなり。

## 記

## 第一

前略(此部分切取りありて不明、本紙の題號と認む)

新勞農黨結黨演說會に對して勞働者小市民に訴ふ

舊勞働農民黨が田中反動内閣のタメ不當な解散を餘儀なくされ以來新黨組織準備會を以て現下の專制治下に於ける全ての民衆の自由を剝奪されてゐるに對し不屈の闘争を以て答えて來たのだ。今や全國勞農大衆は新黨準備會を絶對的に支持してゐるのだ。

去る十月二十五日全國勞農大衆の異常な緊張と期待と支援によつてその堂々たる威力を明示したのだ。この精力的な闘争力は眞直に新勞農黨結黨に向て進んでゐるのだ。かゝる意義から吾々の演說會に於いて吾々は稀有の彈壓下に決死的な眞に血みどろの戦を如何續けて來つゝあるか。しかしてこの闘争力を以て始來如何に進められるかといふ事を明に諸君の前に提示されるであらう同時に山本郡支部は町當局が不當な増税を以て吾々無産階級の利害に對し全然盲目であり否反て挑戰的に出てゐるのに對し貧民救濟請願同盟は毎年の豫算の一部で貧民を救濟しろ！ 惡税撤

廢！ 等との要求の下に活潑に運動を進めてゐるのに對し積極的に支持し諸君と共に要求の貫徹を誓ふものである。

尙現在各地方で巻き起されてゐる電燈料値下運動からして秋田、雄勝一帯に迄振り吾が能代にも電値下キヤイ同盟支部の設立と同時に該運動の必然に開始されるであらうことを豫期するものである。我が山本郡支部はかゝる運動を絶對的に應援し諸君の前に眞實の味方なる事にハッキリと示すものである。

電燈料値下運動ついに秋田市、雄勝一帯に及ぶ！

能代市民諸君！

富山縣滑川を第一線として熊本縣に飛火し青森、宮城と云ふやうに全國的電値下運動が猛然と巻き起された。誰か見ても高い料金だ！ 無理矢理にふんだくつて行く會社の不當な集金方法を見よ、電燈料は普通十燭光から五十燭光迄の實費は三十錢位で止まつてゐるのだ。もつて如何に會社は吾々から高い電燈料を搾つてゐるかは推して知るべしだ。既にして電値下運動が秋田縣内に積極的に開始されてゐる。

北電に對する秋田市を中心に附近一帯の大衆が電燈料三割値下しろ料金の強制取立反對！ 取下

器具一切會社の負擔にしろ！の要求を掲げて闘争してゐるのだ。尙米代電に對して雄勝一帯の農民の同様な要求を以て會社に迫つてゐる。つなみに北電の料金は縣内で三番目だ。

電燈料三割値下しろ！ 取付料會社負擔にしろ！ 料金強制徴收反對！ 電線を取かへろ！

## 第二

横暴を極む町當局

市民の要求を一蹴

御大典記念事業として町當局はこの不景氣に労働者諸君の血税を持つてドラ息子共の遊び場所公園及び運動場の擴張をやらうとした。満足に家族を養つてゆけない今日そんな金があつたら貧乏人を救ふてくれと貧民救済同盟は當局に請願した。

見よ！ この正当な要求を無暴にも一蹴してしまつたのだ。

そうだ！ 金持共の走狗以外何者でもない町當局及其の代表者町會議員共のやることとしてこれが當然だ。

記念事業に公益質を作れ。

悪税を撤廢しろ！

無産者新聞に對する暴壓、

無産階級の擡頭に對して極度の恐怖を抱いて居る支配階級は御大典を口實に全國數千の戦争的労働者農民を××にブチ込み俺等唯一の味方無産者新聞に對しては目茶苦茶な暴壓を加へ十月二十五日より全部禁止した十五日創刊した無産者グラフに對しても暴壓の鐵槌を下し更にグラフのボスターを貼つた××君に對したゞそれだけで十五圓の科料に處した

労働者農民諸君！

全民衆の味方無産者新聞を守れ！

七万の讀者と手を握れ！

輪轉機購入基金五万圓募集！

無新日刊實現！



| 秋 田 |         | 第 一 審 | 第 二 審 | 上 告 審 | 職 業             | 氏 名       | 年 齡 | 犯 時 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-----------------|-----------|-----|-----|
| 罪 名 | 檢 見 事 意 |       |       |       |                 |           |     |     |
| 森 林 |         |       |       |       | 社 民 黨 支 部 長     | 高 岡 恭 治   | 三   |     |
| 同   |         |       |       |       | 日 農 總 同 盟 支 部 長 | 菅 幸 助     | 四   |     |
| 同   |         |       |       |       | 同 支 部 員         | 樋 口 榮 藏   | 三   |     |
| 同   |         |       |       |       | 農 同             | 猪 股 安 之 助 | 三   |     |
| 同   |         |       |       |       | 同               | 樋 口 松 藏   | 三   |     |
| 同   |         |       |       |       |                 |           |     |     |
| 同   |         |       |       |       |                 |           |     |     |
| 同   |         |       |       |       |                 |           |     |     |
| 同   |         |       |       |       |                 |           |     |     |

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告等は共謀の上、豫て被告榮藏が後藤惣吉なる者より所有山林を抵當として借受け居りたる金  
 五百三十圓の債務を支拂ひ、且つ被告高岡恭治、菅幸助等の屬する社會民衆黨秋ノ宮支部等の資金  
 とす目的を以て、表面右山林を榮藏より惣吉の代理人なる被告安之助に賣渡し伐採することに仕  
 做し、昭和三年十二月八、九の兩日に亘り二十數名の入夫を便役し、隣接せる合名會社京野殖林社  
 所有なる雄勝郡秋ノ宮村字政組二番山林内より杉立木二百四十五本價格三千圓相當のものを盜伐し  
 たるものなり。

水平運動に基づく犯罪



又は五、六十圓の金にて解決する事件に非ざる旨、或は水平社本部に通告すれば直に解決すべき旨を申聞け、暗に五、六十圓以上の金員を交付するに非ざれば被告人に於て水平社本部に其旨通告し、同人を糺弾すべき意あるものの如く氣勢を示して同人を畏怖せしめ、因て其翌日頃右小屋内に於て同人をして大西伊三郎の手を経て百圓を交付せしめて受領し、猶犯意繼續し、昭和二年一月一日、同二日の二回に右千五郎方に到り同人に對し謝罪状を交交付せられ度、若應せざるに於ては同人の居字に於て水平社大會を開催し、社員が自動車に二、三臺に分乘し同人方に殺倒し、其費用を負擔せしむべき旨通告し、同人を威嚇し因て其頃同人方に於て同人より金拾圓を交付せしめ領得したるものなり。

| 岡 静 |       | 第 二 審 |     | 上 告 審 |     | 職 業 |     | 氏 名       |       | 犯 時 |     |
|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----------|-------|-----|-----|
| 出版  | 罰十圓   | 意 見   | 結 果 | 意 見   | 結 果 | 意 見 | 結 果 | 職 業       | 氏 名   | 年 齡 | 犯 時 |
| 罰十圓 | 三、五、三 | 三、五、三 | 罰十圓 |       |     |     |     | 麻裏製<br>造業 | 小山紋太郎 | 三   |     |

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人は内務省に出版法第三條による製本届出の手續を履行せずして、昭和二年一月十八日及同

年二月十八日の兩度濱松市に於て平民の鐘と題する印刷物を出版したるものなり。

備 考

被告人は水平社中央委員にして常に水平部落民の絶對的解放、經濟の自由、職業の自由等を叫び居る者にして、本件犯行の動機は之が宣傳を爲さむとしたりに起因す。

| 岡 福 |   | 第 二 審 |       | 上 告 審 |     | 職 業 |     | 氏 名 |       | 犯 時 |     |
|-----|---|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 同   | 同 | 意 見   | 結 果   | 意 見   | 結 果 | 意 見 | 結 果 | 職 業 | 氏 名   | 年 齡 | 犯 時 |
| 同   | 同 | 懲二月   | 三、六、六 | 同     | 同   | 同   | 同   | 農   | 宮田富太郎 | 三   |     |
| 同   | 同 | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 大平庄之助 | 三   |     |
| 同   | 同 | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 農會長 | 大森義照  | 三   |     |
| 同   | 同 | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 農   | 山本彦市  | 三   |     |

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人等は共謀の上、犯意を繼續して、

第一、京都郡稗田村江藤沖太郎が、大正十五年八月頃同村山下竹次郎に對し失言したる爲め、同人に對し謝罪することとなり居りしところ、當時右沖太郎は竹次郎の息山下政一外數名の者より暴

行傷害せられし爲、同人等は行橋區裁判所に起訴公判に付せられて有罪判決を受け、次で同年十月頃福岡地方裁判所に控訴審理中、被害者たる右沖太郎は政一等の請願を容れて同人等に對する刑罰輕からむが爲め、同裁判所宛嘆願書及告訴取下書を提出し、因て沖太郎のなしたる右失言に對する謝罪は之を免除され、被告人等も其旨知り居たるにも拘らず、

一、昭和二年四月二十八日午後九時頃被告人義照、富太郎、庄之助等は、同村字西谷區長江藤會市方に到り、同人が前記失言問題に付調停人たりしところより、同人に對し被告人富太郎は昨年の失言問題は水平社同人側に於ては刑罰まで受けたるに、失言者側は謝罪文も交付せず、約束の宣傳ビラも配布せず、其儘になり居るは如何なる譯なりやと向ひたるを以て、會市に於ては爾後其件に關係せざる旨答ふるや、富太郎は貴殿は村に事件があつてさへ關係してやらねばならぬ職務を持ちながら貴殿の甥の失態を其儘にして置いてよいかと詰め寄り、約一時間に亘り調停を欲せざる會市に無理に調停せんことを求め、

二、同日午後十一時頃被告人彦市及び富太郎は、前記沖太郎方に到り同人に對し、右失言に對する謝罪の延引を責め、沖太郎に於て該失言問題は既に解決済なる旨申向けたるに拘らず、極力未解決なりと強辯して、遂に沖太郎をして已むなく謝罪を約せしめ、翌二十九日午前二時頃同

人を右竹次郎方に招き同所に於て、沖太郎は被告人等に對し生活困難なれば、謝罪文の交付だけにして許されたき旨申出づるや、被告人義照は昨年砂田平太方に於て要求したる如く謝罪文の交付謝罪宣傳ビラの配布及新聞による謝罪廣告の三條件を實行せざれば許さずと申向け、

第二、京都郡稗田村香坂甚平が大正十五年十二月頃同村大字津積の上區長たりし頃、同區下區民たる被告人大平庄之助等が甚平に對し、上下兩區を合併せられむことを申込みたるも遂に不調に終りたるが、其際、右甚平は庄之助等に對し改善せよと云ひたることなく、又同月末頃甚平が區長を辭する際、其後任者たる屏東太郎に對し津積上下兩區の合併問題に相手にするなど申渡したることもなきに拘らず、

一、昭和二年四月二十九日午後十時頃被告人富太郎、庄之助、彦市は、右甚平方に到り、同人に對し後任區長たる屏東太郎に津積上下兩區の合併問題を相手にするなど申渡したるは何故なるかと責め、甚平が其事實なしと主張するや、證人ありと稱して同夜十一時頃甚平と共に屏東太郎方に到り、同人に對し右事實の自供を求めたるも、東太郎も亦之れなき旨申述べたるを以て、更に甚平を伴ひ屏治太郎方に到り、翌三十日午前一時頃被告人等は甚平に對し同人が昨年十二月津積上下兩區の合併は下區民が改善したる上にて實行すべき旨申したるは差別的言語なるを

以て謝罪せよと迫り、否認する甚平をして多数の勢威により遂に失言を認めしめて謝罪を約せしめ、同日被告人庄之助方に於て甚平の代理人たる田中太郎吉等に對し、甚平をして謝罪宣傳ビラ千枚を配布し、福岡日日新聞に一ヶ月間謝罪廣告をなし、且謝罪文を交付せしむる様要求し、

二、同日午前一時頃右屏治太郎方より歸途再び屏東太郎方に到り、同人が甚平より合併問題を相手にするなど申渡されたることなしと云ひたるは嘘言にして人を欺くものなりと申向け、何等謝罪の要なき東太郎に對し甚平は明日謝罪することとなりたるにより貴殿も謝罪せよと迫り、

孰れも各相手方をして不安困惑の念を生ぜしめ、強談威迫したるものなり。

註。檢事は右事實を暴力行爲等處罰に關する法律違反なりと認めたり。

| 和歌山 |       | 第 一 審       |     | 第 二 審       |     | 上 告 審 |     | 職 業       |         | 氏 名       |     | 犯 時 |     |
|-----|-------|-------------|-----|-------------|-----|-------|-----|-----------|---------|-----------|-----|-----|-----|
| 罪 名 | 田 邊 區 | 結 了 日       | 結 果 | 結 了 日       | 結 果 | 結 了 日 | 結 果 | 居 住 地     | 職 業     | 氏 名       | 年 齡 | 犯 時 | 犯 時 |
| 恐 喝 | 同     | 憲 五 月 二、七、七 | 無 罪 | 憲 五 月 二、八、七 | 無 罪 |       |     | 居 音 古 物 商 | 石 井 惣 吉 | 三         | 三   | 三   | 三   |
| 脅 迫 | 同     | 同           | 同   | 同           | 同   | 同     | 同   | 同         | 同       | 小 原 德 太 郎 | 三   | 三   | 三   |
| 同   | 同     | 同           | 同   | 同           | 同   | 同     | 同   | 同         | 同       | 小 原 增 次 郎 | 三   | 三   | 三   |

犯 罪 事 實 (公 訴)

一、被告石井惣吉は和歌山縣日高郡南部町大字南道書籍文具商濱田友治方店員森才一が羽山三郎(當時十六年)に對し「エッタボシ」と放言したるを昭和二年五月十七日夜同町大字北道飲食店萬養軒に於て聞知し、同日午後八時頃右羽山三郎方に到り、同家に居合せたる森才一を毆打して萬養軒に引揚げ、被告小原德太郎、小原増次郎と共に差別的言辭糺弾に藉口して濱田方を恐喝せんことを共謀の上、小原德太郎は同日午後十一時頃前濱田友次方に到り、同人を呼起したるも他行不在の爲め友次妻濱田ノブが出て来るや、被告德太郎は同人に對し「エッタボシ」と放言したる森才一を出せ、出さねば朝迄此處に坐り居ると申向け、ノブが謝罪するも聽き容れず、吾々が「ワツ」と言へば同志四、五十人は集り、和歌山に電報せば同志来る等放言して、暗に同志を糾合して暴舉に出づべき態度を示して恐喝し、ノブは之に畏怖して同町大字芝居住の實兄中野文吉に其謝罪方を依頼したるに、被告德太郎は更に萬養軒の被告惣吉等と連絡を取りて右中野文吉方に到り、

前示同一手段方法に依り同人を恐喝し、同人の謝罪を聴き容れざりしが、翌十八日午前二時前後頃に至り同町警察署附近の道路上に於て中野文吉が謝罪するや、水でも一杯飲んで別れんと暗に酒肴の提供を迫り、同日午前三時頃より同五時頃迄の間前示萬養軒に於て被告三名は中野文吉より金十四圓餘に相當する飲食の提供を受け、

一、被告等は前項の事實は口外せざることを中野文吉等に約し置きたるに拘らず、之が南部町内に流布し居るを昭和二年五月二十一日頃聞知するや、之を中野文吉の所爲と思惟し、同人を糾弾せむことを共謀の上、同日夜中野文吉方に押掛けたるに面會を謝絶せられたる爲め、萬養軒に引揚げ同日午後十二時頃被告増次郎は電話にて中野文吉に對し、其居宅及酒樽を破壊すべしと脅迫し、更に同家店員森本利吉が中野文吉の代理として萬養軒に来るや、同人に對し中野文吉を殴打し「血ヲ湧シテヤル」と脅迫したるものなり。

註。第二審に於ては被告徳太郎、増次郎の第一行爲は脅迫罪と認めたり。

| 津濃安 |      | 第一審  |       | 第二審  |      | 上告審  |    | 職業  | 氏名    | 犯時 |
|-----|------|------|-------|------|------|------|----|-----|-------|----|
| 罪名  | 傷害   | 意見見事 | 年月日了  | 結果   | 意見見事 | 年月日了 | 結果 | 牛肉商 | 柏木圓次郎 | 三  |
|     | 罰二十圓 |      | 三、八、三 | 罰二十圓 |      |      |    |     |       |    |

犯罪事實(略式)

被告人は昭和二年五月二十一日夜津市相生町水平社本部に於て、外數名の同社員と共に、三重縣河藝郡一身田町西田周五郎に對し、豫て水平社同人に差別的言辭を用ひたる理由を詰問中、其答辯に憤激し、持合せたる煙管にて同人左顱頂部を殴打し、因て治療六日を要する傷害を被らしめたるものなり。

| 浦和 |     | 第一審  |       | 第二審 |      | 上告審  |    | 職業 | 氏名    | 犯時 |
|----|-----|------|-------|-----|------|------|----|----|-------|----|
| 罪名 | 恐喝  | 意見見事 | 年月日了  | 結果  | 意見見事 | 年月日了 | 結果 | 農  | 中村重次郎 | 三  |
|    | 懲十月 |      | 三、八、三 | 懲八月 |      |      |    |    | 三角徳太郎 | 元  |
|    | 同   |      | 同     | 同   |      |      |    |    |       |    |

昭和二年

|      |      |             |             |      |
|------|------|-------------|-------------|------|
| 同    | 同    | 同           | 同           | 同    |
| 同    | 同    | 同           | 同           | 同    |
| 同六月  | 同    | 同八月         | 同十月         | 同    |
| 同    | 同    | 同           | 同           | 同    |
| 無罪   | 同    | 四年猶豫<br>同六月 | 四年猶豫<br>同八月 | 同    |
| 行草履  | 同    | 同           | 同           | 同    |
| 辻本庄平 | 川田岩藏 | 辻本富藏        | 藤岡龜吉        | 川田園吉 |
| 三    | 三    | 三           | 三           | 三    |

犯罪事實(判決)

第一、被告龜吉、重次郎、園吉、岩藏、富藏は共謀し、昭和二年六月二日埼玉縣北足立郡日進村大字大成雜貨商高橋八十八方に於て同人及其妻に對し、同人の妻が其前年秋頃園吉に向ひ同家前安宿に宿泊せる女さへ「チョウリンポー」は厭がつて居る旨園吉水が平社員なることを知らずして失言したることありしを以て、右は水平社員を侮辱したるものなりと詰問し、兩人が謝罪せるも聞入れず之を解決するには種々の例があり、水平運動の演說會を開いた處もあり、全國の水平社員に謝罪文を送つた處もあり、新聞に謝罪廣告をした處もある、演說會を開くには三百圓位、全國に謝罪文を送るには百五十圓位、葉書で謝罪すれば九十圓位、新聞で謝罪廣告すれば五十圓位要したと云ひ又金を出して呉れと云ひ、若し之に應せざれば危害を加ふるが如き氣勢を示して、高

橋八十八を恐喝し同人をして金十圓を交付せしめ、

第二、被告重次郎、徳太郎、園吉は共謀して、昭和二年六月三日埼玉縣北足立郡木崎村大字本太下駄商岩佐幸吉方に於て、其前年秋頃徳太郎の居合せたる時同人が水平社員なることを知らずして、幸吉の妻が大宮在の水平社員のことを「チョウリンポー」と云ひて水平社員を侮辱したりとて同人を詰問し、同人が謝罪したるに拘らず謝罪文を出したり。新聞に謝罪廣告をするにも金が掛るかから今日金で解決した方がよい、若し今日解決が付かぬ場合は外の金筋(上手の人と云ふ意味)がどや／＼押掛けて來る旨告げて恐喝し、以て同人を畏怖せしめ、金二十圓を交付せしむることとし、同月六日頃内金五圓を交付せしめ、

第三、被告龜藏、富藏、岩藏は共謀して、昭和二年六月八日埼玉縣南埼玉郡篠津村大字白岡飲食店東屋事朝武とら方に於て、同人が其前年夏頃富藏に向ひ同人が水平社員なることを知らずして、其の場にありたる雪駄を指し、鹿室カシムロの「チョウリンポー」より買受けたる旨云ひたりとて右水平社員を侮辱したるものなりと詰問し、同人が謝罪せしも只勸辯では濟まない子供が失言したる爲め或座敷に大勢の人が押掛けて飲食したりして解決したこともあり、謝罪狀を何本も出して解決したこともあり、村長や何かが出ても折合の付かなかつたのこともあり、百人も二百人も同志に押掛け



らして二日も三日も談判されたこともある、木崎村の方では家に火を放けられて大變な騒ぎをして解決を付けたのもある。五圓か十圓貸して呉れ餛飩五把酒一升を渡して呉れと稱し、同人を恐喝し以て畏怖せしめ、同人をして餛飩五把酒一升(價格約二圓)を交付せしめたり。

| 熊本           |      |
|--------------|------|
| 罪名           | 第一審  |
| 傷害           | 高瀬區  |
| 罰五十圓         | 第二審  |
| 三、五、三(略)罰五十圓 | 上告審  |
| 職業           | 氏名   |
| 農            | 吉川豊記 |
| 犯時           | 元    |

犯罪事實(略式)

被告人は、中島金四郎より熊本縣玉名郡伊倉町片諏訪九十七番地松浦重行が、昭和二年十月二十日居村在郷軍人が道路改修を爲す際、「チョウリンボウ」なる言辭を弄したる由聞知し立腹し居りたる處、偶々同三年一月十七日被告人が曾て好意を受けたる吉田梅男が右重行に暴行されたるを知るに及び、益々同人に對する感情を害し、同日夜外數名と共に右重行の居宅に到り、同人の右失言を糺弾したるに重行が之を否認したるを以て、遂に被告人は手拳を以て重行を毆打し、同人の鼻梁に治療約一週間を要する挫創を與へたるものなり。

| 津濃安          |      |
|--------------|------|
| 罪名           | 第一審  |
| 傷害           | 安濃津區 |
| 罰二十圓         | 第二審  |
| 三、四、三(略)罰二十圓 | 上告審  |
| 職業           | 氏名   |
| 請建頁築         | 岸田鶴吉 |
| 犯時           | 四〇   |

犯罪事實(略式)

被告人は津水平社執行委員長にして、且同水平社の機關紙三重民聲新聞を經營し居りし處、和田清之助等が同町に於て、別に獨立し三重水平新聞を發行し、右三重民聲新聞に對抗したる爲め、斯ては水平運動の統一を欠き團體の將來を憂慮し居りし折柄、昭和三年三月六日夜津市乙部町北川理髮店に於て同人に會したるを以し右新聞發行の件に付詰問し、激昂の餘、清之助の顔面頭部を手を以て毆打し、或は突倒し、右眼瞼及左右耳後に治療三週間を要する打撲傷を負はしめたるものなり。

| 奈良          |      |
|-------------|------|
| 罪名          | 第一審  |
| 傷害          | 葛城區  |
| 懲六月         | 第二審  |
| 三、七、三(略)懲四月 | 上告審  |
| 懲六月         | 職業   |
| 三、八、九(略)懲四月 | 氏名   |
| 精米業         | 東元兼柘 |
| 犯時          | 毛    |



| 岡 福 |   | 罪 名           | 第 一 審     | 第 二 審     | 上 告 審     | 職 業   | 氏 名       | 犯 時 年 齡 |
|-----|---|---------------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|---------|
| 同   | 同 |               |           |           |           |       |           |         |
| 同   | 同 | 暴 力 罪         | 意 見 事 結 果 | 意 見 事 結 果 | 意 見 事 結 果 | 炭 坑 業 | 井 塚 福 太 郎 | 三       |
| 同   | 同 | 罰 金 三 十 圓     | 年 月 日 結 果 | 年 月 日 結 果 | 年 月 日 結 果 | 同     | 池 本 定 夫   | 六       |
| 同   | 同 | 罰 金 三 十 圓 (略) | 年 月 日 結 果 | 年 月 日 結 果 | 年 月 日 結 果 | 同     | 内 藤 彌 太 郎 | 三       |

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人等は、水平社同人にして、遠賀郡水巻村頃末炭坑に居住せるものなるが、昭和三年七月十日八日被告人福太郎は、同所水平社同人島田サツミより本藤兼太郎が被告人等の居住納屋を指差して「穢多ゴロ」と稱したる由を聞くや、被告人定夫、彌太郎と相謀り、兼太郎を糺弾せむことを決意し、同日午後九時頃兼太郎を前記サツミ方に連行し、同所に於て右言質を詰問したるに同人が之を否認するや、被告福太郎は同所に在りたる筈の柄を以て、若し自白せざれば將に暴行危害を加へんとするが如き態度を示し、被告人定夫は平手掌にて同人の頬部を毆打し、以て多衆の威力に依り暴行脅迫を爲したるものなり。

反動運動に基く犯罪

| 福 島  |     | 第 一 審 |     | 第 二 審 |       | 上 告 審 |     | 職 業   | 氏 名 | 年 齡   | 犯 時   |   |
|------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|---|
| 罪 名  | 懲 年 | 結 了 日 | 結 果 | 意 見   | 結 了 日 | 結 果   | 意 見 | 結 了 日 | 結 果 |       |       |   |
| 暴力傷害 | 懲一年 | 同六月   | 懲八月 |       |       |       |     |       |     | 土木請負業 | 小野恒吉  | 三 |
| 暴力傷害 | 同六月 | 同六月   | 同四月 |       |       |       |     |       |     | 坑夫    | 佐々木仁吉 | 三 |
| 暴力傷害 | 同四月 | 同四月   | 罰五十 |       |       |       |     |       |     | 雇人    | 岩崎惣次郎 | 三 |
| 同    | 同   | 同     | 同   |       |       |       |     |       |     | 雇人    | 岩崎惣三郎 | 元 |
| 同    | 同   | 同     | 同   |       |       |       |     |       |     | 雇人    | 東山和平  | 三 |
| 同    | 同   | 同     | 同   |       |       |       |     |       |     | 大工職   | 中島信一  | 三 |
| 同    | 同   | 同     | 同   |       |       |       |     |       |     | 炭礦飯場頭 | 橋本本治  | 三 |

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告小野は博徒にして、香具師の親分を兼ね、常に多数の乾分を養つて暴威を逞ふし、且豫て日本労働總同盟及日本坑夫組合に反感を懷き其反對團體へ共鳴し居るものなる處、

一、小野の姻戚小郎田炭礦坑夫被告橋本が曩に日本坑夫組合に屬する坑夫に暴行せられたりと稱し、昭和二年一月十九日午後七時半頃酒氣を帶び、前記相被告共を率ひ石城郡湯本町大字湯本所

昭和二年

在日本坑夫組合入山支部の事務所を襲ひ、共同の威力を示し、其場に居合せたる關根喜四郎、矢野次男其他數名の日本坑夫組合員に暴行を加へ、且看板を撤廢し、其場に有合せたる謄寫版及び硝子戸を損壞する等亂暴狼藉を極め、組合員等は何等抵抗することなく其場を逃走するや、被告等は同所を引揚げ、

二、更に入山炭礦警務係第一詰所に到り、警務係竹原利助に對し日本坑夫組合幹部の氏名、住所を訊ねたるも教示せざるを憤り、被告小野は同所に有合せたる熊手を以て竹原の左右大腿外側を毆打し、治療約十日間を要する創傷を負はしめ、

三、尙ほ引續き日本坑夫組合幹部の所在を搜索する爲め、入山炭礦俱樂部（坑夫組合に反對する立國自治會の事務所と爲り居る場所）に赴き、被告等は怒號して暴威を示し其場に有合せたる土瓶茶碗等を損壞し、被告佐々木は其場に居合せたる大村新平、野村庄衛を毆打し、大村は治療十日、野村は二週間を要する創傷を負はしめたるものなり。

| 奈良                      |          | 第一區       |          | 第二區      |           | 上告 |          | 職業        |    | 氏名        |       | 犯時 |    |
|-------------------------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----|----------|-----------|----|-----------|-------|----|----|
| 罪名                      | 檢事<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果       | 檢事<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果 | 檢事<br>意見 | 結了<br>年月日 | 結果 | 職業        | 氏名    | 年齢 | 犯時 |
| 暴力<br>銃砲火藥<br>類取締<br>施行 | 懲二月      | 二月        | 罰百五<br>圓 |          |           |    |          |           |    | 雜誌發<br>行人 | 今田森之助 | 三  | 三  |
| 暴力                      | 懲三月      | 同         | 同        |          |           |    |          |           |    | 雜誌社<br>員  | 堀亮介   | 三  | 三  |
| 同                       | 懲二月      | 同         | 同        |          |           |    |          |           |    | 雜誌社<br>員  | 岩本正二  | 三  | 三  |
| 同                       | 懲二月      | 同         | 同        |          |           |    |          |           |    | 雜誌社<br>員  | 戸田忠次  | 三  | 三  |

犯罪事實(判決)

被告人今田森之助は大正十五年十一月十六日大日本白龍會なる結社を組織し、其總本部假事務所を自宅に置き、自ら其總務と爲り水平社及農民組合に對抗し居りしが、昭和二年二月十二日同會志都美支部發會式の當日關西線和歌山線下田驛プラットホームに於て、會員野澤啓一郎が水平社執行委員にして、農民組合の爭議部長たる米田富事千崎富一郎に斬付たることに原因して、水平社員及農民組合員等の憤激を買ひ、彼等が何時復讐の舉に出するやも知れずとの虞ありしより之が襲撃に備ふる爲め、人を集め武器を用意して晝夜警戒し居りし處、殺人未遂罪として奈良刑務所に勾留せられたる前記野澤啓一郎より、接見に來り呉れとの通信ありたるを以て、之が希望に應ずべく同月

二十五日奈良刑務所に到らんことを決意し、尙時節柄の護衛として白龍會員にして其理事を爲し居る被告人堀亮介、同會員たる被告人岩本正二及被告人の先代の知遇を受けたる關係上、豫て被告人の警備に任じ居りたる被告人戸田忠次外一名を伴ふこと爲れり。而して被告人等の此一行たるや、被告人森之助は所轄警察官署の許可を受けず、又職務或は營業の爲めにするにもあらず、且正當の事由あるにもあらずして、拳銃及び匕首を、被告人亮介は同一事情の下に拳銃を、被告人忠次は同一事情の下に匕首を各携帯し居りたるものにて同日刑務所に於ける用を終へての歸途、奈良市池の町の料理屋ホトトギス亭に於て飲食遊興し、午後八時頃同家を出で其の西隣なる同市今御門町旅館松竹屋事原田正一方南横手路上に到りし際、被告人忠次は被告人亮介に拳銃を發射して聞かせよと云ひ、亮介が之に應じて發射したるが爲め、松竹屋家人の咎むるところと爲り、被告人森之助、亮介に於て辯解して一旦事は治まりしも、被告人正二は松竹屋家人が馬鹿呼ばはり爲したりと憤慨し、擅に松竹屋の家内に侵入し行き、前記正一竝に同人の義弟的場保一等に談判を開始し、續いて被告人忠次も又之れが應援として同家に侵入し行き一、二口論の末、茲に相方の間に格闘を始め、被告人正二、忠次は正一、保一を毆打し、且忠次は携帯の匕首を抜放ちて正一等に危害を加ふべく脅迫するに至りしより、被告人森之助は事の大事に至らん事を恐れ早く引分け逃ぐるに如かずと思

惟し、同じく松竹屋宅内に侵入し行き、携帯せる拳銃を正一等松竹屋家人の方面に差向け、喧嘩する奴は誰も被も撃つぞと威嚇して同人等を脅迫し、松竹屋家人の驚き恐れて退散したる隙に乗じ、一同同所を引揚げたるものにて、即、

被告人森之助は

第一、所轄警察官署の許可を受けず又職務或は營業の爲めにするにもあらずして、拳銃を携帯して、故なく原田正一の住所に侵入し、右拳銃を示して正一等を脅迫し、

第二、所轄警察官署の許可を受けず又職務或は營業の爲めにするにもあらず其他正當の事由も無くして匕首を携帯し、

被告人亮介は

所轄警察官署の許可を受けず又職務或は營業の爲めにするにもあらずして拳銃を携帯し、奈良市今御門町邊の路上に於て濫に之が發射を爲し、

被告人正二は

被告人忠次と共同して正一、保一等を毆打し之に暴行を加へ、

被告人忠次は

所轄警察官署の許可を受けず又職務或は營業の爲めにするにもあらず其他正當の事由も無くして  
匕首を携帯し、被告人正二と共同して正一、保一等を毆打して、之に暴行を加へ且匕首を示して  
同人等を脅迫し  
たるものとす。

| 札  |      | 第一審   |       | 第二審      |     | 上告審  |    | 職業氏名         | 犯時 |
|----|------|-------|-------|----------|-----|------|----|--------------|----|
| 傷害 | 罰五十圓 | 檢事見   | 年月日了  | 結果       | 檢事見 | 年月日了 | 結果 | 勞力請負業 五十嵐喜三郎 | 三  |
|    |      | 三、二、三 | 三、一、三 | 懲三月 三年猶豫 |     |      |    |              |    |

犯罪事實(判決)

被告人は中心會員にして、兼てより小樽合同労働組合の所爲に對して反感を有し居たるところ、  
偶々昭和二年九月二十五日夜同組合員なる申義烈、武内清等が中心會員なる佐藤某方に到り同人を  
面罵したりと聞き、憤慨の末同じく中心會員たる氏家啓太郎と共謀の上、同組合員を詰問し腕力を  
以て之に制裁を加へんと決意し、被告人はシャツに柔道衣のヅボンを着し、同年同月二十七日午後  
九時頃外數名の會員と共に小樽市稻穂町西四丁目六番地なる小樽合同労働組合事務所に到り、無斷

にて下駄穿きのまま同組合事務所に侵入し、折から同組合員十數名と協議中なりし同組合執行委員  
長鈴木源重に面會を強請したるところ、拒絶せられたるに激昂し、被告人は下駄穿きのまま右鈴木  
の右頬部を蹴上げたるにより、双方入亂れて格闘を爲し、其結果右鈴木に治療十日、其他其場に居  
合せたる洪澤に同三日、寺島親藏に同五日、申義烈に同三日、小川萬助に同七日を要する傷害を加  
へたるものなり。

| 札  |      | 第一審   |       | 第二審  |     | 上告審  |    | 職業氏名     | 犯時 |
|----|------|-------|-------|------|-----|------|----|----------|----|
| 傷害 | 罰三十圓 | 檢事見   | 年月日了  | 結果   | 檢事見 | 年月日了 | 結果 | 職工 氏家敬太郎 | 三  |
|    |      | 三、一、三 | 三、一、三 | 罰三十圓 |     |      |    |          |    |

犯罪事實(判決)

被告人は中心會員にして、兼てより小樽合同労働組合員の所爲に對して反感を有し居たるところ、  
偶々昭和二年九月二十五日夜同組合員なる申義烈、武内清等が中心會員なる佐藤某方に到り、同人  
を面罵したりと聞き憤慨の末、同じく中心會員たる五十嵐喜三郎と共謀の上、同組合員を詰問し、  
腕力を以て之に制裁を加へんと決意し、被告人は柔道衣を着し、同年同月二十七日午後九時頃數名



の會員と共に、小樽市稻穂町西四丁目六番地なる小樽合同労働組合事務所に到り、無断にて下駄穿きのまま同組合事務所に侵入し、折から同組合員數十名と協議中なりし同組合執行委員長鈴木源重に面會を強請したるところ、拒絶せられたるに激昂し、源重の髻を掴んで引倒したる上拳を以て殴打し、双方入亂れて格闘を爲し、其結果鈴木に治療十日、其他其場に居合せたる洪澤に同三日、寺島親藏に同五日、申義烈に同三日、小川萬助に同七日を要する傷害を加へたるものなり。

| 東京地方 |     | 第一二審 |     | 上告審 |     | 職業   | 氏名    | 犯時<br>年齢 |
|------|-----|------|-----|-----|-----|------|-------|----------|
| 罪名   | 結果  | 意見   | 年月日 | 結果  | 年月日 |      |       |          |
| 恐喝   | 豫審中 |      |     |     |     | 無    | 中溝多摩吉 | 七        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 同    | 芳川哲   | 四        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 立憲大同 | 杉岡顯吉  | 四        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 聯盟總務 | 下澤秀夫  | 元        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 自由評  | 石黒銳一  | 三        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 論社長  | 平岩    | 元        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 出版業  | 若田久良  | 三        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 著述業  | 龜永傳   | 三        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 國防研究 | 沙澤友吉  | 四        |
| 同    | 同   |      |     |     |     | 無    |       |          |

犯罪事實(公訴)

第一、被告中溝多摩吉、芳川哲、杉岡顯吉、下澤秀夫等は皇室中心主義を標榜する立憲大同聯盟なる右傾的思想團體の團員にして、多摩吉は執行委員長、哲は交渉委員長、顯吉は同副委員長、秀夫は常任幹事として孰れも同團體の幹部なる處、

(1) 東京日日新聞社發行に係る昭和二年三月五日付東日寫眞畫報掲載に係る

今上兩陛下の御尊影は御登極前の御撮影なるに拘らず恰も御登極後の御尊影なりとして掲載したるは甚だしき不敬事なりと爲し、同年三月二十四日頃被告多摩吉、哲、顯吉、秀夫等同聯盟幹部の間に同新聞社を糾弾すべく決議し、同日以後四月十九日頃迄の間屢々被告哲、秀夫、顯吉等が同社に立越し、同社秘書課長福山壽之、社會部長小野堅一郎等に面會し、其不都合を詰り警告書若くは質問書等を突付け謝罪廣告を爲すべしと迫りたるも、同社に於ては不敬行爲にあらずとして容易に被告等の要求に應せざりしを以て、更に同聯盟顧問深谷郁郎を介して屢々二、三萬圓提供せば妥協すべしと申向けしめたる所、同社は該不敬問題に就ては名聞上絶対に金員の提供を拒み居るも、強て同被告等の要求を容れざるに於ては將來營業上等に種々妨害せらるべきを怖れ、他の名目を以てせば相當金員を提供するの意圖あるを觀取し、同年五月二日頃被告多摩吉、秀夫

等は日本橋區通三丁目附近料亭春日に於て、前記福山壽之と會見し前記不敬問題の彈劾を撤回し、同時に同聯盟大阪支部設置に要する費用として寄附金名義の下に千五百圓を交付せしむる約を爲したる上、翌三日同新聞社内に於て前記壽之より現金五百圓、超へて四月十三日同所に於て現金千圓を交付せしめて之を喝取し。

(2) 昭和二年十月五日頃發行に係る月刊雜誌キング第三卷十一月號百七十六頁滑稽語呂合と題する欄内に「恩賜ノ御衣今此ニアリ、捧持シテ毎日餘香ヲ拜ス、坊子ノウンコ今此ニアリ、掃除シテ毎日餘香ヲ拜ス」なる記事の掲載あるを奇貨とし、同月六日頃被告多摩吉、哲、穎吉、秀夫等同團幹部會を開催し、同雜誌記事は不敬不忠の記事にして思想悪化を助長せしむるものなるにより之を糾弾すべしと協議し、同日以來十月十日頃迄屢同雜誌の發行所なる東京市本郷區駒込坂下町大日本雄辯會講談社に立越し、同社會計主任高木義賢、營業主任赤石喜平、編輯主任淵田忠良、雜誌キング編輯擔當者長谷川卓郎等に面會し、該記事の不都合を詰り詰問狀を突き付け雜誌キング十一月號全部の發賣頒布を自發的に中止すること及同キング十一月號を廣告せる全國新聞雜誌に同廣告と同様の大きさを以て適當の謝罪文を掲載せよと逼りたるも、同社に於ては該記事掲載部分を截取手段を講じ其不都合を陳謝したるに止り、被告共の要求を容れざりし爲め、茲に被

告等は社長野間清治に面會して之を詰問するに如かずと爲し、同月十二日頃被告哲、穎吉外二名は被告多摩吉の命を受け群馬縣伊香保町なる野間清治方に立越し、直接面接の上前同様該記事の不都合を詰責したるより、清治は赤誠を披歴して百方陳辯に努めたるどころ、茲に被告哲、穎吉等は別室に退き該彈劾を撤回する條件として一万圓を支出せしむべきことを謀議し、被告哲をして清治に對し、對告等に於ては同人の精神を諒解したるも聯盟同志の者が非常に憤激し雜誌言論等により糾弾の準備中なれば之を抑壓することは至難なるのみならず、他團體に於ても該問題に付驟起せんとしつつあり、是等も鎮撫しやるべきにより費用として一万圓を提供せよと逼りたる爲め、清治に於ても被告等の要求を拒絶するに於ては益々事態を悪化せしめ後難の至る可きを怖れ全部の要求は容るること能はざるも即時金二千圓と毎年三百圓宛十年間三千圓を同聯盟に援助名義を以て交付すべきにより同志竝に他團體を抑壓せられたき旨申出るや、被告等は之を快諾して辭去し、被告多摩吉に其旨を通ずるや多摩吉亦之を認容し、翌十三日被告哲、穎吉等は前記講談社に於て高木義賢、赤石喜平をして金二千圓の山口銀行宛小切手一枚を交付せしめ、次で同年十二月初頃被告穎吉は被告多摩吉の命を受け屢々伊香保なる野間清治の私邸竝に前記講談社に到り、同社長秘書館内元、高木義賢、赤石喜平等と面會し、前記多摩吉が衆議院議員として立候補

するに付き選舉運動費の援助ありたき旨申出たるも遽に之に應せざるや、數度接衝の末前掲約旨による十ヶ年の年賦金三千圓の前渡方を通り、遂に同年十二月六日同講談社内にて高木義賢をして五ヶ年分前渡金名義の下に千五百圓の前同様小切手を交付せしめて孰れも之を喝取し、第二、被告石黒銳一郎、平岩巖は共同して東京市京橋區日吉町十五番地に於て、自由評論社を經營し月刊雜誌自由評論を發行し居りたるものなる處、雜誌キング十一月號中の滑稽語呂合と題する前掲記事を捉へ、不敬問題なりとして同年十月二十二日頃以來屢々前記問題に付て野間清治宛詰問状を突き付け、回答の如何によつては自由評論紙上竝に同志を糾合して徹底的に糺彈すべき旨を送りたるより、前記講談社の高木義賢等は大に之を苦慮し、芳川哲を介して被告巖、銳一郎等に對し陳謝の意を表し、只管糺彈の中止を懇請したるも容易に之を容るる色を示さず、既に同雜誌十二月號に該不敬問題竝に社長野間清治の人格竝に講談社の經營内情を攻撃する記事を印刷し、製本の準備を整へ居るを以て、之が掲載を中止するに就ては莫大の損失を受くべきにより費用辨償として金五千圓位提供せざるに於ては其の請を容るる能はずと迫り、種々折衝の末遂に同年十一月十八日前記講談社に於て、高木義賢より記事掲載中止に要する費用辨償名義を以て、金三千圓の山口銀行宛小切手一枚を交付せしめて之を喝取したるものなり。

被告人穂永傳は皇道義會國防研究部幹事、被告人三津良事若田久良は皇室中心主義を標榜する講道會員にして大東新聞社長、被告人潮澤具良事潮澤友吉は立憲政友會院外團員なる處、昭和二年十月五日頃大日本雄辯會講談社より發行に係る月刊雜誌キング第三卷十一號百七十六頁滑稽語呂合と題する欄内に「恩賜ノ御衣今此ニ在リ、捧持シテ毎日餘香ヲ拜ス、坊子ノウンコ今此ニ在リ、掃除シテ毎日餘香ヲ拜ス」なる記事の掲載あるを奇貨とし、被告人等は同年十月下旬頃講道會々長立川長宏、同會主幹東朝來、青年日本大日社長岩崎敬賢等と共に東京市牛込區早稻田鶴卷町二百九十八番地の講道會本部たる立川長宏方に會合し、同雜誌の右記事は不敬不忠の記事にして思想悪化を助長せしたるものなるを以て之を糺彈すべく、之が糺彈の方法として講道會なる團體の名に於て大日本雄辯會講談社長たる野間清治に對し、

- (一) 日本全國の新聞第一頁全面に亘り不敬記事に對し引責の理由を付して謝罪文を掲載すること。
- (二) 昭和二年十一月號「キング」を賣價を以て全部買取ること。
- (三) 昭和二年十一月中に雜誌界を隠退し講談社を解散し同時に其主宰する雜誌を廢刊し且つ將來に於て出版界と一切の關係を斷つこと

の三項を要求することを決議し、之が決議文を作成し、團體多衆の威力を示して右決議事項の實行

を迫らんことを謀議し、同年十月三十一日頃被告人三名は右東朝來と共に講道會を代表して東京市本郷區駒込坂下町の大日本雄辯會講談社に到り、同社員佐治克己に面接し、該記事の不都合を詰り前記決議文を突付け、之を野間社長に手交し同人に於て決議事項を實行せられ度き旨傳達し、其回答ありたきことを迫りたるも其後何等回答なき爲、茲に被告人等は東朝來、立川長宏と協議の上社長野間清治に面會して之を詰問するに如かずと爲し、被告人穂永及若田の兩名は東朝來と共に講道會を代表して、同年十一月九日頃群馬縣伊香保町なる野間清治方私邸に到り、直接野間に面接し前同様該記事の不都合を詰責し、前記決議事項の實行を迫りたるも、野間が百方陳辯に努むるのみにして之が要求に應せざるより、一應同邸を引揚げ同町の岸權旅館に戻り、被告人穂永、若田の兩名は東朝來と協議の上、野間清治の秘書館内元を同旅館に招致し、同人に對し吾々の要求に應せざるに於ては團員五百人位が直ちに東京より當地に來行することとなり居る旨申告げ、暗に右要求に應せざるに於ては多衆人の力を藉りて野間の身體に危害を加ふべき氣勢を示し、同人を畏怖せしめ、翌十日頃更に前記野間方に到り、野間に對し右決議事項の實行を迫り同人に於て之に應せざるや、時に怒聲を發し或は拳を固め或は中腰となり、之に應せざるに於ては野間に危害を加ふべき勢を示し、同人を畏怖せしめたるも野間に於ては右要求を斷然拒否したるより止むなく東京に引揚げたり。

仍て被告人三名は之が報復を企て同年十一月中旬頃東京市麴町區内山下町立憲政友會本部に於て銑心會員を語ひ其威力により更に野間を脅迫し、同人をして雜誌界より引退せしめんことを謀議し、「講談社ノ不敬事件ハコト重大事ナルガ故ニ單ナル謝罪廣告ヲ以テ寛恕スベキニ非ラズ、講談社ヲ解散シ不敬漢野間ハ雜誌界ヲ隱退シテ罪ヲ天下ニ謝スベシ云々」と記載せる銑心會大正赤心團、講道會名義の勸告狀と題する書面を作成し、立憲政友會院外團員より成る銑心會員小田原健郎、天外事瀧澤龍太郎、源チャン事鮎澤俊雄、樋口甲子郎、富山福夫、齋藤秀男の六名を語ひ、同月十七日同人等と共に前記大日本雄辯講談社に到り、同社員佐治克己に面接し同人に右勸告狀を突付け、之を野間に交付せられたき旨申告げ、野間に於て之に應せざるに於ては團體多衆の威力により野間に危害を加ふべき氣勢を示して引揚げ、以て野間を脅迫したるものなり。

|    |       |     |    |     |    |    |    |     |     |      |   |    |   |
|----|-------|-----|----|-----|----|----|----|-----|-----|------|---|----|---|
| 東京 |       | 第一區 |    | 第二區 |    | 上告 |    | 職業  |     | 氏名   |   | 犯時 |   |
| 恐喝 | 懲六月   | 見事  | 結了 | 見事  | 結了 | 見事 | 結了 | 上告中 | 記者誌 | 富田鎮彦 | 元 | 年  | 時 |
|    | 三、九、三 | 結果  |    | 結果  |    | 結果 |    |     |     |      |   |    |   |
|    | 懲六月   |     |    |     |    |    |    |     |     |      |   |    |   |
|    | 懲六月   |     |    |     |    |    |    |     |     |      |   |    |   |

犯罪事實(公訴)